

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
103	鳥取県、関西 広域連合、京 都府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県	小規模施設特定 有線一般放送に 係る届出の添付 資料の簡素化	放送法施行規則第143条 に定める都道府県知事へ の小規模施設特定有線 一般放送の届出に必要な 道路法の規定に基づく許 可その他法令に基づく処 分又は所有者等の承諾 の事実を証する書面の写 しと再放送の同意に関す る事項の記載を不要とす る。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設 特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限に ついては、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ 移譲されているところ。 その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法 施行規則第143条で定める、道路法の規定に基づく許可その他 法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写 し、電柱共架に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含 まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内 の集落から不慣れな資料作成や手続きへの負担があるとの意見 が寄せられている。 この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけら れており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくま で届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書 類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小 限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく 資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という 目的を達成することは可能と考える。	総務省	多治見市	○法の範囲内において、事務手続きの簡素化が図られることが受信者の権利利益の保護に資するものとする。
104	岐阜県、本巣 市  【重点2】	放課後児童支援 員の配置数の緩和	中山間地域において、放 課後児童支援員1人で実 施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措 置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等 に関する法律が適用される、中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、 数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があ ったため、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業とし て、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成 28年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用し ている1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童 クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児 童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバス で移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の 過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地 域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数で も、放課後児童クラブを継続していきたい。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援 員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が 難しい。	厚生労働省	庄原市、沖 縄県	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>放送法第11条は、放送事業者の放送番組が他の放送事業者により再送信される際、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることがないよう担保し、もって放送秩序の維持を図ることを目的として整備されたものである。</p> <p>また、同法第145条第1項は、本来、道路の無許可占有等法令に基づく処分を受けずに設備を設置したり、所有者等の承諾を得ないで行う電柱への無断共架は、それぞれの関係法令や所有権に基づく民事上の排除請求によって是正されるべきものであるが、法規範を無視した無秩序な業務態様が多く見られたため、有線一般放送の健全な発達を目的に整備されてきたものである。このような法整備の目的は、小規模施設特定有線一般放送においても変わるものではなく、法が求める要件を具備していることを証する書類をあらかじめ確認しなければ、業務開始後に法違反の事実が確認された場合、同法第174条に定める業務停止命令が行われ、現に放送を受信している受信者の利益を害するおそれがある。そのため、施行規則第143条で定める書類を届出時に提出してもらうことは必要である。</p>	<p>総務省御回答の放送秩序の維持や受信者の利益保護等の放送法の主旨は理解できる。</p> <p>当県の所管する事業者は、地方公共団体やNHKとの共同受信組合等の公的な機関の関与する事業者が多く、これらの事業者は、受信者保護や放送秩序の維持を行う立場にあり、その他の任意団体や営利団体等と同じ規制は過剰な規制であると思われる。</p> <p>従って、事業者のうち地方公共団体やNHK等公的な機関の関与する事業者にあつては、届出書に同意・許可・承諾等を受けている旨の記載をさせるなど、簡素化を図ることが可能と考えられる。簡素化できない場合は、その理由を御教示いただきたい。</p> <p>なお、当県事業者において、小規模な事業者が多いことから届出事務の簡素化は届出事務の負担軽減に資する。</p>		
<p>【厚生労働省】</p> <p>こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考え。</p>	<p>放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開設時間(18時)と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
105	岐阜県、中津川市  【重点2】	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	厚生労働省	-	-
106	大阪市  【重点10】	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考え。</p>	<p>今回の提案は、回答にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人的資源の活用や時間帯による利用児童数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。 放課後児童クラブの人材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。 また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務する」ことでは認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。 放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するという方法により、質の担保は可能である。 支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定要件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるので、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。</p>	<p>児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。 幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で遡及徴収すべき事案が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。 市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、遡及徴収事案について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思料する。 今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を遡及徴収すべき事案が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。 1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。 2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。 幼稚園及び幼稚園型こども園等にも市町村に代行徴収権限を付与するとともに、既に代行徴収権限がある類型を含め、市町村が代行徴収を行う際の施設側の徴収努力要件を、市町村の判断で免除あるいは緩和が可能とする。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
107	大阪市	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	<p>○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。</p> <p>○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1 現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。(例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。</p> <p>○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	<p>○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。</p> <p>○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。については、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一本化を提案する。</p> <p>○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市へ補助申請を行わなければならない、施設にとっても負担になっている。</p> <p>○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>特別な支援を必要とする子どもの受入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これら対象となっていなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。</p> <p>しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の趣旨や経緯、支障の実態を踏まえながら、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととした。</p>	<p>○認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考えます。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
108	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村  <b>【重点43】</b>	罹災証明に係る一連の手續・制度の見直し	<p>『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手續の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。</p> <p>また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。</p>	<p>平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。</p> <p>当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。</p> <p>半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。</p> <p>また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。</p> <p>一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。</p> <p>さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。</p>	内閣府、金融庁、財務省	常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿儿島市	<p>○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。</p> <p>○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手續の簡素化」等による業務の効率化が必要である。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】</p> <p>「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。</p> <p>当該運用指針による調査・判定方法については、これまで被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡単な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。</p> <p>【金融庁】</p> <p>大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払いも円滑に実施する必要がある。</p> <p>本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。</p> <p>・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定業務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも査定実務の混乱を助長する要因となります。</p> <p>・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない軽減費や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立金の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの妨げとなります。</p> <p>また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全士の損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。</p> <p>なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に関与する全ての損害保険会社の理解と協力が不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じるとして反対意見が示されており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。</p> <p>【財務省】</p> <p>地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与すること、被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。</p> <p>今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。</p> <p>1. 保険会社と自治体の調査基準の統一</p> <p>地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払いによる被災者（契約者）の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。</p> <p>地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する。再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、民民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者（契約者）の理解が得られない。さらには、支払い保険金や（損害調査費用を含む）保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靱性を確保できなくなる可能性がある。</p> <p>2. 調査の一本化</p> <p>(1) 調査結果の相互活用</p> <p>罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの、民民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながるものが危惧され、被災者の理解が得られない。</p> <p>(2) 調査実施の連携</p> <p>損害保険会社は、民民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定（調査）が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うこととなるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。</p> <p>自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要請対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組み必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。</p> <p>以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>大規模自然災害が発生した場合、自治体を越えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準的手順に基づき、一定の統一された調査が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につながることを肝要だと考える。</p> <p>「①調査手続きの簡素化」の提案については、同一災害における自治体間の調査手法・判定の差異の解消のほか、罹災証明願の受付時、いわば手続きの初動段階において「写真判定が可能なもの」、「調査を要するもの」の振り分けを行うことで、迅速な被害認定調査と罹災証明書の交付・取得に直結することが見込まれる。</p> <p>具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判定等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。</p> <p>また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。</p> <p>【金融庁】</p> <p>「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案により、「損害保険会社において、システム・教育体制等のインフラの再構築が必要」との指摘はもともとであり、保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。</p> <p>しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者（保険契約者）から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。</p> <p>そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。</p> <p>【財務省】</p> <p>「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案については、現在の地震保険の損害認定と罹災証明のための被害認定では、目的や調査基準、方法等が異なっており、統一に向けた調整は保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。</p> <p>しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者（保険契約者）から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。</p> <p>そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
109	伊豆市	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要としている。しかし、このような場合、議会が否決することはないと考えることから、他の構成団体の議会の議決の廃止を求めるもの。	伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が加入している静岡県市町総合事務組合という一部事務組合では、構成団体が多く、また、構成団体に一部事務組合が多い。 一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。 しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。	総務省	ひたちなか市、川崎市、宮崎市、	○当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。 現在、当組合の構成団体である町が市への移行を目指しているところであり、これに伴い、当組合の規約中、「町」を「市」と変更する必要がある。 本変更は市制施行に伴う単純、軽微な変更であるが、全構成市町の議会の議決が必要であり、事務負担が過大であることから、伊豆市の事例と同様、制度改正の必要性を認めるものである。 また、同構成団体により、地方自治法第252条の6に基づく協議会(都市圏広域行政推進協議会)が設置されている。 協議会の規約変更の際にも、全市町の議会の議決が必要であることから、協議会の規約変更の取扱いについても検討する必要がある(地方自治法第252条の6において例による同法第252条の2の2第3項)。 ○本市は4つの一部事務組合の構成団体になっており、県内の市町村合併が相次いだ時期は合併に伴い構成団体の名称変更が頻繁に行われ、変更を要する一部事務組合から、構成団体として議会の議決を依頼された。 議決を求められた事項には地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会が指定した市長の専決処分事項が含まれていたため、専決処分事項と議決事項を分離して議案とすることについて、一部事務組合と協議を重ねた。 このような構成団体との個別の協議は、普通地方公共団体と比べ職員数が少ないと目される一部事務組合にとっては多大な労務を要するものと推察できる。 このため、法の趣旨に沿った範囲で、事務の軽減を考慮した制度改正が望まれる。 ○単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催については、非常に負担。 ○県内自治体では、H30.10.1からの市制施行に向けて準備が進められている。これに伴い、同町が加入する9つの一部事務組合等において、規約の変更が必要となり、のべ235市町村(同町含む)において、議会の議決が必要となる。
110	福井市	漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続きの際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続きの省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更をする場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされ目的外利用による漁港施設の有効活用のネックとなっている。	農林水産省	ひたちなか市、熊本市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であつて、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼすことから、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でないと考える。</p> <p>なお、地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えないものであり、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものである。</p> <p>ご提案の事項については、このことを踏まえ、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。</p>	<p>一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であつて、構成団体の権能に影響を及ぼすことは理解できますが、今回の提案は、構成団体の単なる名称の変更に伴う規約の変更であつて、このことで構成団体を拘束し構成団体の権能に影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、当該事案のような規約変更は、構成団体の議会の議決を不要とする改正を希望します。</p>	-	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>
<p>福井市等からの指摘の平成2年3月15日付け通知については、平成21年4月1日の改正により(6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号)、(7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号)の添付書類が廃止された。</p> <p>また、当該通知は平成25年3月31日をもって廃止され、新たに平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知「漁港施設用地利用計画策定要領について」が定められ、添付書類を以下のとおりとしており、(5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第7号)の添付書類は廃止されたので、貴指摘の面積積算等をすべてやり直す必要なくなったところである。</p> <p>(1) 利用計画変更説明書(様式第2号)  (2) 漁港施設用地利用計画変更書(様式第5号)  (3) 現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図(様式第4号)  (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの)  (5) 漁港施設用地利用実態調書(様式第6号)  (6) 現況写真</p>	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
128	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続きにより申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらぬ。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	総務省	奈良県	-
139	関西広域連合(共同提案)滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	県境を跨いで運行されているバスにおいて、他の路線バスと重複する区間に乗降制限があり、利便性の低下を招いている。 また、今回の事例のように路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がることになる場合は、それぞれの運輸局に対して申請(近畿運輸局には、休止路線の変更(復活)手続き、中国運輸局に対しては路線新設の手続き)を行うとともに、各対象地域の地域公共交通会議で個別に協議を行わなければならない、事務が繁雑となり非効率である。 そのため、府県域を跨がるものは、連合への権限移譲を提案する。 さらに、交通政策基本計画(H27.2.13閣議決定)において「とりわけ、人口減少を背景とした地域公共交通ネットワークの再構築に当たっては、地域の自治体を中心となって、交通事業者、利用者を含む住民、地元企業やNPOなど、広範囲な関係者における協働と連携を図ることが欠かせないところであり、地域公共交通再編に係る地元協議会の実効性確保等を促進することが重要である。」とされており、当該協議会の主体が関係権限を持った上で、再編実施計画策定に向けた関係者等との実行力ある調整を行うことが効率的であると考え。	国土交通省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>広域連合の処理する事務に係る規約の変更にあたっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だて総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。</p> <p>ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとするのは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。</p> <p>なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。</p>	<p>地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。</p> <p>また、地方自治法第291条第2項4による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。</p> <p>上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考ええる。</p>	<p>【奈良県】</p> <p>広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できないことであるが、事前協議とは許可すべきか否かを正規の申請を前に判断するために行われるものであり、名称こそ違えども、実質上は許可と変わらない手続きを踏んでおり、主たる行政機関をはじめ、関係機関とも協議が行われるものではないのか。特に、地方分権改革提案募集の場合、内閣府が主体となり、関係行政機関との調整を行っていただけており、最終的に閣議において方針が決定されるものである。このような案件について、後に、他の行政機関が関係を有することが判明し、事後的に取り消すこととなることは想定しづらく、届出制としても問題はないと考ええる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際し、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているか、主に輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査を行っている。そして、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護を十分に図るためには、その性質上地域ごとに差異を設けるべきでなく、全国一律の基準の下で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが不可欠であることから、許認可等権限は国に存置する必要がある。</p> <p>また、路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がる場合の申請書等の提出は、その事件の主として関する土地を管轄する運輸局に提出すれば足りることとされており(道路運送法施行規則第2条第2項)、地域公共交通会議についても、複数の市町村長又は都道府県知事が共同で主宰することが可能であり(道路運送法施行規則第9条の2。範囲が2つの運輸局の管轄区域に跨がる場合も含まれる。)、共同で主宰することにより、関係者による協力及び連携並びに事務手続きの簡素化が可能である。</p> <p>なお、道路運送法及び関係法令において、「乗降制限」に関する規定はない。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許認可について、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護を十分に図るためには、その性質上地域ごとに差異を設けるべきでなく、全国一律の基準の下で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが不可欠のことであり、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護すること等を目的とする建設業法における建設業の許可等においては、地方に権限移譲がなされているのであるから、一般乗合旅客自動車運送事業についても同様に、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護を十分に図るための基準を示したうえで、地方に任せることが可能なのではないかと。「輸送の安全性の確保」については、全国一律の基準等が必要であるとしても、「利用者の利益の保護」については、利用者の利益に地域の特性が含まれると考えられることから、基準は参酌すべきものに留め、利用者により近い立場にある地方に任せてこそ、最も効率的かつ効果的な判断ができるのではないかと。さらに関西広域連合では、「平成30年度国の予算編成等に対する提案」の中で、地方分権改革の新たな手法として「権限移譲に係る実証実験制度の創設」を提案しており、そのことも踏まえて地方への権限移譲を前向きに検討すべきと考ええる。</p> <p>以上のことから権限を地方に移譲すべきであると考ええる。</p> <p>また、路線が県境を跨ぐことにより、運輸局の管轄区域が2つに跨がる場合の申請書等の提出は、その事件の主として関する土地を管轄する運輸局に提出すれば足りる(道路運送法施行規則第2条第2項)とのことであるが、個別に手続きをとるよう指導している運輸局もある。については、通知を発出する等により当該内容を改めて明示いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
143	川崎町	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話対応、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱われることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受付している。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであっても主張内容や適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	総務省	ひたちなか市、松原市、宇美町	○窓口対応における職員個人に対する不満等明らかに行政庁の処分でないものについて不服申し立てがされ、行政不服審査法上の手続(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服審査法上の処分がない場合でも、簡易に却下ができず、事務処理上の非効率が生じている。 ○行政処分に対する申し立ての形をとっているものの、審査請求人の主張が明らかに不適法な審査請求が多数行われている。具体的には、審査請求人に不利益のない決定に対して審査請求が行われ、審査請求の理由として、決定内容とは直接関係のない、職員の発言や応対への苦情等が多岐にわたり記載されているなどである。こうした請求が長期間続いていることにより、本来業務に支障が生じている。 ○本市では同様の申出があった場合には、制度の趣旨を丁寧に説明理解を求めざるを得ないが、困難を要することが十分予想されるため、上記のような制度改正が必要であると考えられる。
144	岩手県、秋田県、奥州市	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。 ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。	承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。	内閣府	北海道、旭川市、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、新潟県、三条市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○事業計画が3ヶ年、5ヶ年の計画であり、事業を実施していくなかで事業費の変動は起こりうる。そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>審査請求の裁決は、審査請求についての審査庁の最終的な判断を審査請求人に対して示す重要な手続である。このため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第50条は、審査請求人の手続保障及び手続の公正性・透明性を確保する観点から、裁決の方式として、裁決は書面によることとするともに、同書面には主文(審査請求の結論)に加えて、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由を記載しなければならないとしている。したがって、不適法な審査請求を却下する場合であるからといって、こうした裁決の方式自体を簡略化することは、上記観点から適当ではない。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。 ・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。</p>	<p>○現状では、交付決定後でなければ、事業着手が認められていないことから、申請の受付時期を早めるだけでは支障事例の解消にはつながらず、申請から交付決定までの一連の手続を全体的に早める旨を明確に回答されたい。 ○認定・交付決定日より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できるとされていることから、承認基準を示すなど、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。</p>	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
145	岩手県	農林水産業施設 災害復旧事業の 補助率増高申請 手続きに係る規制 緩和	被害が甚大な災害が発生 した場合は、農林水産業 施設災害復旧事業の補 助率増高申請書提出期 限(災害発生年の翌年1 月31日)の延長を可能と すること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなり、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。 平成28年8月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上に上り、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、県、市町村等に多大な負担が発生した。	農林水産省	福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県	<p>○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県営事業も含めて1月まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請を行う市町村は県に対して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となった。秋以降に災害が発生した場合は、件数にもよるが、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定事業費を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になると思われる。</p> <p>○本市は、広大な市域面積918km<sup>2</sup>を有し、農地も全域に点在している。大規模な自然災害が発生した場合は、申請に膨大な事務が発生し期限までに対応しきれない可能性がある。</p> <p>○被害が甚大な災害が発生した場合、限られた人数の技師職員で対応するには大きな負担がかかる。また、大規模災害時の復旧作業においては、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡略化の検討を十分に行っていただきたい。</p> <p>○平成27年9月の関東東北豪雨災(9月9日～11日)により、被害箇所2,313件、査定申請は170件となり、11月24日から12月17日まで査定を行った。近年、各市町村において公共災と農地農業用施設災の担当部署が統合されることで人員減となってきており、甚大な災害への対応に苦慮している。</p> <p>○甚大な災害発生時に起こる農業被害は、相当数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、庁内での応援体制も期待できないことから、少ない人数での復旧対応を余儀なくされるため、申請事務の期間延長や簡素化は必要と考えられる。</p> <p>○本市においても、平成25年8月の豪雨災害により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が800件以上に上り、200件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない、多大な負担が発生した。激甚災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助率増高申請書提出期限の延長を可能にさせていただくことにより、負担の軽減が図られる。</p> <p>○当県も平成28年災害では鳥取県中部地震(10月21日)で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条により、補助率増高申請書の農林水産大臣への提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、</p> <p>① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対して適用すべき措置が、例年3月上旬に政令で規定されるため、当省としても災害査定により確定した激甚災害に係る災害復旧事業費に対する国庫補助率の確定を2月中旬頃までに行う必要があること</p> <p>② また、年内に発生した災害復旧事業の事業費について各自治体に対して年度内での交付を行うべく、上記の政令と併せて、災害復旧事業費の国庫補助率の決定に関する農林水産大臣告示を行うこととしていることから、その事務処理を2月中旬頃までには終える必要があることを踏まえたものである。</p> <p>このため、補助率増高申請書の提出期限については、災害発生年の翌年1月31日とすることについて御理解いただきたい。</p> <p>なお、申請書類の作成に要する市町村の負担軽減を図るため、平成27年11月に「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」の改正による申請事務の簡素化、また、平成29年2月の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の制定による査定事務の簡素化を実施しているところである。</p>	<p>○追加共同提案団体が10団体に及ぶなど、多くの地方公共団体が同様の認識をもっている。</p> <p>○また、近年、大雨等の大規模な災害が増加・激甚化の傾向にあるほか、過去には、東日本大震災で期限を延長している事例もあることから、災害の発生時期や規模、被災市町村の体制等を勘案し、より柔軟に対応していただけるよう検討願いたい。</p> <p>○あわせて、申請事務のさらなる簡素化について引き続き検討するとともに、技術職員の全国的な支援体制の構築など、申請書の提出期限の延長のみならず、支障事例が解消される方を最大限検討願いたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
152	徳島県  【重点46】	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和	近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IOT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。	トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。 そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来たすとともに、多大な費用を要する。	国土交通省	仙台市、八王子市、三鷹市、新潟市、岐阜県、静岡県、豊田市、豊橋市、津市、堺市、鳥取県、岡山県、広島県、廿日市市、美馬市、宇和島市、西条市、大牟田市、佐賀県、長崎市、宮崎県、鹿児島市	<p>○管理橋のうち跨線橋においては、終電から始発までの限られた時間(3時間程度)で点検業務を行わなければならない。特に、線路の真上に位置する足場の設置・撤去については、1日ごとに行わなければならない。莫大な点検費用を必要とする(通常の点検費用に約1.20～3.0倍程度)。近接目視と同等の能力を持つ点検ロボットなどの開発により、作業効率の向上、足場の仮設等が不要になるなど、コスト削減に寄与するものと思われる。</p> <p>○架橋環境によって、近接目視が困難な箇所が存在する。点検方法の選択肢を広げ、点検における省力化やコスト削減を図るために、近接目視と同等とみなせる新技術を示すことを求める。</p> <p>○本市においても通常の点検車では近接目視が難しい橋梁については、大型の点検車やロープアクセスなどによる点検を実施しているところである。点検の省力化や効率化に向けて、技術者による近接目視と同等の評価が得られるような新技術の活用が必要であると考える。</p> <p>○本県は全国トップクラスとなる約4,500橋の橋梁(2m以上)を管理している。その中には、部材が支障となり橋梁点検車で点検ができず近接目視が困難な橋梁が存在する。その場合、ロープアクセスで点検を行うこととなるが、橋梁桁下は点検が困難であるし、足場設置・撤去による多大な費用と時間を要する。そのため、近接目視と同様の点検精度を有し、コスト削減や省力化を図ることのできる新技術を活用することができるよう、基準を緩和してほしい。</p> <p>○点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。</p> <p>○昨今の点検技術は従来の土木分野のみならず、ロボット技術や情報技術の分野の業者の参入も多く、日進月歩で成長している。一方で、現行の法制度の中では橋梁点検は全部材を近接目視することを原則としているため、例えば鉄道を跨ぐ橋梁や幅員の広い橋梁などについては点検を実施するのに莫大な費用や期間が生じている。ドローン等のロボット技術の活用を柔軟にできるようにすれば、より合理的で効果的な点検を実施していくことができるのではないか。</p> <p>○本県においても、平成26年7月の道路法改正に伴い、橋梁点検車で近接目視による点検ができない場合は、ロープアクセスによる点検を実施しており、点検者の安全確保と点検にかかる多大な費用について課題を抱えているところである。このため、近接目視と同評価が行える点検ロボットを導入することにより新技術による点検を可能にするなどの要件の緩和が必要である。</p> <p>○当市においても、桁下高の高い橋梁(渡海橋)や、桁高の高い橋梁を有している。特に、吊足場や大型の橋梁点検車(BT-400)を必要とする場合、高額な費用を要することや、一定の期間に車両の確保等が困難なケースがある。</p> <p>○上土工下や側面を化粧パネルで覆っている構造の橋梁について、5年に一度の近接目視点検を行うためには、化粧パネルを取り外す必要があり、費用が莫大なものになる。そこで近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行えることとあるが、その方法について、点検口からのカメラ撮影は可能とするなど指針を明確にしたい。</p> <p>○橋長の短い小規模橋梁については新技術を活用した簡易な点検手法を確立し、点検費のコスト低減を図ることが可能と考えられる。</p> <p>○本市も1,700橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが国県道に比べれば重要度は高くはない橋であるが、点検費用は橋長が同じであれば変わらない。そのため補修系の予算の多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかけられる予算を圧迫している。</p> <p>○橋りょうを例に挙げれば、本市が管理する橋りょう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検をした場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額な費用が必要となり、老朽化した道路インフラの計画的な修繕への影響も考えられる。点検コスト削減や技術者不足の解消のため、徐々に活用がすすんでおり、ドローンをはじめとした新技術等について、道路橋定期点検要領に記載のある「技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法」としていただくよう、御提案に賛同するものである。</p> <p>○近接目視が難しい橋梁点検箇所について、新たな点検手法の活用を行うことで、点検におけるコスト削減や省力化が図れることから点検手法の緩和をされたい。</p> <p>○平成26年7月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。橋梁においては、トラス橋や歩道橋などの橋梁点検車で点検ができない橋梁においては、足場やロープアクセスによる点検が必要となるが、点検費用が高額となっている。このような状況を踏まえ、現在国土交通省でも試行点検を実施している点検ロボット等の新技術による点検方法を取り入れることで点検費用の削減が図られると考える。また、点検ロボット等での点検を可能とする道路法施行規則の見直しも併せて検討してほしい。</p> <p>○本県においても、ハイビアの橋梁など近接目視が困難な箇所の点検に苦慮しており、新技術を活用した点検は有用と考える。</p> <p>○本市においても、今年度、ロープアクセスによる橋梁点検箇所(JR軌道敷)の予定がある。ご提案のように作業時間が制約されること、足場や橋梁点検車よりも点検環境が悪いため、安全性が低く、点検を円滑に行うには支障が来すと考える。</p> <p>○これまでの点検作業において、その受注者から次の課題が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吊り橋においては、吊ロープ等の部材が支障となり、橋梁点検車のブームが入らず、損傷らしき状態を発生しても、その程度や原因の特定が困難である。</li> <li>・また、高橋脚の脚柱はもとより、幅員が狭い橋梁や主要部材の損傷が認められる橋梁については、橋梁点検車の使用そのものが困難な状況となっている。</li> </ul> <p>こうした現状に対して、吊足場及び特殊高所技術調査を採用しているが、吊足場については、設置・撤去に当たり出水期を避ける必要があり、かつ、山間部等の小規模な橋梁においては足場資材の搬入そのものが困難な状況である。また、特殊高所技術調査については、橋梁の架設状況等によっては、安全性の問題に加えて、経費が割高になる場合がある。</p> <p>以上の状況を踏まえ、近接目視の手法の拡大・充実、さらには近接目視と同様の点検精度を有する新技術の活用は、定期点検の精度向上はもとより、市町村の負担軽減につながるなど、老朽化対策の一層の推進につながるものと考えられる。</p> <p>○本市では、約900橋の維持管理をしている。約600橋について近接目視による法定点検が完了している。そのうち、3橋についてはロープアクセスによる点検が必要となり、多額の点検費用を要している。</p> <p>○全ての橋梁点検は、近接目視で行っておりコストがかかっている。本市においても、斜張橋が2橋あり、点検には、ロープアクセスによる工法を用いなければならない。点検にかかる費用が高額である(費用:1橋あたり500万円以上)。近接目視の点検方法として新技術(ドローン等)を活用するなど、コスト削減を図ることができ、より効率的な点検が可能となる。</p> <p>○本市も同様に足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検は安全性が低いことからドローンの活用や新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせて点検手法をとる必要がある。</p> <p>○幅員の狭い跨線橋、跨道橋等では、近接目視のために全面的に吊り足場を設置する必要があり、点検に時間や費用を要する。近接目視と同等の点検精度を有する新技術を取り入れることで、コスト削減や安全性の確保につながるため、制度改正を求めたい。</p> <p>○近接目視による点検に加え、その他の技術が採用されることで、点検手法が拡がり、点検コストの削減等につながる可能性がある。</p> <p>○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>橋梁の点検は、平成25年の道路法改正、平成26年の省令改正の内容に基づき、必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本としている。</p> <p>新技術による点検について、国土交通省では、点検業務の効率化等を目的に、平成26年度よりロボット等を用いた橋梁・トンネル維持管理技術について、民間から技術を公募の上、現場での検証を実施しているが、現時点では知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていないと認識している。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく。</p>	<p>「引き続き、新技術の開発動向を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく」とあるので、新技術の開発を促進し、早期の現場への導入をお願いする。</p>	<p>【宇和島市】</p> <p>○ 近接目視に関する新技術の評価や問題点について、一般に公表するとともに、共同して開発に取り組んでいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
153	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合  【重点11-②】	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるような制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	文部科学省	石巻市、ひたちなか市、千代田区、多治見市、浜松市、愛知県、城陽市、山陽小野田市、大分県	<p>○学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。</p> <p>○現状では、学校と保護者間の関係などが問題となり、代理受領の手続きがスムーズに進まない場合や保護者の同意を得られない場合が見受けられ、給食費会計の運営に支障をきたしている。制度を見直すことにより、保護者の委任状なしに直接学校等に交付されるようになることで以下の効果が期待できる。</p> <p>①学校で保護者の同意を得る必要が無くなるため、迅速で確実な徴収が見込まれる。</p> <p>②保護者間の公平性が図られる。</p> <p>○本市では、就学援助申請時に必ず学校長が代理請求・受領する委任状をもらっており支障となっている事例はないが、委任状を必要とせず、確実に給食費が納付される制度に改正することには賛同できる。</p> <p>○保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。</p> <p>○学校が再三納付の依頼を行っても委任状の提出が無く、反応が無い保護者がいる。制度改正により、少しでも給食費の未納が解消されると、安定した学校給食の運営につながる。</p> <p>○支援制度の趣旨から鑑みても保護者の委任状の必要性について疑義が生じる。</p>
154	金沢市  【重点15】	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。  ※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。	厚生労働省	北海道、姫路市、鹿児島市	<p>○すべての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査時において一体的に状況確認をしている。</p> <p>・特に、処分を検討している事業所の法人に対して、組織的な関与等の確認が同じ担当でできるので、迅速に調査や判断ができた。</p> <p>○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。</p> <p>迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。</p> <p>○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。</p> <p>○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>学校給食費の就学援助を現物給付の方法により行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要であることから、ご提案の事項については、現行制度においても、実現可能であり、今後通知等により周知してまいりたい。</p>	<p>学校長が給食費を取り扱う場合においても、自治体の判断で学校給食の現物給付であると見なせば現行制度でも保護者の同意や委任状の提出は不要であるという旨のご回答であると思うが、『要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領』に「学校長が保護者の代理として給与費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」という条文があるため、現行制度でそのような対応が可能であると解釈していない自治体のみられる。 支障の解決につながるため、「学校給食費の就学援助を現物給付の方法で行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要である」旨の通知等の発出をお願いする。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>
<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。</p> <p>・ 地方自治法第252条の17の2第1項</p> <p>また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p>	<p>介護サービス事業者の指定・取消権限と指導・業務管理体制監督権限が一体的に付与されることにより、不適切事例に対する迅速かつ確かな対応が可能となるものと考えており、指定・取消権限と同様に、法改正により業務管理体制監督権限が移譲されることが望ましいと思われまます。 また、中核市においては、介護サービス事業者の指定・取消業務を行うための体制が整っていることから、業務管理体制監督権限の移譲を受けた場合においても、適切に対応することが可能な状況にあると考えています。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
158	奈良県	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	<p>本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱い。民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運用が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。</p> <p>また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込みにくい。</p> <p>一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。</p> <p>このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考えられる。</p>	総務省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>提案の文化施設の設置・管理における地方独立行政法人の活用については、今後、具体的に生じている支障について精査を行いつつ、検討する。</p>	<p>提案の実現に向けて、法改正を含め必要な検討を進めていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
159	奈良県  【重点7】	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後も一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離れた上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考え	総務省、文部科学省	ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに関しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。</p> <p>【文部科学省】 提案については、平成16年の通知（「公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について」（平成16年3月30日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知））において、公立学校に係る業務のうち、学校施設の警備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることとしているところである。</p> <p>また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出資を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。</p> <p>これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示された。</p> <p>7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的なニーズや委託に係る提案が出ているのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教授願いたい。</p> <p>また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。</p> <p>このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な委任の在り方については、中央教育審議会（平成16年3月4日）答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>【総務省】 公立幼稚園の管理運営の包括的な委託等について、学校教育法上の整理が行われ委託可能となった後は、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご検討をいただきたい。</p> <p>【文部科学省】 幼稚園運営については、警備や清掃、給食等といった定型的な管理業務だけではなく、管理運営業務を包括的に民間委託することが、施設の効率的な運営のために必要である。</p> <p>また、地方公共団体が学校法人と協力して幼稚園を設置することについては、民間委託に比して、学校法人の新設に係る事務的負担が過大になるほか、地方公共団体が当該法人に対して出資する等、新たな財政的負担の発生が想定されるが、特に県内の小規模市町村には、その負担に耐えられない団体が存在している。加えて、現状、幼稚園が存在しない小規模市町村にあっては、団体が出資等をして、学校法人を新設しようとする既存の法人等は見込みにくいものと考えられる。</p> <p>山間部を多く有する本県では、地域の人口減少、少子化等は急速かつ深刻化の一途を辿っており、もとより財政力の低い本県市町村では、財政の安定的見通しが十分でない中で、福祉サービス、水道・交通等のインフラをはじめ、あらゆる面で行政サービスの安定的な維持は、既に深刻な問題となりつつある。公立幼稚園の運営についても、この問題の全く例外でない。仮に現行の手法でしか公立幼稚園の管理・運営が認められない場合、地域の幼児教育の維持が困難になる危機感を強く認識している。実際に、ある村においては、公立幼稚園の維持が困難となり保育所に移行せざるを得なかった事例も存在している。</p> <p>あわせて、より専門性の高い教育、ニーズに合った教育を受けたいと希望する児童や保護者にとって、現行の公立幼稚園自らが管理・運営する方式では対応できなくなる懸念も有している。</p> <p>このような状況を踏まえ、本県では、市町村合併に代わる持続可能な効率的な行政運営のしくみを「奈良モデル」として位置付け、今後新たな取り組みを進める分野の取組の1つとして、公共施設の管理・運営手法の検討を行っているところであり、『奈良モデル』のあり方検討委員会報告書（平成29年3月）において、「公立幼稚園等の管理・運営を広く民間事業者等にアウトソースできるよう、法改正を含めた制度改革を求めたい。」としている。民間委託や地方独立行政法人等の施設運営の選択肢を幅広く備えることは、地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進するうえで重要である。</p> <p>また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものでもある。幼小接続を円滑に行うためには、幼稚園と小学校の緊密な連携が必要であり、公立幼稚園として存続することは、公教育の連携においても、児童や保護者の安心の観点からも、その果たす役割は大きい。</p> <p>本提案の実現により、地域における幼児教育の場が確保され、また、民間法人や地方独立行政法人が幼稚園の管理運営に参画することで、設置者や現場の教員のみならず、多くの人々が幼稚園教育について現在以上に議論・研究を行うことができ、その結果、独自性があり、かつ効果的な教育を実施できる機会が増えるものと考えられる。その結果、従来の市町村自らが行う幼児教育よりも、地域の特性を活かしつつ専門性の高い教育や、児童の発達段階に応じた最新の教育内容や障害児への対応など、最新の知見を活用した教育を行い、地域における幼児教育の質の向上が可能となると考えている。</p> <p>県としても、市町村の意向を更に詳細に把握するとともに、管理運営業務の受け皿となる学校法人が実在するか具体的な調査を実施して、今後、知事と市町村長とのサミット討議の中で、具体的な枠組みについて議論していくところであり、今後更に議論を深めるためにも国側の早期の検討・見直しを求めたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
161	全国知事会、 全国市長会、 全国町村会  【重点2】	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。 放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。 このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。 2. 人員資格基準 人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。 また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なのは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。 3. 人員配置基準 人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらと比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。 4. 潜在的待機児童の問題 昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにもかかわらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。 女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。 少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。 5. まとめ 全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長でも対応できない。 また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異なる。 保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。 放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し(「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し)を行うべきである。	厚生労働省	旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本市、宮崎市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。 なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。</p>	<p>○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである」とされている。 ○また、施設・公物設置管理等の基準を自治体の条例に委任する場合、「条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」としている。 ○このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。 ○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。 ○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自にサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる弊害が多く発生しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかと懸念も大きい。 ○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び現在の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、当時、地方自治体の意見を聴取して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が多様な地方の実情に合致したものとなっていることや、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの根拠とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実情を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。 ○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。 ○国の基準は、標準的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの規模や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な不合理を生じることとなっている。 ○今回、提案のあった個別・具体の支障事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度を運用した中から浮かび上がった問題点である。 ○基準の廃止又は参酌化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。 ○また、「従うべき基準」が廃止又は参酌化された場合でも、住民を代表する議会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。 ○量の拡充と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設定・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。 ○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。</p>	<p>【静岡県】 一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない、中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
162	全国知事会、 全国市長会、 全国町村会  【重点23】	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	路線定期運行バスの停留所には、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両が停車できないため、路線バスと、区域運行や自家用有償旅客運送事業によるコミュニティバス等との乗り換えを行う利用者は、路線定期運行バスの停留所から区域運行バス等の停車位置まで移動する必要があるが生じ、円滑に乗り換えを行うことができないとの解釈が生じている。  【実例】 既存バス路線が廃止された地区で4条許可による乗合タクシーを運行している。乗合タクシーは市街地に入り入れる路線定期運行のバス路線に結節しているが、路線定期運行のバス停に乗合タクシーが停車できないため、路線定期運行のバス停から離れた場所に乗合タクシーのバス停を別途設置している。これにより、利用者はバスの乗り継ぎのために徒歩で移動する必要がある、住民から乗り継ぎの不便を訴える苦情や利便性向上を求める意見が寄せられている。	警察庁、国土交通省	ひたちなか市、新潟市、伊豆の国市、福知山市、鳥取県、防府市、宮崎市	○県内自治体の市では、デマンド交通のいくつかの乗降ポイントで「路線バス停留所乗継箇所」を定めているが、当該規制の関係でバス停留所から10m以上離れた安全な場所で乗降している。 ○本市でも、地域公共交通会議での同意を経て、一般乗合旅客自動車運送事業として4条許可で区域運行しているデマンド交通の利用客の乗降については、乗降場の目印を設置し、目印付近での乗降をお願いしている。これら区域運行しているデマンド交通の乗降が、路線定期運行バスのバス停と同じ場所にするのが可能になることで、乗継などの利便性がより一層向上することから、制度の改正が必要である。 ○路線バスを営業する運行事業者との協議が調えば成立すると考える。地域公共交通会議において、しっかりとした協議が必要である。バス停の管理や表示方法、費用の明確化が必要である。 ○全市的に、地域内移動を自家用有償運送、地域間移動を民間事業者による定期路線バスに委ねており、双方の円滑な乗継環境の整備によって、公共交通ネットワークを形成し、利便性向上を図る上で、自家用有償運送事業の車両の停車は必要である。 ○自家用有償旅客運送による輸送が中山間地において多くあり、4条バス事業者と自家用有償旅客運送事業者が各々バス停を設置している。これにより乗り継ぎを行うバス利用者はバス停間の移動が生じており、利用者の不便となっている。本県において、道路交通法第46条の規定を適用し、4条路線バスと自家用有償旅客運送車両が同一のバス停として使用している箇所はない。 ○現在、本市において当該事案についての支障事例はないが、今後の公共交通網再編において路線定期運行のバス路線に結節点を設けることを検討しており、同様の支障が生じることが想定される。また、当該事案の改正は、路線定期運行のバス停留所と区域運行バス等の停車位置までの移動が不要になることから、利用者の利便性の向上だけでなく、安全性の向上に繋がるものと考えられる。 ○コミュニティバスによっては、路線バスへの接続を強く意識した時刻設定をしているものもあり、利用者の利便性を考慮すると、運行事業者間での合意を得たケースについては、バス停での停車を認めていただきたい。
163	山形県、青森県、宮城県	感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるように制度や取扱いを見直していただきたい。	全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。病院から100km以上離れた地域の患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等にかかる本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。	厚生労働省	福島県、川崎市、新潟県、豊橋市、愛媛県、沖縄県	○本県も、結核による入院患者が減少傾向にあること、国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床施設を必要数確保することが求められていること、結核病床施設に他の患者を入院することができないことから、結核入院病床施設の維持の費用が負担となっている。 また、費用負担のため、結核病床を減らしたい要望がある。 ○本県においても結核患者の受け入れを休止した医療機関、一部休床せざるを得ない医療機関があり、二次医療圏毎に病床を確保するのは困難になってきている。 多剤耐性結核など治療が困難で長期入院が必要となる場合に対応する結核医療の拠点となる病院は不可欠だが、一般的な結核医療においては、一般病棟内の陰圧設備などを備えた個室病床で対応可能と考えられることから、結核病床と感染症病床の制度の見直しは必要と考える。 ○当県でも結核病床の利用率が減少しており、現在、結核医療体制のあり方を検討しているところ、結核患者の長距離の移送が課題となっている。 二次医療圏ごとに指定する第二種感染症指定医療機関において、感染症法に基づく結核患者の入院治療が可能となることにより、患者の移送距離が短縮され、患者及びその家族の負担軽減及び療養環境の向上につながるものとする。 ○結核患者が年々減少する中、結核病床を保有している医療機関は、その保有自体が財政的負担となっている。 しかし、政策医療の確保、並びに沖縄県保健医療計画で定める結核医療に必要な基準病床を満たす必要がある。今後も安定的に結核医療が提供されるよう、早期に、第二種指定医療機関(感染症)と同様に、結核病床を有する医療機関への運営補助と、病床の有効活用等の支援策を拡充していただきたい。 ○感染症予防ができる設備が整い、結核の治療ができる医師などのスタッフがいるのであれば、結核病床及び感染症病床の区分解消による効率的な活用により、患者、家族の負担軽減や病院の安定的な経営につながることから、有意義と思われます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>国土交通省より警察庁に対して、「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け国総計第72号、国自旅第210号)を发出し、「地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行及び区域運行に限る。)及び自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送(交通空白)及び過疎地有償運送に限る。)」に使用される車両について、協議会で認められた一定の停留所」という基準を示しつつ、当該においては、停車又は駐車を禁止する場所の特例が認められるよう要望を行った。</p> <p>それを受け、警察庁より「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐(停)車に係る取扱いについて」(平成26年11月20日付け警察庁丁規発第85号。以下「通達」という。)を发出し、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、前記基準を満たす停留所の標示柱又は掲示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、道路交通法(昭和35年法律第105号)第46条の規定による当該車両に係る駐(停)車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応するよう、都道府県警察に対して周知済みである。</p> <p>また、国土交通省においては、上記取扱いについて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定に当たり、同計画の策定手順、考え方を示した『地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き(第3版(平成28年3月))』に掲載し、ホームページにおいて公開及び周知している。</p> <p>なお、通達発出日から平成29年5月末までの間、都道府県警察が、前記「一定の停留所」に駐(停)車可の上記取扱いを実施するよう要望を受けた事実は把握されていない。</p>	<p>地域住民の生活の足の維持確保を図る上で、デマンド交通や自家用有償旅客運送等、路線バス以外の交通体系が近年大きな役割を果たすこととなった実情を踏まえ、停留所等の規制に関して、デマンド交通や自家用有償旅客運送等を路線バスと同等に取り扱うことが合理的な場合について検討を行うことが必要と考える。</p> <p>警察庁の通達においては、路線バスと同様にデマンド交通や自家用有償旅客運送等が路線バスの停留所付近に停車することが特例的に可能とされる検討がなされる場合、地域公共交通網形成計画の作成及び実施がなされる際に限定されていると受け止められるが、より幅広く路線バスと同様の取扱いとされるべきである。</p> <p>地域公共交通網形成計画の作成は全市町村でなされるものではなく、他方で地域公共交通会議は、道路運送法施行規則等に基づき地域の実情に即した乗合旅客運送の態様等を協議する場として位置づけられているなど、地域の関係者の合意形成の方法は多様である。このため、地域公共交通活性化再生法に基づく協議に限定せず、地域公共交通会議等で合意形成が図られた際についても対象となることを明確にするべきである。</p> <p>また、停留所における車両の駐停車に係る取扱いについては、これまで警察庁は都道府県警察等に対して適切な対応を行うよう通達を发出し、国土交通省はホームページ上で公開している「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」において記載して周知を行っているが、なお依然として地方自治体への周知は不十分な現状であることから、地方自治体の地域交通担当部局にも取扱いが明確に周知されるよう、改めて適切な対応を行うべきである。</p> <p>加えて、地方自治体が事前に考慮する際の参考とするため、今後停車を認められた事例など具体例についても、周知することとされたい。</p>	<p>【新潟市】</p> <p>地域公共交通網形成計画は、マスタープランとしての役割を果たすものであり、路線に使う車両や停留所の具体的な位置などを定めることは、同計画の性質上難しいと考える。</p> <p>また、再編実施計画については、地域公共交通網形成計画(マスタープラン)を実現するための実施計画であることから、車両や停留所の位置などを定めることはできるが、同計画の策定に当たっては、関係する市町村や区域内の全ての交通事業者からの同意が必要などからも、当市も含め策定が進んでいないのが現状である。</p> <p>そのため、これら上位計画に位置付けないまでも、地域公共交通会議において交通規制の可否を検討し、合意されたものについては、駐車又は停車ができるよう柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案に沿って、地方自治体へ適切に周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、結核病床その他の病床を一つの看護単位として治療を行うユニット化をすすめることを定めており、感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病棟ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用に努めているところだ。</p>	<p>感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病棟ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用を行うとともに、二次医療圏内の結核入院体制を確保し、遠方への入院に伴う結核患者本人の肉体的・精神的負担等を解消すべく、結核病床を廃止し、感染症病床に統一するよう制度を改正してもらいたい。</p>	<p>【愛媛県】</p> <p>空調の独立化や陰圧維持などが可能な第二種感染症病床施設において柔軟な対応が可能となるよう、「結核患者」を「感染症患者」に見直すことを要望したい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
166	熊本市	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配送については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配送先の変更等配送トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。【現在の制度】災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。【支障事例】現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に関しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。	内閣府	北海道、仙台市、ひたちなか市、上越市、多治見市、亀岡市、北九州市、田川市、熊本市	○本県においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上型仮設住宅については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約後、行政が貸主に費用を支給するという契約手続を選択できない。また、市においては、生活必需品の支給について、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。○提案の効果で示してあるとおり、現物支給の例外が認められることで被災者への支援が迅速に行われるので、制度の改正を望む。○大規模災害時の混乱状況を考えて、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものとする。○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるよう検討する必要がある。
167	埼玉県	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	【現行制度】大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。【支障事例】各自自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であるとする。	環境省	徳島県	○【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自自治体を持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることから速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達に困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。</p> <p>・有識者会議においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが続く」等の利点が、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。</p> <p>・災害救助法に基づく生活必需品の給付については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのご程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではない。また、寄贈を受けたり別に保管した物があったり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。熊本市の生活必需品給付における支障事例は、応急仮設住宅への入居時期を大幅に超えて、広く被災者から申請を受けて実施したことから生じた混乱であると史料する。</p> <p>・借上型応急仮設住宅の供与における現金給付については、有識者会議の中間とりまとめにおいて、「今後の検討課題」とされており、東日本大震災での提供も継続中であることから、その終息状況や熊本地震の状況も踏まえ、検討を行ってまいりたい。</p>	<p>・現行の災害救助法における「現物給付の原則」は理解している。そのうえで、今回の提案は、被災者に迅速かつ適切な救助を行うための手段に柔軟性を求めるものである。</p> <p>・有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはない。また、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要性」については、被災者の把握は、基本的に被災者からの申請及び権証証明書の判定に基づいて行っているため、別途把握する必要はないと考える。</p> <p>・また、御指摘のあった本市の支障事例は、被害が広範囲かつ甚大であったために、多くの申請があったこと、通行止めや再配達といった配送トラブルが多発したことが要因であり、それは現物支給に限定された本制度が、被災地の現状に対応できていないためであると思料する。限られた人員で適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。</p> <p>・借上型応急仮設住宅の供与については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多大な負担となっている事実を考慮して、前向きに御検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制に関し、同法による規制等を円滑に実施するために必要であれば関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べるができる旨を明らかにするものであり、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、特定粉じん排出等作業の届出が行われた工事に係る資料の送付に限定されているものではありません。</p> <p>従って、制度改正は必要ないものと考えます。</p>	<p>本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の2点について支障があると考えられる。</p> <p>1 都道府県知事がその役割(措置権限)に応じた資料の提出の要求等ができることと規定したのが法第28条第2項であるとのことである。</p> <p>同様に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができることと規定したのが法第28条第1項であると思われる。</p> <p>しかし、2項と1項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定列挙されたものしか資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に関わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができることと読み取れる。</p> <p>環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。</p> <p>2 特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止するために、建設リサイクル法の届出情報(工事ごとに特定粉じん排出等作業の有無が混在)を得ることが法第28条第2項において認められているとのことである。</p> <p>そうであれば、混在している特定粉じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で斟酌することになると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。</p> <p>実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと指摘を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。</p> <p>こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えられるが、改めて見解を示されたい。</p>		

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
168	埼玉県	国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与	指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。	【現行制度】 国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととできるとされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。 一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。 【支障事例】 指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。 また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示達額確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。 例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。	財務省	神奈川県	○【現行制度】 本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業について国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものとなっている。 【支障事例】 直接国と指定都市がやりとりする補助金については、国と当該市の間で交付決定の通知や、補助事業に関する調整が行われており、そこに国の会計機関としての県は介入しないため、会計処理を行うための情報(交付決定や、事業の進捗など)を当該市に確認しないと入手できず、執行管理が非常に困難となっている。なお、例として本県の社会資本整備総合交付金においては、H28年度、54件約227億円分の支出事務を行った。
169	埼玉県	市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。 また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとする。	【現行制度】 市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとされている。 なお、都道府県施行の事業計画に対する意見書についても、都道府県都市計画審議会に付議し、同審議会で審議することとされている。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会が説明するに当たって、事前に市町村への聞き取りをする必要があり、2週間程度要している。 また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員数26名:平成29年6月現在)、学識委員及び県議会議員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配に3か月程度の準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があることが挙げられる。 こうしたことから、意見書が提出されてからの審議や事業計画の決定に時間を要している。 さらに、審議会において県は施行者の意見を代弁する形となっており、施行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。	国土交通省	ひたちなか市	○意見書の提出があったならば支障となっていたであろうことは幾度かあった。例としては、当該年度内に換地処分を目指していた地区において、本計画承認へ向けての国や県との協議に時間を要し、事業計画縦覧開始時期に約1ヶ月程度の遅れが生じ、審議会開催まで1ヶ月の猶予期間があったとしても、審議会付議案件の締め切りは3ヶ月前であるため、意見書の提出があった際には次回開催に見送られるとのことであった。意見書が提出され、次回の審議会に見送られた場合には、縦覧が1ヶ月遅れであっても実質5ヶ月後の審議会に付議され、その後の事業計画認可申請から認可を受けることも約1ヶ月を要することから、事業計画手続は実質約6ヶ月の遅れとなり、関係機関や市民に周知していた換地処分時期にも影響が生じ、関係機関の繁忙期を回避することを考慮すれば、事業としては、約1年以上の遅れとなることもあり得る。このようなことから、比較的流動的に開催することも可能な市都市計画審議会に権限を移譲となれば、期間的ロスを軽減し、事業期間の短縮が図れる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>ご指摘の支障事例については、会計法第48条及び補助金適正化法第26条第2項によって国から指定都市への事務の委任ができないから生じているというよりは、むしろ都道府県が行うこととする事務の範囲の設定の問題であって、国から指定都市への委任を可能とすることによって解消するものではないと考えられる。</p> <p>これらの規定により国の会計事務のすべてを都道府県が行うこととするのはできないが、当該事務をどの範囲で都道府県が行うこととするかによって支障事例を解消する余地がある。</p> <p>なお、都道府県の事務の実施に支障があるような事務の範囲の設定に対しては、都道府県には、例えば、法の規定により都道府県知事が同意を行わないという意味決定の余地がある。</p>	<p>会計法第48条の規定は、都道府県知事の同意を前提としているので、都道府県が行うこととする事務の範囲を見直し、法の規定により知事が同意を行わないという意味決定の余地があるという御指摘はもっともである。</p> <p>しかし、知事が同意を行わないとなると、指定都市に係る国費事務は全て国が行うこととなり、今度は国側で事務の負担増等の新たな支障が発生することが想定される。</p> <p>例えば、平成28年の仙台市提案「保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化」(管理番号144)における、厚生労働省の第1次回答では、市町村の支出事務を国が行うこととした場合について、「全国の市町村の支払い事務が国に集中し、国の事務負担が大幅に増加し、期間が短縮されるところが現状より多くの期間を要することになる」としている。</p> <p>また、指定都市分のみ国が国費事務を行う形態は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言いがたく、なにより、指定都市側で一貫した国費事務が行えないという現在の状況に何ら変化は生じないこととなる。</p> <p>以上により、指定都市に係る国費事務を国が行うようにするのではなく、法改正によって指定都市に受任権限を付与することが支障事例を解消する妥当な手段であると考えことから、改めて当該提案を御検討いただきたい。</p> <p>最後に、国庫補助金に係る事務(交付申請等の国との直接的かつ実質的な調整)を指定都市が行うことができる現状に対し、なぜ最終的な会計処理について委任の対象を都道府県に限定する必要があるのか、という点についても考慮していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の趣旨を適切に踏まえ、更に検討すべき。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>土地区画整理事業に係る意見書の付議に関する規定は、市町村(指定都市を除く。以下同じ。)が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可権者である都道府県知事が、認可に先立って事業計画の公正性を確保することを趣旨としたものである。このような制度趣旨に鑑みるに、市町村が施行する土地区画整理事業に係る意見書は都道府県知事に提出され、都道府県都市計画審議会へ付議される必要がある。</p>	<p>「認可に先立って事業計画の公正性を確保することを趣旨としたもの」とあるが、都道府県が施行する土地区画整理事業の概要を国が認可する場合、意見書の付議先は事業者である都道府県の都市計画審議会となっていることから、これと同様の取扱いでよいと考える。(指定都市についても意見書の付議先は指定都市都市計画審議会へ変更される)</p> <p>さらに、これまでの地方分権改革により、既に市町村都市計画審議会が土地区画整理事業に関連する都市計画決定(施行区域、用途、地区計画等)の審議の場となっており、意見書の審議の場としても市町村都市計画審議会は適当であると考え。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、市町村の意見を聞くなど、課題等を整理の上、実現すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
172	埼玉県	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【支障事例】平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速化交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることとなる。 【制度改正の必要性】「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、富山県、愛知県、豊橋市、滋賀県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○本県においても、5月末の交付決定であったが、当事業については、5月1日からの事前着手が認められた。しかし、年度当初から切れ目のない事業実施には県の単独財源が必要であったため、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○平成29年度の新規事業及び前年度からの継続事業のうち事業内容の変更を伴うものについては、5月末の交付決定となり、基本的に事前着手が認められていないことから、当団体においても、当初予算により措置した事業に2ヶ月間着手できない状況となったところ。 実施期間の短縮に伴う、進め方の見直しが必要となるほか、特に、プロフェッショナル人材事業での負担となるなど、計画的な事業執行に支障が生じている。 ○平成27年度から全国的に取り組んでいる本事業において、交付決定が遅れ、国費を使用できない間も、中小企業への支援を切れ目なく継続して行うためには、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、マネージャー等嘱託職員の雇用契約を複数回締結する等、雇用契約上、不安定な身分に置かれることになる。 このため、交付決定を毎年4月1日までに言い、切れ目なく事業の実施ができるように制度改正する必要がある。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。
173	埼玉県 【重点32】	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかずに整備された住宅(以下「その他住宅」という)について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。 なお、民間住宅については買取りや借上げにより公営住宅にすることができのに対して、自己保有のその他住宅については公営住宅に転用できないとする合理的理由はないと考える。	【現行制度】公営住宅とは、公営住宅法により「国の補助に係るもの」と定義されており、国の補助を受けて自治体が建設したもの又は民間住宅を買い取り若しくは借り上げたものの3種類に区分される。 【本県の状況】地域の住環境等の変化により、本県が独自に整備し、公営住宅より所得のやや高い者に供給している住宅の需要が低下している。その一方で、公営住宅に対する需要は依然として高く、その他住宅を低額所得者向けの住宅に転用することが望ましい状況が生じている。 【支障事例】その他住宅を独自に低額所得者向け住宅とし、国土交通省の補助要綱の活用や、地方公共団体の条例等の整備によって公営住宅に準じた運用を行うことは可能ではあるが、公営住宅ではないため、公営住宅法を根拠とした運用ができない。 例えば、公営住宅法に基づく管理代行を行うことができないため、その他住宅については、引き続き指定管理者制度を用いることとなる。また、収入調査など現在の条例に規定のない事項について新たに条例に定める必要がある。 このように地方公共団体が条例等を工夫することにより対応する余地はあるものの、無用な混乱が生じ、また、事務作業量が膨大で運用上の負担が大きい。	国土交通省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p>	<p>プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。</p> <p>本事業の継続的な執行に支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。</p>	<p>【群馬県】</p> <p>平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【広島県】</p> <p>来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>本提案は、提案団体である埼玉県が独自に整備した住宅について公営住宅法上の特例を活用したいというものであり、埼玉県が独自に整備した住宅の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。</p> <p>なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合にあっては、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。さらに、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いによる委託時期のずれについても、指定管理に係る公募、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようにすることが可能である。</p> <p>これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。</p>	<p>本提案において支障となっているのは公営住宅法上の住宅であるか否かに基づく管理代行制度の適用の有無ではなく、公営住宅法上の公営住宅とその他住宅との制度運営の差異を解消するものである。</p> <p>管理代行制度は差異の1つにすぎず、他の要素として①収入調査の権限に関するもの、②高額所得者・改正公営住宅法に基づく建替事業による明渡し請求に関するもの、③認知症患者等に対する職権による家賃設定に関するもの等が挙げられる。</p> <p>例として②の明渡し請求については、その他住宅では県は借地借家法上の明渡し請求の権限を行使できるのみであり、公営住宅法に定める高額所得者に対する明渡し請求権を有しない。そのため高額所得であることをもって強制的な退去手続きを行えず、公営住宅に居住する者等にとっては、公平な取扱いがされていないと感じる原因となり得る。仮に、公営住宅法と同様の規定を条例に設けたとしても、借地借家法第30条との関係が課題となるのではないかと。</p> <p>また、第57回提案募集検討専門部会において、その他住宅についても、条例を整備すれば入居決定権限等を第三者に委ねることが可能であるとの説明があったが、指定管理者制度との関係上、問題がないのか示していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
174	三重県、宮城県、広島県	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化	<p>地域少子化対策重点推進事業実施要領において、</p> <p>①具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。</p> <p>②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載したうえで、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。</p> <p>③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。</p>	<p>地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。</p> <p>また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めたり、申請時に入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、円滑な事務執行上過度な負担や公平な入札業務の支障となっている。</p> <p>さらに、他県の事業例について内閣府からの情報提供がほとんどなく、少子化社会対策大綱の重点課題や当該交付金の目的である先進事例の全国展開の推進にも支障が生じている。</p>	内閣府	<p>旭川市、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、横浜市、石川県、静岡県、浜松市、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、佐賀県、熊本市</p> <p>○対象事業の内容も含めて審査基準が不明瞭であり、事業構築の際に苦慮している。また、書類提出や修正等の事務負担も大きく、採択決定のスケジュールの遅延等もあり、市町村が当該交付金を活用する上でのハードルは高くなっている。</p> <p>一方で、地方にとって当該交付金は、喫緊の課題である少子化対策に向けた新たな取組を実現・実行するための貴重な財源となっている。当該交付金を有効に活用し、全国規模で少子化対策を強力に推進していき、制度の改善をお願いしたい。</p> <p>○平成25年度「地域少子化対策強化交付金」では7市町、平成26年度では3市町、「地域少子化対策重点推進交付金」に移行した平成27年度は2市町が活用したが、平成28年度は活用した市町村がなかった。</p> <p>・市町村の本交付金活用が減った要因として、「優良事例の横展開」を掲げ先駆的な事業の実施を推進しており、事業実施のハードルが上がっている点、「結婚支援」を重視した事業メニューの構成となっており、市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に係る取組が軽視されている点が挙げられる。</p> <p>・また、事業計画書に対する外部有識者審査の明確な審査基準が公表されない中で、繰り返しの修正指示を受けることから、事業の実施に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>・以上のことから、審査基準を明確にするのと同時に、地域の実情に応じて実施する子育て支援施策についても交付対象とされるよう弾力的な運用をお願いしたい。</p> <p>○〔支障事例〕 地域少子化対策重点推進交付金実施要領の確定が、自治体における予算要求時期に間に合わず、また、対象事業の情報提供が遅れがちなため、自治体における予算要求過程において、事業内容の構築・精査・確定に支障を来している。</p> <p>また、事前の対象事業の情報と、その後の審査結果において、整合性が混雑が生じている。</p> <p>○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数とひとり親家庭以外の児童数により按分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。</p> <p>このことから、ひとり親家庭に限らず、支援の必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができるよう、現行の補助制度の見直しを要望する。</p> <p>○交付決定までのプロセスに時間がかかりすぎる上、積算根拠として業者の参考見積書を添付する手法は、国から積算の変更指示があった場合、何度も参考見積書をとり返さなければならず、競争入札を実施した際に、その業者が、落札しなかった時には、業者に対し手間だけをかけさせている現状である。</p> <p>また、事業執行を1年間で積算している時は、交付決定が遅れることで、事業実施に影響が出ている。この交付金を実施してきた実績から、良い事例についてはメニュー化し、有識者の採点の必要がない項目を追加すること。事務の簡素化を図ることで、交付金の利用実績が上がり、しいは少子化対策につながるものとする。</p> <p>○本県においても、本交付金(平成28年度第2次補正予算)の実施計画書の提出に当たって、事務局からの指摘事項が何度も変化し、修正が必要になったため、事業の構築が困難な状況になるとともに、事務負担が増大した。具体的な審査方法や審査基準の明確化が必要と考える。</p> <p>○審査基準が明文化されていないため、事業計画に対する指摘が度々あり、事務負担が大きくなっている。また、申請手続き後、明確な理由なく承認期限が延長され、事業の円滑な執行の支障となっている。</p> <p>○審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が示されていないため、担当者においてはおよそのイメージで申請書を作成しなければならず、申請後においても、当初申請した計画に対しての修正が何度も繰り返され、交付決定を得るため事業計画が当初想定しているものから変わってしまっている。</p> <p>また修正に対する事務対応が期限も短く負担となっている。</p> <p>・内閣府への申請段階において、入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、事務執行上過度な負担がかかる。</p> <p>○地域少子化対策重点推進交付金の具体的な審査基準等が明文化されていないため、外部有識者の意見が委員により異なり、前年度の指摘を踏まえて当該年度の事業計画を作成したにも関わらず、前年度とは全く異なる意見が出され、事業を見直さなければ実施できない状況になってしまうものもある。しかし審査スケジュールは大幅に遅れており、すでに市では予算が成立した段階であり、事業内容の修正が困難な現状である。有識者の審査事務の遅延は、内閣府からの正式な理由の提示がなされないままであり、行政内部はもとより対外的な説明にも苦慮するところであり、事業執行に大きな影響を与えている。</p> <p>○実施要領等で単価基準や上限数値を明文化せずに審査の過程で何度も金額の修正を求められ、過度の事務負担と時間を要した。自治体は要領等に基づき事業計画を作成し、内部予算協議を経て国に申請を行っている。予め審査基準や単価数値を明確に示し、公平で円滑な申請事務の実施をお願いしたい。</p> <p>当初国の通知では28補正予算分は3月上旬交付決定予定が、本府では5月12日交付決定、29予算分は4月1日交付決定予定が、6月20日現在まだ交付決定待ちの状況。年度当初早急に委託事業の契約を締結する必要がある中で、内示が大幅に遅れ業務に支障を来した。自治体に対して提出期限の厳守を求めておられることから、国においても明確な理由がない限り自治体の事業遂行に支障が生じることのないよう審査スケジュールについて留意いただきたい。</p> <p>○キャンペーン事業を申請したところ、有識者審査において、「コストが高い」「費用対効果が見合わない」との指摘を受けたが、指摘事項が漠然としており、具体的に、どの経費をどの程度削減すべきとの指摘ではないため、感覚的に対応するよりなかった。</p> <p>・講師講演料について、講演料やあくまでも先例とした講師の人選について指摘がなされた例があったが、交付申請中の事業であり、講師の決定や具体的な交渉は予算措置後(交付決定後)にすることから、実態にそぐっていないことが多い。</p> <p>○審査においては外部有識者の審査を経ることとされており、審査に時間を要す上、承認期限が何度も延長されるため、計画的な事業推進の妨げとなっている。</p>	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>従来から有識者審査の手順等を記載したQ&amp;Aを作成し、地方自治体に提示していたところであるが、今般、審査に関する具体的観点やコストの目安等を明記するなど、地方自治体の計画策定に資する内容を一層充実させた。</p> <p>また、KPIの設定例や計画書の記載例も提示したことに加え、高い効果が確認できた地方自治体の取組例を順次紹介するなど、地方自治体における事業計画の策定を支援している。</p> <p>さらに、申請件数が増加していることに伴って審査期間が長期化していることや有識者の負担が増加していることも踏まえ、事業内容が定型化している事業メニューについては、有識者審査を包括承認等としたことに加え、これらの事業計画に関しては申請の締切を設けず、随時募集とするなど、審査の効率化を図り、交付決定までの手続をスピードアップすることとした。</p> <p>既に紹介している取組例に加え、今後、順次紹介事例を増やしていくこととしており、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していく。</p>	<p>審査基準についても明示していただきたい。</p>	<p>【群馬県】 Q&amp;Aにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部省略及び募集時期の弾力化など、提案事項に対する改善が図られている。 今後も、更なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覧表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
175	山口県、中国地方知事会  【重点15】	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。  【支障事例】 当県において、不正請求等による指定取消処分に対応する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。	厚生労働省	北海道、青森市、大森市、大阪府、鹿児島市	○審査においては、外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり、審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。 また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を要求されるなど、円滑な事務執行上過度な負担となっている。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分相当の事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。 迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 ○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ確かな対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。
178	長野県	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度について、両制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	地方で生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少なく参加者の安定確保が困難な場合があり、制度ごとに事業を立ち上げることは非効率である。また、学習支援の対象の子どもを家庭の状況で限定する場合、貧困等のレッテル貼りになることが危惧される。そのため、本県では市町村を主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を検討しているところ。 しかし、現行では、ひとり親家庭等への学習支援部分と、生活困窮家庭等への学習支援の部分とに国庫補助の制度が分かれており、それぞれの補助制度で実施主体が異なる(ひとり親家庭等の場合は市町村が実施主体、生活困窮家庭の場合は町村の部分については県が実施主体となる)ため、対象者を限定しない学習支援の一体的な実施をするときに、県と町村の間で契約内容の擦り合わせ等を行わなければならない。また、事業の実施方法や申請が異なっていることに加え、対象となる子どもの数を按分して適用しなければならないため、事務処理が煩雑である。 特に町村部ではひとり親家庭と生活困窮家庭とで、補助金の実施主体者が異なり、町村の意志がダイレクトに反映されにくい面がある。  【ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)】 実施主体:市町村 補助内容:国1/2、県1/4、市町村1/4(市町村へは間接補助) ※市町村は県へ申請し、県は国へ申請 対象:ひとり親家庭の子ども(必要に応じて養育者家庭の子ども) 【生活困窮者自立相談支援制度事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)】 実施主体:県、市(福祉事務所設置地方公共団体) 補助内容:国1/2、県1/2(町村区域は県が直接実施)、国1/2、市1/2(市は直接実施) ※県で市分をとりまとめて国へ申請 対象:生活困窮世帯の子ども(生活保護受給世帯を含む)	厚生労働省	山形県、栃木県、川崎市、石川県、静岡県、大阪府、徳島県、北九州市	○実際には、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の対象者には、生活が困窮するひとり親家庭も含まれていると考えられる。両事業の目的に全く相違がないならば一本化による推進の方が効率的だと考える。 ○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数とひとり親家庭以外の児童数により按分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。このことから、ひとり親家庭に限らず、支援の必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができるよう、現行の補助制度の見直しを要望する。 ○厚生労働省では、ひとり親家庭の子どもを対象とした生活・学習支援事業と、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業に係る補助制度を設けているが、市町村からは、ひとり親家庭と生活困窮者を分けて支援することは難しいことや、支援事業を利用する子どもが「貧困と結び付けられてしまうことが懸念される等の声がある。特に小規模な自治体では対象者などにかかわらず一体的に実施することが必要であり、地域の実情に応じ支援を必要とする全ての子どもを対象として実施できる制度が必要である。 ○本県においても、事業の効率化の観点から、ひとり親家庭等生活向上事業による子どもの学習支援と、生活困窮者阿自立支援法による子どもの学習支援を一体的に実施している自治体が多い。その中で、郡部(町)での実施においては、両制度の実施主体が異なる(ひとり親家庭等の場合は市町村、生活困窮者自立支援法は市県)ため、町と県での事業計画の調整や経費按分などの事務が繁雑であり、時間を要しているのが現状。2年間一体実施してみても、やはり子どもの学習支援は、学校との連携や地域事情に応じた取り組みが重要であると感ずることから、福祉事務所設置自治体よりは市町村主体の事業として見直しの方がよいと考える。 ○本市では、現在ひとり親家庭の子どもへの学習支援については、現行の2制度は採用していない。それとは別に文部科学省の補助事業の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」による原則無料の学習支援「地域未来塾」を採用している。この事業は、「地域の中学生・高校生」を対象としており、結果として、ひとり親家庭の子どもも含んだ形で学習支援を行っている。現行2制度は、ひとり親家庭の子どものみを対象とする一方で、対象者が少数に限定されてしまい、事業として成り立たない可能性があるため、市町村が活用しづらい制度となっているように感じている。 ○提案県の意見に賛同する。現在、市町に対し事務処理特例条例による権限移譲を受けるかどうか、意向確認を行っているところであるが、複数の市町から、同意を得られていない状況である(最終意向確認は8月末を予定している)。最終意向確認において、全市町の意向が同意と不同意と分かれた場合の対応として、「①全市町分を県で処理する」/「②同意をとれない市町分のみ県で処理するのいずれかが適当であるか、検討を行う必要があるが、①②ともに、県における事務量にみあった人員配置が課題であると共に、②とすることについて、一部の市町から、同一事務の取り扱いが市町によって異なることは適当ではないとの意見も上がっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。</p> <p>・ 地方自治法第252条の17の第2第1項</p> <p>また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p>	<p>○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考えます。</p> <p>○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考えます。</p> <p>○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受け入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>
<p>○ ひとり親家庭の子どもへの学習支援は、親との離別・死別等によるひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、進路相談や学科指導等を行うものである。また、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援に加え、地域の実情に応じて食事の提供を行うことも可能としている。</p> <p>○ 一方、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援は、生活困窮世帯の子どもを対象として、単に勉強を教えるだけでなく、社会性の育成や居場所づくり、親への養育支援などを通じて、将来の自立に向けた包括的な支援を実施するものである。</p> <p>○ このように各事業及びその対象者の切り口が異なっており、個々の対象者の特性に応じ、それぞれ事業を展開していただくものであるが、その実施に当たっては子どもの状況に応じたきめ細かな対応を図り、各担当が連携して効果的・効率的に事業を進めていきたいと考えている。</p>	<p>○ひとり親家庭と生活困窮世帯とで事業の切り口が異なっているとしても、実際に学習支援を行う場合、その支援内容は学習習慣の定着や学力向上などほとんど共通している。</p> <p>○なお、平成28年4月1日付の事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&amp;Aの送付について」においても、ひとり親家庭以外の子どもも含めて実施することは差し支えないとされており、適切な配慮をしたうえで一体的に実施することは十分可能である。</p> <p>○また、本県は小規模町村が多く、子どもの参加しやすさや、実施体制の確保の上でも、一体的に実施することで、より効果的かつ効率的に実施できる。</p> <p>○以上のことから、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応を図るには、制度が分立した状態で各担当が連携するよりも、制度を一本化して実施する方が望ましいと考える。</p>	<p>【静岡県】 個々の対象者の特性に配慮する必要があるものの、対象者を家庭状況で限定することは、貧困等のレッテル貼りになり、子どもが参加しづらいことが危惧されるため、事業を躊躇する市町が多い。</p> <p>効果的・効率的に事業を実施するためには、子どもの家庭状況に関わらず、支援を必要とする全ての子どもを対象として実施できる制度が必要であるため、補助制度の見直しを再度要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
181	長野県	二級建築士試験及び木造建築士試験の事務手続きの簡素化	二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付けを廃止する。	○ 二級建築士試験及び木造建築士試験は都道府県知事が行うことと規定されているが、実際の事務は、全都道府県が都道府県指定試験機関である、「公益財団法人 建築技術教育普及センター」に委託している。 ※ 他に委任できるような機関はなく、事実上独占状態となっている。 ○ 試験問題については、全都道府県が同じ指定試験機関(公益財団法人 建築技術教育普及センター)に委託していることから、全国同じものとなっており、試験の合格基準についても、実態として全国一律となっている。 ○ 都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準案を建築士審査会に諮ることとしている。 ○ しかし、全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。 ※ 建築士試験については、審査会に年に2回諮っており(学科試験、製図試験)、その際の参集依頼や報酬の支払い等により事務が煩雑となっている。 ※ 審議自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。	国土交通省	山形県、群馬県、石川県、静岡県、京都府、倉吉市、佐賀県、大分県	○建築士の処分等の案件がなければ、審査会を開く必要がなくなるため、事務の軽減が図られる。 ○本県でも、二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準点を決定するにあたり、建築士審査会に諮って決定している。しかし、全国一律の合格基準点案を、本県だけ変更する根拠は無く、案を追認するだけの形骸化した審査会となっているため、委員からも開催の必要性を疑問視する声が出ている。 ○本県においても同様の状況であり、建築士審査会の委員から形骸化されている旨、同じ意見が挙がっている。また、合否判定のために開催する建築士審査会の日程調整は、かなりタイトなものになっており、各委員の日程調整にはかなりの時間を要している。※全国の各都道府県の共通認識になってる。 ○本県審査会においても、全国一律となっている合格基準を追認するだけの状況となっているため、義務付けを見直してほしい。 ○建築士試験の可否に係る建築士審査会については、必ず年2回開催されることから、その事務手続き、及び審査会委員の審査会参加に対する負担が実態として大きい。現状、合格基準点等については全国一律となっていることから、各々に対する負担低減のためにも、建築士試験の事務手続きの簡素化については必要と考える。 ○全国で同一の試験問題が出題されており、全国一律の合格基準について、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。(過去に同理由により、審査会委員から都道府県審査会で承認する必要性について意見あり) ○都道府県建築士審査会は、二級建築士及び木造建築士試験に関する事務(都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどると法第28条に規定されていることから、試験の合格基準案を建築士審査会に諮ることとしている。しかし、全国一律となっている合格基準については、建築士審査会も追認するだけの状況となっており、同意を得る審議自体が形骸化している。※建築士試験については、審査会に年に2回諮っており(学科試験、製図試験)、その際の参集依頼や報酬の支払い等により事務が煩雑となっている。※審議自体が形骸化していることについては、建築士試験全国連絡会議においても議論されており、他の団体からも同様の意見が挙がっている。
182	長野県 【重点19-②】	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	【提案の背景】 長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。 現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業生が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 【提案事項】 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業生が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。	文部科学省、厚生労働省	酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、軽井沢町、大阪府、鹿児島市	○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきものと考えます。 ○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業生が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 ○当県内でも、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業生が受験資格を得るには、養成施設で2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。当県は75歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す過程で、余計な負担(同じ科目の二重履修、二重の学費負担)を強いることを避ける制度にするべきである。 ○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>二級建築士及び木造建築士の試験は都道府県知事が行うこととしており、その事務については、建築士法第28条に基づき、都道府県建築士審査会につかさどらせることとしている。</p> <p>なお、都道府県知事が建築士法第15条の6第1項に基づき、都道府県指定試験機関を指定した場合は、都道府県建築士審査会がつかさどる事務のうち、試験の実施に関する事務を行わせることができることとされている。</p> <p>したがって、都道府県指定試験機関を指定した場合であっても、都道府県建築士審査会は、試験の問題の作成の基本方針の検討や合否判定の基準の検討・決定などを実施することとしており、試験を適正なものとするためには、合格者の決定にかかる合否基準の決定を都道府県指定試験機関に委託すべきではない。</p>	<p>○現状では、全都道府県が同じ指定試験機関に試験の実施を委託しており、試験問題及び合格基準点案も全国統一である。よって、試験問題作成の基本方針や合否判定基準について、各都道府県が個別に建築士審査会に諮問する意義は失われている。</p> <p>○また、都道府県知事が行う同様の国家資格試験である宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士資格試験においては、国土交通大臣の指定する指定試験機関に試験問題の作成の基本方針の検討や合否判定の基準の検討・決定などを全て委託している。</p> <p>○同様の国家資格試験でありながら、二級建築士及び木造建築士の試験についてのみ、試験を適正なものとするためには、合格者の決定にかかる合否基準の決定を建築士審査会に行わせるべきとの見解は合理性を欠いている。</p> <p>○宅地建物取引士試験と同様に合格者の決定にかかる合否基準の決定を都道府県指定試験機関に委託しても、都道府県建築士審査会が試験の執行状況を監査することなどにより、適正な試験の実施は可能である。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>より効率的かつ適正な試験の実施に向けて、建築士審査会の関与のあり方について十分な検討を行うこと。</p>
<p>○介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という。)の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。</p> <p>○また、大学、短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。一方、現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校等において大学等で履修した科目とみなすことができないこととなっていることから、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。</p> <p>以上のことから、提案の実現は困難である。</p>	<p>○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設等で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考えます。</p> <p>○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的とはいえない。</p>	<p>【酒田市】</p> <p>○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われま</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
183	鳥取県、山口県、徳島県  【重点39-①】	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。	・平成19年の地教法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった取組が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。 ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備など迅速に対応が可能となる。 ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、商工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例)・テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) ・文化財を核としたまちづくりの推進 ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。	内閣官房、文部科学省	ひたちなか市、徳島市、鹿児島県	○文化財の活用の観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史跡の整備・メンテナンス等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪いため、市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改革が必要に思われる。 ○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけでなく、都市整備部、経済部、市民環境部において側面的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。
185	半田市  【重点2】	放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。 本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。 長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。	厚生労働省	秋田県、福島県、ひたちなか市、逗子市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣官房】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があるため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。</p> <p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみで起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。</p>	<p>地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ権限の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の答申等を記載いただいた趣旨は、現在どのような考え方にに基づき運用されているかについて状況説明するためであると考えられる。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」「文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべき。」としており、こうした観点からの検討も必要と考える。</p> <p>今回の提案は、文化財を観光資源等として活用するにあたり、より効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにすること、また、災害によりき損した文化財等の復旧事業等を地方自治体の判断により事業着手できるようにすることを求めるものであり、文化財保護を疎かにし、活用を優先するものではない。なお、文化財保護行政上の4つの要請については、提案団体ヒアリングで述べたとおり、制度的な仕組みを検討するなどにより担保できるものと考えられる。</p> <p>また、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等により柔軟な運用が可能との回答であるが、事務委任又は補助執行は、首長自身に職務権限を移すものではないため、事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで国に対する申請手続などで不一致が生じ、責任の所在が不明確となることや書類の決裁等により、政策の意思決定までに時間がかかるという課題があり、不十分である。</p> <p>今後、当該提案に係る方針決定を文化審議会文化財分科会企画調査会に委ねるのであれば、当該審議会において、可及的速やかに結論が得られるよう検討を行うとともに、検討に当たっては、提案団体や地方の意見を反映する機会を設けていただき、今回の提案内容の実現に向けた前向きな議論が行われるようお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。</p> <p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。</p>	<p>放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる配慮された制度であるべきと考えている。長年、放課後児童クラブに勤務し、ベテランの職員となった者が、学歴により放課後児童支援員になれないのは、これまでの功労に報いることができないので、従前の制度との割合として、一定の勤務年数と勤務時間の実績により、放課後児童支援員になるための放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を早期に付与すべきであると考える。また、このような措置を取ることは、国の進める放課後児童支援員の確保にも資するものと考えられる。</p>	<p>【逗子市】</p> <p>子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないと考える。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。</p> <p>【静岡県】</p> <p>現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。</p> <p>【磐田市】</p> <p>提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。</p> <p>【出雲市】</p> <p>○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。</p> <p>○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
186	奥州市  【重点9】	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付を支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。	○公的年金給付を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多く寄せられている。	厚生労働省	<p>福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、沼津市、磐田市、豊橋市、春日井市、城海市、箕面市、伊丹市、出雲市、山陽小野田市、徳島県、高松市、熊本市、春日市、熊本県、宮崎市、延岡市、鹿児島県</p> <p>○障害年金受給にかかわる返納金発生は、本市においても多数事例があるが、債務承認書ととり、納付書を送っても全く納付してくれない者や、催告をしても逆に、返納が発生したの行政の怠慢と言われることがある。整備を行ってもらえれば、返納のとり返しにも、財政負担軽減につながる。 ○本県においても、次のとおり支障事例がある。公的年金給付の遡及支給による児童扶養手当の返納金債権は、31件、13,987千円(平成28年度)。公的年金給付が遡及される性質上、返還金の発生を完全に防止することは不可能であり、また、受給者に過失が認められないケースも多いため、手当の返還について理解を得ることは容易ではない。公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようになれば、返還金債権発生的大幅抑制が期待できるとともに、債権者・債務者双方にとっての心的・事務的な負担軽減となる。 ○児童扶養手当受給者に公的年金が遡って支給されることが確認できた時点で、その後の児童扶養手当過払金債権を発生しないよう、初めて、の年金支給日に合わせ速やかに児童扶養手当が返還されるよう事務手続きを進めなければならないこと。また、受給者と直接関わる町村担当職員に受給者への返還指導を依頼するなど、債権発生を未然に防ぐための事務負担増となった事例は、当県においてもある。 【支障事例】 障害年金については、定期的な確認では受給権の有無の確認が困難であり、さらに遡及して障害年金の受給権が該当することもあり、手当の返還も高額になる。年金支給開始後に受給権が発覚した場合は、返還額が高額と一括での返還が困難になるケースもある。 【制度改正の必要性】 公的年金給付額から児童扶養手当額を差引くことで児童扶養手当受給者の負担が軽減できる。 ○本市でも、精神疾患による障害年金が、遡及して支給決定されたことにより、返還金が発生し、同様、返還金発生自体も心理的負担になっていることに加え、外出が困難な病状の場合もあり、金融機関まで納入手続きに行く手間も、本人の負担が進まない事例がある。 ○本市においても同様の支障事例は発生している。この提案は遡った期間の公的年金が一括して交付される際に、児童扶養手当の返還額を差し引く必要があると捉えられているが、年金の支給額、受給者の生活状況や他の債権の存在など個々の状況を精査した上で、提案事項の遡還を差引くことは有効と考える。 ○本市で公的年金を遡及して受給することにより過払いが発生し現在返納している件数が9件、債権残額が4,990,120円となっている。受給者から公的年金の申請をしたことについて連絡があった場合でも、遡及して支給が決定となるため過払いが発生してしまう。遡及して公的年金の支給が決定した場合、手当の過払い金額も高額となるため、分割返納などと完納まで長期間かかってしまう。未納が続く督促をしても返納してもらえないことがある。また、日中仕事をしているため、納付書等で銀行振込することが難しいとの意見もある。公的年金給付額から児童扶養手当返還額を差引くことで、債権を確実に回収することができ、財政負担の軽減が期待できる。また、返納者が銀行等へ出向き、返納手続きをする負担を減らすことができる。 ○公的年金が遡及支給となり、児童扶養手当返還金が高額となるケースが年数件ある。相殺ができれば、こうしたケースの債権管理は不要となる。 ○本市においても児童扶養手当受給者が障害年金を5年分遡って受給したケースがあった。年金が振り込まれる前に、返還について同意を得ることができたので、滞納にはならなかったが、受給者は児童扶養手当が生活費の収入としており、年金を受給しても同様であるため、生活ができないという主張で、返還について最後まで納得されていなかった。債権回収が円滑に完了する場合は、返還する本人の意欲に左右される部分があるため、本人の同意に頼りず、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。 ○本市においても、公的年金を遡及して受給したことによる返還金約550万円が未納になっている。 ○本市では、同様の案件による未納額は7世帯、5,827,580円となっており、債権回収の懸念事項となっている。 児童扶養手当と公的年金の全額併給を認められていないため、それぞれが調整を要して支給すべきであり、児童扶養手当の受給の際には、年金関係機関へ年金支給額を確認して支給していることから、年金受給の際には児童扶養手当の支給状況を確認した後に支給すべきではないか。 児童扶養手当額を差し引いた分について、自治体に支給するか、年金額を減額するかについては法整備等により対応していただきたい。 ○公的年金給付を遡及して支給したこと、児童扶養手当債権が発生した事例が直近でも5件あり、1件あたりが数十万円～百万円と高額であること、また公的年金給付を受けた場合は返還の必要があることを知らずに支給を受けてすぐに消費するなど、児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、数年にわたって分割納付により対応するなど債権回収事務が大きな負担となっている。 ○障害年金受給者は、遡及して給付を受ける事例が多く、定期的に児童扶養手当受給者への聞き取りをしても債権の発生自体を防ぐことは困難である。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の債権の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○公的年金の支給に係る事務の処理期間が短縮されれば、誤支給の防止につながると考えられますが、もとより年金サイドにおける児童扶養手当との併給調整の制度啓発を主体的・継続的に取り組まなければならないと考えます。 ○周知をしてもこのようなケースが発生することは懸念されることである。当事者的には遡りの返還は納得のいくものではなく、ずんずんとは返してもえない事もある。年金から調整されれば返還の負担は軽減されると思われる。 ○年金を遡及して支給したことにより、児童扶養手当の返還金が高額となり、一括での返還も困難なため、長期間にわたる返還計画を結ぶ事例がある。提案内容のように制度を変更することにより、受給者も自治体も負担軽減につながることを期待できる。 ○公的年金を遡及して受給する場合、本市においても児童扶養手当返還額が一人当たり数十万円から数百万円となる場合があり、現在も未納のままである。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○本市においても同様な状況であり、平成28年については7件中5件、約300万円の滞納があり。なかには、公的年金給付を5年遡及して受給し、児童扶養手当の返還額が277万円にもなるケースもある。分割納付により返還完了まで長期に及ぶ場合が多い。 ○公的年金給付を遡及して支給する受給者の把握が難しく、年金関係機関や、市民課、生活福祉課等からの情報提供等、早期把握の検討している。 ○年金が遡及し支払われるが、一方で児童手当でその分を返還することになることに理解が得られないケースが多くみられ、滞納に繋がっている。 ○本市においても同様の事例があり、関係機関への照会等から債権発生防止や発生後の未納防止に努めている。 -しかし、毎年数名程度の未納者が出ていることから、年金給付額から手当返還額を調整し、調整分を給付期間から自治体へ返還することにより、受給者負担(債権発生に伴う心理的負担や納入手続の負担)を軽減することができる。 ○本市では現在、1世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。年金事務所等への照会等により、早期発見及び納付に努められているが、債権としては毎年数件発生している。 ○公的年金給付を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数万円～百万円となる場合があり、本市では10世帯、手当返還額約560万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても生活が苦しい等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及び、または支払能力がないことにより不納欠損となる場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○公的年金給付を遡及する場合も多く、児童の年齢到達等により資格喪失した者への聞き取りの機会がない場合や転出により接触が困難な場合もある。</p>	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼働能力を喪失し、または減退した者が、その後の生活を維持できるように所得保障を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、譲り渡すことのできない一身専属のものであると規定されている。このような規定が設けられている趣旨は、受給権者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというものであり、もしこのような規定がない場合には、仮に他法の規定に基づく処分を実施するためであったとしても、受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考えられることから、年金の給付を受ける権利を譲り渡すことは、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条第1項の規定により禁止されているところである。このため、受給権者の年金支給額のうち、児童扶養手当の返還額に相当する額を本人に支給せず、児童扶養手当の実施機関に譲渡することはできない。</p>	<p>「受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがある」との回答をいただいたが、今回要望した併給調整については、重複給付による過剰給付を防ぐ仕組みであり、併給調整後の受給額は、受給権者がそれまでに受給していた額を下回ることはないため、受給権者の生活が脅かされることは無いと考える。</p> <p>併給調整対象となる受給権者には生活上の金銭的基盤が弱いものも多く、現状のとおり併給調整を行わずに受給されたまままった額の公的年金等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めても手元に現金が残っていない場合がある。</p> <p>また、児童扶養手当返還の督促等は、返還対象者に強いストレスを与えるため、特に精神疾患者にとっては、その症状を重症化させる要因にもなりかねない。年々増加する精神疾患による障害年金受給者数からも、こういった要因は軽視できないと考えており、実際に市民からも児童扶養手当返還に係る苦情又は制度改善要望を聞くことも少なくない。</p> <p>予め併給調整が可能となった場合は、このような事態は未然に防ぐことができ、返還対象者の事務的及び心理的負担も軽減されることから、返還対象者からも歓迎されるのではないかと考える。</p> <p>また、市にとっても併給調整は児童扶養手当返還に係る事務負担を軽減するほか、返還対象者からの返納の有無に関わらず国庫負担金は必ず翌年度に清算され、不納欠損となった場合、当該国庫負担金相当分まで財政負担しなければならぬ現状も解消される。</p> <p>なお、マイナンバーを活用した日本年金機構等との年金関連情報の照会事務も検討されているが、地方公共団体が日本年金機構等に照会する仕組みとなっており、多数の児童扶養手当受給者について、いつ公的年金等の遡り支給があるか不明な状況にあって毎月悉皆調査することは、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の受給申請時に、地方公共団体からの情報に基づき、日本年金機構等の側に児童扶養手当の受給状況を突合する仕組みが必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、制度の抜本的な改正も含め、支障を解決する具体的な見直し案について検討いただきたい。</p>	<p>【新潟市】 受給権者の生活を保障するための年金の給付を受ける権利を保護することとしては理解できるが、既に支給している児童扶養手当を年金と見立て、受給権者には差額のみ支払い、児童扶養手当相当額を各自治体に充当することは年金法制度の基本的な趣旨を損っていないと考えます。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながることも、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いしたい。</p> <p>【静岡県】 公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を支給することができないのであれば、年金支給決定、支払予定日を自治体に連絡するなど改善を図っていただきたい。あわせて、児童扶養手当受給者に対し、年金受給決定後の自治体への届出義務について、年金事務所窓口で周知徹底をお願いしたい。</p> <p>返還については受給者にも負担となるため、円滑な処理について協力を要望する。</p> <p>【春日井市】 年金の給付を受ける権利が受給者の生活を保障する観点から一身専属のもので規定されている趣旨については理解するが、年金が遡りされた期間の生活が、児童扶養手当の給付により保障されていた点、遡りにより生じる債権回収等の自治体の負担が大い点なども考慮し、法改正を含めた制度の見直しを検討されたい。</p> <p>【箕面市】 公的年金受給者の児童扶養手当返還に係る心理的負担を軽減するとともに、適正に返還が可能になるよう公的年金から児童扶養手当返還額を差し引くことを可能とする法改正を検討されたい。</p> <p>【山陽小野田市】 回答内容を承知した上での提案である。遡り分に限ったものであり、生活の維持に影響しないものとする。現行の手法のほうで国民に多額の債務を負わせることになる。受給権の保護も担保融資や国税滞納処分の例外を認めており、適切な法整備により本件のような場合も特例としていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
187	奥州市	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリー・サポート・センター事業における援助会員を「家庭生活支援員」としてみなすことを可能とする等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする「子育て支援」を行う事業である。「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の主な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等にて行うことなどが実施要綱において定められている。これに関し、次のような支障事例がある。 ＜支障事例＞ 現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計27時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の居宅等にて行うこととなっているが、現状では、遠方の家庭生活支援員宅まで依頼者が子どもを連れて行かなければならない状況にある。「家庭生活支援員」の居宅での預かりに抵抗があるという依頼者側の声もあり、利用を断念する要因になっている。本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下、ファミサポ)を活発に活用しており、援助会員も多く登録されているところ。ファミサポ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は酷似しており、ファミサポの援助会員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。また、「家庭生活支援員」の居宅でなくとも、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。以上のような状況であるため、制度改正をお願いしたい。	厚生労働省	平塚市、海老名市、出雲市、北九州市、長崎市	○平成28年度の国要綱改正により、支援員の選定に当たっては、子育て支援に関する一定の研修と同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者について支援員とすることができるようになったことから、本市では子育て支援員研修を受講した場合には、支援員とすることができるように取扱いを改めたところである。また、ファミリー・サポート・センター事業における研修受講者についても、本事業の支援員として認定することについても検討を行っているところである。また、子育て支援の実施場所としては、国要綱に準じて、支援員の居宅だけでなく、母子・父子福祉センターやこども文化センター等も対象としている。 ○本市でも家庭生活支援員の高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計27時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。 ○本市で現在登録されている家庭生活支援員も高齢化が進んでおり、奥州市と、全く同様の支障事例が発生しています。ファミリー・サポート事業の援助会員を家庭生活支援員としてみなすことができれば、制度が利用しやすいものになると考えます。 ○本市でも日常生活支援事業の家庭生活支援員の高齢化は進んでいる。子育て支援の実施場所は子ども慣れた環境の方が良いと思われるので、支援員と依頼者の合意があれば支援員の居宅ではなくても良いと思われる。 ○本市においても、支援員確保に苦慮しているところである。本市のファミリー・サポート・センター事業における援助会員が受講する研修は、国の日常生活支援事業実施要綱で定める研修とほぼ同等であると判断しており、昨年度の国の要綱改正に伴い、本市においては、ファミリー・サポート・センター事業の研修修了者を日常生活支援事業の支援員としての登録を認めている。なお、支援場所については、支援員の登録数が減少傾向にあること、市の規模に応じた十分な数の支援員が確保されているとは言い難いこと、利用者の負担等の事情を鑑みると、依頼者との合意にもとづいて、他の場所を利用できるよう検討すべきと思われる。
188	矢巾町	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	＜地方創生推進交付金＞ ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	交付決定前の事業着手は原則として認められていない(公益上真にやむを得ない場合に限られ、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議を要する)。このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業着手となる。 また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、福島県、ひたちなか市、群馬県、神奈川県、三奈市、長野県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○【支障事例】 平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化するとともに、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組む自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。 ○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。 年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。 ○平成29年度の第2回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に空白われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に支障が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>家庭生活支援員の資格要件については、平成28年度より自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするように緩和しているところであるが、「子育て支援」に従事する場合には、子どもの安全確保等のために一定の研修(27時間)を求めている。このため、ご提案のファミリー・サポート・センター事業の援助会員については、「生活援助」を行う家庭生活支援員として従事することは可能であるが、「子育て支援」を行うには、国が示す一定の研修と同等以上の研修を受講していることが必要と考えている。</p> <p>また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」において、「子育て支援」の実施場所については</p> <p>ア 家庭生活支援員の居宅  イ 講習会等職業訓練を受講している場所  ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所</p> <p>とされており、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である。</p>	<p>○現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるために、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないことは理解できるが、実施要綱に定められた研修は計27時間となっており、働きのながら要件を取得しようとする者にとっては内容、期間等、受講しにくいものとする。</p> <p>○また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所、児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所にて行うこととなっているが、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。</p> <p>○なお、本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ」という。)を活発に活用しており、援助会員も多く登録されているところである。ファミサポ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は酷似しており、ファミサポの援助会員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。</p> <p>○このようなことからあらためて制度改正を検討願いたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「子育て支援の実施場所については、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。</p> <p>・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。</p> <p>・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示しているところ。</p>	意見なし	<p>【群馬県】</p> <p>平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】</p> <p>回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】</p> <p>・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。</p> <p>・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
189	洋野町	地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善	<p>＜地域再生計画＞</p> <p>○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。</p> <p>＜地方創生推進交付金＞</p> <p>○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。</p> <p>＜制度全体＞</p> <p>○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す</p>	<p>地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短時間で処理する必要が生じた。</p> <p>地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。</p>	内閣府	<p>北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三条市、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、兵庫県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、宮崎県、延岡市、鹿児島県</p>	<p>○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の見直しに支障が生じた。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>・当県においては、2事業(計画)の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されないため、再申請に向けた事業内容の見直しに苦慮している</p> <p>・次回(2次分)以降のスケジュールが示されないため、9月補正予算等の予算編成スケジュールとの調整ができない</p> <p>○明確な採択基準や不採択となった理由が示されないこと、次回(新年度含む)の申請ルールや様式の提示から、申請手続きの期限までの日程に余裕がないことから、事業内容の十分な検討・精査が難しくなっている。</p> <p>○不採択となった団体には、不採択理由の詳細な説明をするとともに、速やかに次回以降のスケジュールを示すことで、事務の効率化と、効果的な事業の推進が図られる。</p> <p>また、事前相談から申請までに十分な期間を設けることで、不採択団体自体を減らすことができる。</p>
190	岐阜市  【重点20-②】	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	<p>成年被後見人(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。</p> <p>成年被後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。</p> <p>民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年被後見人の権限・職責を考慮するならば、成年被後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。</p> <p>また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年被後見人の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年被後見人ができるとすべきである。</p> <p>なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。</p>	法務省、厚生労働省	<p>日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県</p>	<p>○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年被後見人を同伴し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、国は代理人による保護申請はなじまないと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。</p> <p>なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年被後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。</p> <p>○保護は、申請に基づいて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断すべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考える。</p> <p>成年被後見人制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るため、家庭裁判所が成年被後見人を選任することとなっているが、その成年被後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができるといったことを鑑みれば、成年被後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱がなされることは想定しにくい。このことから、生活保護について、成年被後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。</p> <p>○成年被後見人からの申請について、当市の場合は急迫した状況にない事例だけではあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年被後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>&lt;地域再生計画&gt; 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定申請については、採択事業公表(内示)後の交付申請ののち、速やかに交付決定できるよう、交付金実施計画と同時期に申請を受け付け、並行して審査を行っているところである。</p> <p>その際、地域再生計画については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の取組により、事務負担の軽減を行っている。また、交付金実施計画が不採択になった場合の地域再生計画の取り下げについても、特段書面による事務手続きを求めている。</p> <p>なお、全国の地方公共団体からの認定申請の審査には一定の処理期間(法律上は申請を受理した日から三月以内に認定)が必要であるため、採択事業公表後に申請受付を行い審査を開始する場合、現状より認定・交付決定時期が遅れてしまうことが考えられる。</p> <p>&lt;地方創生推進交付金&gt; ・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努め、申請内容の磨き上げを積極的に支援してまいりたい。</p> <p>&lt;制度全体&gt; ・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示しているところ。</p>	<p>○同時期の申請受付理由と、短期間での照会に対応するための配慮については承知しました。</p> <p>○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。</p> <p>○申請スケジュールについては、今回の第2回募集については、大きな制度改正等を伴うため、昨年度より遅い時期に示されたものと推測しますが、大まかな見直し(昨年度より早いか遅いかなど)だけでも早い段階で情報提供いただくようご配慮いただきたい。</p>	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>○生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や稼働収入等あらゆるものを活用することを求め、それでもなお、最低限度の生活を維持できない場合に保護を行うものである。</p> <p>○このため、生活保護法においては、年金や他の給付制度と異なり、単に経済的給付を行うのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。</p> <p>○更に、保護の実施機関は要保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。</p> <p>○また、被保護者には収入の一切を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。</p> <p>○このように生活保護の申請は単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは言い切れないと考えられる。</p> <p>○本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めるなどの援助を行っている。</p> <p>○なお、生活保護法第81条については判断能力の不十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と関連を有しないと考える。</p> <p>○また、現行でも要保護者本人の申請書を成年後見人が使用者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。</p>	<p>申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護(生計同一でない本人以外の申請による保護・急迫時の職権保護)にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少なくないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。</p> <p>また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となるか否かである。</p> <p>後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならない立場にある。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者(扶養義務者とその同居親族)を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相応しい。また、独居老人や老老・認認世帯が急増する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないかと、このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請の追加に同意し、求めている状況である。</p> <p>よって再検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
191	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要があり、また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結までに1箇月程度要している。 このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。 本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	農林水産省	-	-
192	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	住民監査請求の不適法却下要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じたが、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法となるとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)。この事案において、総代が置かれないまま請求がなされ、陳述の機会の付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。	総務省	郡山市、ひたちなか市、多治見市、浜松市、山陽小野田市、沖縄県、	○過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 ○当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。その際、代表者が決められていなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした模様である。書留・配達証明の費用も多額となる。 ○平成28年度において、共同請求人が394名である事案が生じた。この事案において、代表者(総代)が置かれないまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 また、請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えたと、「我々は皆が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 よって、総代の互選について、監査委員が命令を発することができることとする事とすることで、通知事務の負担軽減など、円滑な事務処理に資することになると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付法第2条第2項第5号イ及びロ並びに特定農地貸付法施行規則第1条に基づき、①特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することとされている。</p> <p>地方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可（農地法第3条）、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の遊休農地措置に関する事務（同法第4章）、農地等の利用関係の紛争があった場合の仲裁（同法第25条）等の農地の権利移動・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うこととされている。</p> <p>市町村等との貸付協定の締結を廃止した場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②については農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会では対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施を図ることができない。</p> <p>よって、市民農園の開設に当たり行政が開設者をサポートする態勢を確保するためには、市町村等と締結する貸付協定の手続を不要とすることは適切ではない。</p> <p>なお、御提案の「具体的な支障事例」で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付規程の記載項目は、特定農地貸付法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受ける者の募集・選考の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たってのルールを定めるものであり、農業委員会の業務について定めたものではない。</p>	<p>地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合において、「③農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブル解決や未然防止への協力等」については、御指摘のとおり、農業委員会としては、対応できないと考えられる。</p> <p>一方、本市においては、こうした市民農園開設における諸課題に関して、市内で開設されている特定農地貸付け以外による市民農園も含め（平成27年度調査：特定農地貸付け7箇所、特定農地貸付け以外の市民農園73箇所）、協定の締結の有無に関わらず、調整や協力等を円滑に実施してきており、協定がないことよりトラブルに対応できなかった事例もない。</p> <p>このことから、貸付協定を結ばなくても、特定貸付けを円滑に実施することは、可能であると考えられる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>行政不服審査法第11条に規定する総代制度は、一つの処分に対して多数人が審査請求する場合等において、審理手続の簡易迅速化を図ることを目的に設けられているものである。被処分者は、自己の権利益が行政庁の処分により侵害された場合において、その回復を求めて、共同審査請求人として氏名を連ねることによって、総代を通じて各自の主張を行うことができ、また、審査請求による効果も自身に及ぶことになる。このため、被処分者側にとっても利点があることから、行政側として、共同審査請求の際に総代の選出を命じることができるものとされている。</p> <p>一方、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図るために、監査委員の監査の権限の発動を求め、住民全体の利益を確保するものである。住民監査請求制度は、住民であるという要件を満たせば一人でも請求することができるものであり、監査委員は、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮し、仮に請求に瑕疵があったとしても直ちに却下することなく、補正できる瑕疵である場合には補正を求め、広く住民の請求を受け付けることとするなど、住民にとって利用しやすい制度であるべきである。</p> <p>したがって、複数人が共同して請求する場合は監査委員が総代の選任を命じることができ、これに従わないときには、監査委員の判断により、当該請求を不適法却下とすることができることは、認められない。</p>	<p>本提案の趣旨は、多数人による共同請求の場合、あらかじめ総代を選任したうえで請求がなされるよう誘導する点にある。</p> <p>多数人による共同請求の場合、その大半は法令に精通していない一般住民であり、請求書に瑕疵がある場合に補正を求めたとしても、当該補正に応じることはできない可能性が高いと考えられ、補正をしない場合、補正をしない者については却下することとなることからすると、あらかじめ、総代を選任して請求を行うこととするのは、住民にとって利用しやすい制度となるものである。この点、名古屋高裁金沢支部平成9年9月3日判決は、「住民監査請求は請求人の個人的な利益のためでなく、住民全体の利益のためになされるものであり、また、それが複数の請求人によってなされる場合には請求人の利害が一致するのが通常であるから、請求人が多数にのぼるときは代表者または代理人の制度が利用されることが、迅速、適正な事案の処理のために請求人及び監査委員の双方にとって望ましいといえることができる。」と判示しているところである。</p> <p>また、多数人による共同請求は、その中心となるメンバーが、請求書を町内、職場で回覧するなどして、署名を募ることが一般的であるところ、この際に、総代への委任状に署名を募れば、容易にあらかじめ総代を互選することができ、住民監査請求を行うことの妨げとなるものではない。</p> <p>なお、請求書提出後、総代の互選命令を受け、総代の互選を行うことは困難とも考えられることから、総代互選命令の規定に代えて、複数の者が共同して住民監査請求を行おうとするときは、総代を選任したうえで請求を行わなければならない旨によっても本提案の趣旨を実現できるものである。規定案は、補足資料参照</p>		<p>【全国市長会】 実態を踏まえ、適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
193	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなくなくなったことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。  【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と聞かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	総務省	郡山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本市、沖縄県	○業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが区民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 ○住民監査請求をしようとする者から、住民監査請求をしようとしているのに何故職員措置請求書という名称の書類をかかなければならないのかと質問をされたことがある。
194	京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪市	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこととする。 ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。  【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5党派・58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各党派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各党派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があるため、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期限が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として粗雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されるころ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	総務省	郡山市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市	○本市においても、調査期間中に年末年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分であったとは言えない事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、60日間では補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うことができるとすることに賛同する。 ○本市においても、政務活動費に係る監査請求において60日を超えて監査結果を出した事例がある。法的安定性の見地から請求の期限を1年以内と規定していることの整合性を考えた場合、監査委員の裁量で際限なく延長できる制度とすべきではないので、期限を定めて延長することができるよう規定しておく必要があるのではないか。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とするか否かも検討を要する。さらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に通知することも規定しておく必要があるのではないか。 ○本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようにしている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできず、また、請求内容も事前には不明であり、あらかじめ準備しておくこともできない。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短時間で大量の資料を確認したりしたこともあった。 これまで60日を超えて、監査等を行った事例はないが、制度改正の必要性はあると考える。 但し、延長する場合にも、次の3条件を付することが必要であると考え。 (1) 期間延長に当たっては、真にやむを得ない理由がある場合に限る。 (2) 延長できる期間については、無制限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3) 請求者に対して、延長理由等を付して通知する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>住民監査請求は、住民訴訟の前置手続であることから、各地方公共団体内のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められるものである。したがって、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更を可能とすることはできない。</p> <p>なお、住民監査請求を行う場合の請求書における「請求の要旨」に係る字数制限(1,000字以内)は、その制限について合理的な理由が考えられず、むしろ、請求段階において、住民が書面で十分な主張を行うことができるようにするために、平成14年の地方自治法施行令の一部改正により廃止されたものである。</p> <p>また、住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通じて、地方公共団体の職員等が行った行為に関して必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、それを明らかにするためである。</p> <p>職業の記載については、職業が、個人を識別するための情報として有効なものであることから記載事項としているものであるが、個人識別情報のあり方については検討することとする。</p>	<p>行政不服審査法に基づく審査請求は、行政事件訴訟の前置手続となっているものもあるが、審査請求書については、記載事項が法定されているだけで、様式までは定められていないことからすると、請求書に記載すべき事項はともかく、その様式まで全国的に統一する必要があるとは考えがたい。</p> <p>また、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て、適法な請求といえるに足るだけの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書に何を書くべきか住民に分かりやすく示すべきであるとともに、地方自治法第242条第1項の規定に基づく請求は一般に住民監査請求と呼ばれていることからして、住民監査請求書とした方が住民に分かりやすいことは明らかである。</p> <p>そうすると、住民監査請求は、請求人の氏名及び住所、請求の要旨並びに請求の年月日を記載した文書により行うこととし、その文書の様式は監査委員が定めるとすることは可能であると解される(京都市における様式案は、補足資料のとおり)。また、仮に様式の統一が必要であるとしても、住民目線を踏まえて、分かりやすい様式に改められたい。</p> <p>なお、職業については、職業の記載を欠いた請求書であっても、それだけで不適法とすることはできないと解されていること(碓井光明著「要説住民訴訟と自治体財務[改訂版]」(学陽書房、2002年)46ページ)、具体的な就業先が記載されているものではなく個人識別情報として十分なものとはいえないことから、請求書の記載事項から早急に削除すべきである。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>住民監査請求が、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的とし、また、住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起することができない監査請求前置主義がとられていることから、住民監査請求があった場合には監査委員は迅速な監査又は勧告を行うことが求められるものであり、監査期間は監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で設けることが必要である。個別の事案に応じて、監査委員の裁量によって監査期間の延長を可能とすることは、住民が出訴することができる時期が先延ばしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制約することになる。</p> <p>なお、地方自治法の規定による審査の申立てに対する裁決までの期間を90日以内と規定した地方自治法第257条第1項の規定は、訓示的規定であるとされており(行政裁 昭和3年10月20日宣告)、同様の規定である住民監査請求があった場合の監査の期間についても、法定期間である60日を経過したからといって、必ずしも違法であるとはいえないことから、監査委員は60日以内に監査が終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資するようできる限りの対応を行うべきである。</p> <p>このため、監査期間を60日を標準として監査委員が定める期間内とすることや事案に応じて60日の期間を延長することを可能とすることはできない。</p>	<p>60日を過ぎても監査を実施すると請求人に告げ、請求人がこれに応じて請求をした日から60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起しなかった場合において、監査委員の合議が整わず、又は実際には何らの監査も行われず、監査の結果が通知されないという事態が生じると、住民は訴訟を行う権利を奪われることとなることから、60日以内に監査の結果を出さないことは違法でなく、60日を経過しても事実上監査を継続することができるという解釈を探ることは妥当でないと考えられる。仮に、この解釈を探るとしても、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、当該解釈を理解してもらえないとは考えがたい(経験則上「60日以内にこれを行わなければならない」との規定がある以上、当該解釈は間違っている」と主張する住民は相当数いるものと考えられる。)</p> <p>また、請求人が監査結果を待たずに出訴した場合、監査で判明した事実や監査の結果を踏まえることができないため、請求人においては主張の変更又は訴えの取下げを余儀なくされる可能性があるなど、早期に住民訴訟を提起した場合におけるデメリットも想定されるとともに、出訴時期が遅れることにより請求人固有の権利利益が侵害されるものではないことからすると、出訴時期が遅れることが、請求人の住民訴訟を提起する権利の制約といえるほどのものか疑問である。</p> <p>なお、期間の単純な延長が困難であれば、必要な監査期間の確保と、早期の訴訟提起の要望とのバランスを図るため、補足資料記載の制度設計とすることも考えられる。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
195	広島市	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員で構成することとされている。広島市では、委嘱している20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を2か月に1度開催している。この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。実際、平成27年度に、代替委員の都合がつかず審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れで審査会を開催することとなった。(厚生省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内に通知することとされているが、当初通知を予定していた日から14日間遅れ、請求受理から42日後の通知となってしまった。また、平成28年度には、1名しかいない法律委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとする。ことで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	厚生労働省	埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都府、熊本市	<p>○【制度の必要性】委員の協力もあり、これまで予定通りに審査会を開催してきたが、委員の急な欠席はいつでも起こりうるものである。提案市が述べているとおり、代替委員の確保及び日程再調整による審査会の開催は本市でも困難で、結局は次回審査会でまとめて審査という対応になると思われる。迅速な審査のためにも事前聴取等で審査会が開催できるようにしていただきたい。なお、その際は過度に欠席委員の負担にならないように事前聴取等の確認事項等も配慮していただきたい。提案市の意見に同意する。</p> <p>○本市では委員の当日欠席は現在まで生じていないが、発生した場合、代替委員の確保は困難であり、開催が延期になる可能性が高い。退院請求の件数は年々増加しており、退院請求の審査結果通知までの期間が延びている。審査会の延期による、通知の遅延を防止するためにも、円滑な審査会の開催ができるよう規制緩和を求める。</p> <p>○本県においても、20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、各合議体を2か月に1度開催している。委員の欠席時には可能な限り予備委員に出席いただく等調整を図っているが、急な委員の欠席時に対応するため、出席者には事前に資料を送付し、急遽欠席される場合には意見の聴取により出席とみなすことができるよう、規制緩和を求める。</p> <p>○本県の審査会の委員は4合議体で20名の委員(医療分野12名、法律分野4名、保健福祉分野4名、1合議体につき毎月1回開催)と予備委員2名(医療分野)の合計22名であった。これまでに、3名以上の委員が出席していたが法律又は保健福祉の分野の委員が出席しないまま開催してしまった審査会があった。このため、開催要件を遵守して会議開催しているところであるが、委員の調整がつかず会議開催を次回に送ったケースが平成28年度に2回あった。平成29年度は、法律分野、保健福祉分野の予備委員を各3名増やし、急な欠席にも可能な限り対応するようにしているところであるが、退院請求等に迅速に対応するためには、提案の趣旨に沿った要件の緩和が必要である。</p> <p>○精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉及び法律)の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員で構成することとされている。本県では、委嘱している20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を毎月1度開催している。この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。また、平成27年度には、1名しかいない保健福祉委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。</p> <p>○本県では、「法律に関し学識経験を有する者」(以下「法律家委員」という。)について、当日の欠席連絡により、定足数不足で開催した事案があった。委員は多忙のため、再度審査会の日程を調整することは不可能であり、現在、法律家委員を1名増やすことを検討しているが、人材の確保に苦慮しているところである。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>適正な医療及び保護を確保するために、患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行動の制限を行わなければならない場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、精神保健福祉法上、都道府県及び指定都市は精神医療審査会（以下「審査会」という。）を設置し、精神科病院に入院している精神障害者の処遇や入院継続の適否の審査を行うこととされている。</p> <p>そして、審査会の運営については、精神科医療の観点を中心としつつも、上記の審査会の制度趣旨を踏まえ、専門的かつ総合的な観点から入院継続の適否等の審査を行う必要があることから</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会において実際に審査を行う合議体は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、②精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者、③法律に関し学識経験を有する者から構成し（精神保健福祉法第14条第2項）、</li> <li>・ 合議体の開催及び議決に当たっては、①～③からそれぞれ一人が出席しなければならない（精神保健福祉法施行令第2条第8項）とされている。</li> </ul> <p>提案内容に関して、委員の日程調整が困難である状況は理解するものの、審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである。今回の規制緩和を容認した場合には、医療・保健福祉・法律の各観点を踏まえた専門的かつ総合的な審査が担保されないこととなる。これは、審査会の制度趣旨を没却し、精神科医療の根幹を揺るがす人権問題を招きかねないものであるため、精神患者の人権擁護の観点から実現は困難である。</p> <p>なお、迅速な審査は重要である一方、審査会の質の担保に代わるものではない。引き続き、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」平成12年3月28日障第209号 障害保健福祉部長通知のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成する予備的な審査会委員の活用や、</li> <li>・ 審査件数に応じた合議体数の見直しなど</li> </ul> <p>を通じ、法令に則った精神医療審査会の適正な運営徹底及び審査の迅速化をお願いしたい。</p>	<p>本提案は、「審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである」ということを認識した上で、現場が抱えている課題を解消するために提案したものである。</p> <p>審査会は指定都市と県にそれぞれに設置されており、特に法律関係の委員は①本来業務が多忙であることや②他の自治体の審議会等の委員を務めていることが多いため弁護士会等の所属団体における人材に限られ、委員の確保は厳しい状況にある。</p> <p>本提案は、こうした状況の中で患者の権利擁護の観点から迅速な審査機能が働くようにするため、事前に欠席となる委員から聴取した意見書を審査会に提出し、その意見を反映させた上で議決することで、議事を開催し議決することができるよう規制緩和を求めるものであり、再度、提案の実現をお願いする。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
196	広島市、広島県	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受ければ、喀痰吸引等を実施することが可能となる。しかし、認定を受けるには計50時間以上の基本研修や10回以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力利用者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。	厚生労働省	岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町	○県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等に通学で50時間以上の研修を受講させることは大変である」といった声があったことから、通信課程を設けるなど、介護職員等が受講しやすい環境整備をお願いしたい。 ○基本研修が長時間であるため、介護職員を研修に参加させられないという声は多く聞かれる。また、実地研修先の不足により実地研修が進まない現状があるため、介護職員が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。 ○本市と関係団体との意見交換において、県の喀痰吸引等研修を受けさせるための体制を整えることが困難との意見は出ている。
197	広島市  【重点18】	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	厚生労働省	川崎市、大阪府、沖縄県	○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行っていることや中核市より既登録事業者等に関する問い合わせがあった際など、通常業務に支障を来すなどの問題が生じているところである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 喀痰吸引等研修は、介護職員が医行為である喀痰吸引等を利用者の生命及び安全を確保しつつ実施できるようにするために必要な研修であり、研修制度を見直すには外部有識者や関係団体、当事者などと慎重かつ丁寧に議論を行っていく必要がある。このため、まずは今年度喀痰吸引等の実態把握を行う調査研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、課題を整理し、必要な対応策を検討してまいりたい。</p>	<p>基本研修に通信課程を設けるという本市の提案は、看護師の不足する介護現場において、利用者の生命及び安全を確保しつつ実施する必要がある喀痰吸引等の医療行為を担う人材が今や介護職員等しかないという切羽詰まった実態を踏まえた上で提案したものであることから、速やかな対応をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>○ 喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定(認定証の交付を含む。)、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。</p>	<p>喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報(従事者名簿等)が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。</p>	<p>【大阪府】 喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び中核市が登録に関する事務を担うことで情報が一元化され、喀痰吸引に関する検査も単独で行うことが出来、業務の適正化につながる。 また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。 よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。</p>	<p>【全国市長会】 都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
198	広島市	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務ヶ原市、名古屋市、京都市、伊丹市、北九州市、熊本市、宮崎市	<p>○「2025年に向けた介護人材に係る受給推計」(平成27年6月24日厚生労働省)によると、全国で37.7万人の需給ギャップが発生する見込みであるが、市区町村別の数値は公表されていない。本市では介護人材確保に向けた取組を実施しようとしているが、市内の介護サービス施設・事業所の介護職員数等について総裁を把握できていないことから、提案のとおり情報提供を求める。</p> <p>○介護サービス事業者から、国や地方自治体から質問項目が重複している調査が行われ、さらに調査の時点も異なるために、事務が煩雑化しているという声が上がっている。</p> <p>国の調査の際に、詳細な調査結果を提供してもらうことで、地方自治体が行う調査において、重複する質問を避け、事業者の負担の軽減を図るとともに、地方自治体の事務負担および経費の削減も図ることができると考えている。</p> <p>○本市においても、介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、昨年12月に市内の介護保険事業者へアンケート調査を行ったところ、調査対象事業者から、国調査項目と同様の回答を再度作成しなければならず、負担がかかるという意見を複数頂いた。</p> <p>厚生労働省が実施する介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の地方公共団体別の調査結果を情報提供頂ければ、事業者及び市町村の事務負担の軽減につながるのと同時に、市町村が実施するアンケート調査項目が精査されることにより、回答率の上昇が期待できる。</p> <p>○本市においては、近隣市町で構成する知多北部広域連合で、3年を1期とする介護保険事業計画を定めている。</p> <p>計画を策定する際に、各事業所を対象に、施設の待機者等について調査をしているが、事業所の負担軽減の観点から、国で実施するアンケート調査結果の地方公共団体への提供を望む。</p>
199	広島市	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにすることを求める。	広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町を含む近隣の23市町と広島広域都市圏を構成し、国の「連携中核都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかす様々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備したいと考えている。しかしながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」という。)及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」という。)において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。こうした中、当面の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特養には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特養は、利用定員数に対して割高な用地費や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返し募集を行っても事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員数を振り替えようとしても、都道府県計画及び市町村計画の変更には審議会への諮問やパブリックコメントの実施等で数ヶ月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市域内で必要定員総数の確保ができない状況となっている(別添のとおり)。このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにしていただきたい。なお、都道府県計画と市町村計画及び実態に差が生じることについては、特養全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行うこととしていることから、計画の趣旨を損ねるものではないと考える。	厚生労働省	ひたちなか市、川崎市、鹿児島市	<p>○広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行えることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。</p> <p>今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等あて周知を図ることとする。</p>	<p>申出に当たっての所定の要件を明らかにした上で、各都道府県、指定都市等宛て周知を徹底していただくようお願いする。</p>	<p>【練馬区】 指定都市等あて周知については、特別区も対象に含めて行っていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>市町村が作成する介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数は必須記載事項となっており、それを変更する場合には、あらかじめ都道府県の意見を聴くことが必要となっている。(介護保険法第117条第2項・第10項)</p> <p>指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して設定しているところである。</p> <p>御提案内容について、指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数は、前述のとおり、都道府県が広域的観点から必要な調査を行った上で設定しているものであり、都道府県への事前の意見聴取を行うことなく介護保険事業計画を変更できる扱いとする場合は、都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性に鑑み、妥当ではない。</p>	<p>本市の提案は、「都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性」を否定するものではなく、現下の課題を早急に解決しようとするものである。</p> <p>すなわち、保険者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多数いる中で、介護保険事業計画におけるサービス量の見込みを踏まえた提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への振替により、その定員の一部について、当該市町村の被保険者の入所者数が減る可能性があっても、できるだけ早急に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。</p> <p>また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が未達成のままとなるよりは、圏域内の市町村における合意が図られた上で広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることの方がより有意義であると考え。</p> <p>これらの点を勘案し、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
200	広島市	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてもらいたい。	厚生労働省	ひたちなか市、群馬県、横浜市、平塚市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県	<p>○当県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。</p> <p>○平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。</p> <p>○当市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数ともに平成27年国勢調査における本市のひとり親世帯の1%以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問して世帯を確認し調査票を渡す」という現在の調査方法は、都市部では非効率であるため、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、調査票を郵送により送付・回答する方法が望ましいと考える。</p> <p>○対象地区における世帯が全て老人福祉施設だった例もあるので、効率的な調査事務を推進するためにも、データを活用できることが望ましい。</p> <p>○当市においても同様の支障事例が発生しているため、提案内容と同様の改正の必要性があると考えられる。さらに、調査結果に影響がないのであれば、対象者の抽出方法を児童扶養手当受給者から無作為に抽出する方法に変更することにより、効率的に調査を行うことができるのではないかと考える。</p> <p>○厚生労働省が開催した事前説明会において、他県より「あらかじめ住基等で対象世帯に目星を付け、訪問対象世帯を絞ることの可否」について質疑があり、それに対する回答が「基本的には手引きのとおり実施してもらいたい。効率的な調査のために付加的に活用することは否定しない」とのことから、当市では付加的な活用を実施した。厚生労働省が定める“基本的な実施方法”は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保等を鑑みると、実施は非効率、困難と思われる。ついては、“住基等データの付加的な活用”について、質疑応答という形式ではなく、“基本的な実施方法”として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないよう配慮することを検討すべきと思われる。</p> <p>○当市においても、国から指定された調査地区内の773世帯のうち、調査対象世帯は14世帯であり、乖離が大きく合理性に欠ける。また、提案団体同様に不在のため再訪問を行うケースや、学生向けの単身アパート等で連絡のつかないケースがあった。また、国勢調査は一般的に認知されているが、本調査の認知度が低く、調査時に不審を抱かれることが多い。</p> <p>○当市では、28年度の調査で700世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は14世帯のみであり、かつ訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、気分が悪い等のクレームも相当数あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。</p> <p>○本県では、福祉事務所から推薦により調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタイトであったため、外部の調査員等との調整が困難な状況であったことから、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として推薦された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強いる形となった。</p>
201	広島市 【重点25】	道路占用許可に係る基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	道路空間を活用したまちのにぎわいづくりが各地で進められているが、道路の占用許可は、原則として、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合にのみ行うことができるとされている。しかしながら、道路の中には、歩行空間に余裕のある歩道や緑地帯など、一定空間の占用を認めても機能上支障が生じないケースもある。実際、広島市では、副道や副道の歩道も含めると幅員が100mに及ぶ道路(平和大通り)があり、この道路の緑地帯等の占用を許可しても交通に支障は生じないが、前記の基準があるため道路占用を許可することはできない。 都市再生特別措置法において、都市再生整備計画の作成等で前記の基準は緩和されるが、道路管理者が一定の区域で占用を認めても支障がないと判断し、それを市町村や警察も同意しているような場合には、都市再生整備計画の作成等は必要ないものと考えられる。 そこで、道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切であると認めるものについては、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、許可基準の弾力化を求める。 なお、都市再生特別措置法の特別措置を活用する場合、前述の地域は既に都市機能などが集積している市街地であるため、都市再生整備計画に適当な基幹事業などを盛り込むことが困難であり、同計画における目標や評価指標の設定が課題となると想定される。また、まちのにぎわい創出を図る提案事業については、その事業内容を詳細に決定した上で、公安委員会などの同意を得るための社会実験等が求められるなど、事業者(占有者)の負担が大きくなることも想定される。	国土交通省	川崎市、福井市	<p>○基幹事業の整備時期と地元機運の醸成時期のタイミングが合わない。また、地元機運が醸成し整備計画を変更する場合、目標指標の設定方法についても課題である。そのため、地元組織発意で、道路管理者が占用を認め、警察も同意しているような場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、許可基準の弾力化を求める。</p> <p>○本市においても、道路占用許可の特例制度を活用し、オープンカフェ事業の実施を検討しているが、制度活用のために都市再生整備計画を策定する必要がある。しかし、都市再生整備計画においては、計画の目標や目標を定量化する指標の設定、計画完了後の評価事務など様々な事務負担を伴う。許可基準の弾力化によって、事務手続きの簡素化が図れる。</p> <p>○本市においても、都市における賑わい創出や地域課題の解決等の観点から、都市再生緊急整備地域内において、オープンカフェ等の設置などを検討している。一方で、都市再生緊急整備地域の指定がないエリアにおいても、地域の担い手等から道路空間の活用に関する提案がなされているが、現行基準に基づく、一時的なイベント等の開催に留まっている。これらの状況を勘案し、道路としての機能を確保しつつ、地域課題に対応した柔軟な運用が必要と考えられることから、提案の趣旨に賛同する。</p> <p>○都市再生整備計画にあるオープンカフェ等と同じ場所、同じ内容であっても、他の団体には占有許可を行うことができず、道路管理者として公平性に欠ける対応となっている。このため、まちのにぎわいづくりのための活用が阻害されている。</p> <p>○本市では平成29年度より、都市再生整備計画を作成の上、特例での占有許可により、オープンカフェを実施している。特例制度を活用するにあたって、関係者との協議、都市再生整備計画への記載、特例占有区域の指定、占有主体の指定等、諸手続のために、約2年間を要したため、市内にある各緑地帯で同様の手続きを進めていくことは困難である。新設された道路協力団体制度等により、都市再生整備計画への記載に係わらず、許可をあたえることも可能だが、占有主体には法人等であることなど、公募資格が設けられており、実際の運用までには至っていない。都市再生整備計画への記載の有無に関わらず、無余地性等の許可基準の弾力化を行うことができれば、市内で管理している緑地帯を活用し、道路管理者としてまちの賑わいに寄与した上で、道路維持管理作業の負担軽減にも効果が期待できると考える。</p> <p>○都市再生整備計画にあるオープンカフェ等と同じ場所、同じ内容であっても、他の団体には占有許可を行うことができず、道路管理者として公平性に欠ける対応となっている。このため、まちのにぎわいづくりのための活用が阻害されている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯（父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯）を概ね5年に1度の割合で調査している。</p> <p>調査の対象となる母子世帯、父子世帯、養育者世帯については、ひとり親家庭支援施策と同様に、離婚や死別による世帯の他、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等も調査対象としており、これらの世帯については、ご提案の住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことは難しいと考えている。</p> <p>このため、従来より調査地区の全世帯を訪問していただき、調査対象世帯を把握する手法を行ってきたところであり、この手法を変更することは難しいと考えているが、</p> <p>① 住基データ等の補助的な利用（住基データ等、効率的に調査を進めるため、付加的に活用できるデータの使用）も可能とする取扱いとしたこと</p> <p>② 調査費用のコスト削減や効率的な実施については、前回の平成23年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直し</p> <p>などを行ってきたところであり、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について今後も検討してまいりたい。</p>	<p>昨年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約100世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約2,400世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は8世帯で、うち実際に回答があったのは3世帯であった。</p> <p>このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい事例があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となっており、早急な見直しが必要である。</p> <p>このため、現在の調査地区を全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を見直し、調査対象世帯への訪問・調査により注力することができるよう、地方公共団体が所有する住民基本台帳データ等を利用し対象世帯の絞り込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。</p>	<p>【山陽小野田市】</p> <p>住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞り込みが可能であり、多少の捕捉漏れがあったとしても、ひとり親になった理由別集計結果から遺棄・行方不明等は少数であり調査結果に大きく影響するとは考えないとする。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>道路占用許可を行うに当たっての無余地性の基準（道路法第33条第1項）は、必要以上の道路占用を排除し、もって道路を通行する者の利益を確保しようとするものであり、道路管理上極めて重要な基準である。</p> <p>一方で、都市の再生に必要なにぎわい創出を重点的に実施すべき区域においては、都市再生に資する占用について、都市再生特別措置法に基づいて策定される都市再生整備計画に必要な事項を記載すれば、無余地性の基準を適用しない特例を認めているところである（都市再生特別措置法第46条第10項・第11項、第62条）。したがって、同計画の策定を省略することはできないが、同計画の策定に当たっては、必ずしも公共公益施設の整備に関する事業等を記載する必要はなく、道路占用の特例のみを記載事項とすることも可能であることから、現行制度においても提案団体の構想は実現可能である。</p> <p>また、上記都市再生特別措置法上の特例のほか、無余地性の基準の適用については、経済的な要素や道路利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮することもできることとしており、これを活用して提案団体の構想を実現することも可能と考えられる。</p>	<p>本市の提案は、歩行空間に余裕のある歩道や緑地など、一定空間の占用を認めても機能上支障が生じないケースについて、道路管理者が、地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、あらかじめ特例道路占用区域として指定し、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求めるものです。</p> <p>これにより、道路管理者自らが、にぎわい創出の契機や方向性を示すことで、当該占用区域にふさわしい「にぎわいづくり」の担い手（占用者）を誘導できるなど、長期的かつ計画的な道路空間の活用を図ることが可能になると考えています。</p> <p>このような本市の構想について、この度、現行制度により実現可能である旨の回答を頂いたことから、今後、構想の具体化に向けて関係者と調整を進めていきたいと考えています。</p> <p>つきましては、本市の構想が現行制度（平成28年3月31日付国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡を含む）により、実現可能である旨を明確にするための通知を警察庁、都道府県知事及び政令指定都市の市長宛に発出・周知していただきますようお願い致します。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>道路占用許可基準の弾力的な運用については自治体間で大きく判断が異なることのないよう基準の適用条件等について明らかにすること。</p> <p>また、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、根拠等について明らかにされたい。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
202	新潟市 【重点23】	道路運送法21条に基づく実証実験の1年要件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第21条第2号に基づき、「一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うもの」として、平成18年9月15日付け通達「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱について」により、実証実験等に限定して原則として1年以下の期限を付して許可されているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期限を3年以下に緩和することを求めるもの。	【制度改正の経緯】 コミュニティバス(区バス、住民バス)の社会実験については、利用者等の意見を踏まえ、運行ルートやダイヤの変更等を行いつながら、最長3年間の利用状況や収支を検証し、本格運行への移行の可否を判断している。 また、利用啓発や利用者の定着には長期間を要し、持続可能なバス路線として社会実験の効果を確認するためには1年間の期間限定では不十分であり、3年間は必要と考えている。 【支障事例】 現状では、第21条の一時的な需要への対応として1年間の許可をいただき、その後は、第4条に切り替え社会実験での運行を継続しているが、平成27年度の江南区内における住民バス社会実験において、第21条から第4条への切り替えが年度途中で、年度末までの残期間予算は確保されていたが、次年度予算が確保されていない(継続的な運行の担保がない)として第4条の許可が得られず、社会実験としてのバス運行が休止となり、住民に不便を与える支障事例があった。 【制度改正の必要性】 第4条による運行の切り替えがスムーズにできた場合であっても、第21条による運行とは異なり、運行本数の変更や運行経路の変更に伴う手続きが多く、即応的に変更を行うことができないため、効率的な社会実験の妨げになる。	国土交通省	ひたちなか市、伊豆の国市、福知山市、徳島県、大村市、宮崎市	○自動車に慣れた方の生活スタイルを変えることは、ある程度の期間を有する。通勤通学で公共交通を利用する方にとって、1年以内の期限付きでは効果が表れない。また、机上からの実証運行が柔軟に対応(変更手続き)できない仕組みでは、地域に即した運行に近づけることができず、国が進める主旨とは異なる現状である。 ○現在本市においても2か月間の実証運行のため道路運送法21条にてデマンドタクシーの実証運行を予定している。今後地域住民からの利用アンケートなどにより柔軟に運行計画を変更していきたいと考えているため、本格運行へは慎重に判断していきたいと考えている。そのため、実証運行期間の緩和をお願いしたい。 ○コミュニティバス等の導入にあたっては、運行コストや利用者ニーズの把握が重要であり、それらを考慮した運行計画を立てる必要がある。 道路運送法第21条による実証実験運行期間は、運行コストや利用者ニーズを掴む為に重要であり、実証実験運行期間の延長等柔軟な取り扱いが必要だと考える。
203	新潟市 【重点23】	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しようとするときに、地域公共交通会議での協議を調え運輸局へ届けるが、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにすることを求めるもの。	【制度改正の経緯】 当市が主催する地域公共交通会議では、いわゆる協議路線に係る運賃、路線、ダイヤの変更等について、地域などの関係者間で協議、合意をした案件に同意し、その後運行事業者が運輸局へ許可申請や変更申請等を出している。しかし、短区間の経路変更や道路工事等に従う一定期間の経路変更(迂回)、過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等、地域の関係者間で合意されている範囲内での速やかな変更等が望まれる案件についても、運輸局への申請前に地域公共交通会議での同意が必要とされることがある。また、これらについては、法令上に同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、運輸局により地域公共交通会議での同意が必要な事項かをその都度、確認し、会議等の開催を行っている。 【支障事例】 当市においては、地域での協議、区役所での地域公共交通部会等の合意を経て、地域公共交通会議で同意を得ていることから、運輸支局の申請までに約2ヶ月間必要とされる。そのため、許可までに約3ヶ月有し、一定期間の経路変更が必要となる水道工事などの工事工程に支障をきたす事例や、地域のイベント時に子どもや高齢者の運賃を割り引く提案を受けたが、申請までの期間が足りずに断念する事例があった。	国土交通省	ひたちなか市、柏市、三条市、伊豆の国市、福知山市、西宮市、和歌山市、大村市、延岡市	○法令上に協議会の同意を得る必要がある旨の具体的な事項の規定がなく、当市も都度、同意の必要性についての疑義を生じている。例として、市道の開設に伴うバスの経路変更について、変更による運行時間の短縮となり、また、停留所の移動等の不利益もなかったが、協議会申請している国庫補助金の対象路線であったため、協議会に諮ったことがあった。本提案により、地域における重要な問題を速やかに審議することが可能となり、会議の効率的な運営に資するとともに、地域住民の利便性が向上すると思われる。 ○本市においても、路線の軽微な変更や一定期間の運賃変更等について、その都度協議を行っており、上記のような支障事例は生じていることから、協議すべき案件の基準の明確化及び手続きの簡略化を求める。 ○コミュニティバス等における、短区間の経路変更や道路工事、行事等に伴う一定期間の経路変更(迂回)等速やかな対応が望まれる案件について、地域公共交通会議を開催した場合、対応が遅れ支障が生じる。 地域公共交通会議において協議すべき案件について規制緩和し、すでに協議が調っている路線の軽微な変更は、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるものとした。 ○地域に即した対応で柔軟に対応してもらいたい。会議の簡素化を図り、書面議決でも良い形式をとってもらいたい。交通の分野は、制度や届け出が難しく、分野が異なる異動がある自治体担当者にとって、明確な基準があると手違いや分別等がしやすい。毎年、同様の案件は、事務の簡素化してもらいたい。 ○長期間工事等による道路通行止めにより、早急な路線変更が必要な場合、地域公共交通会議での協議時間の確保が困難なため、路線の軽微な変更については事後報告扱いとすることを求める。 ○本市の地域バスにおいても道路工事による運行ルート変更や停留所設置場所での工事などにより、一時的に停留所を迂回する場合がある。このような場合、地域公共交通会議にて協議が調った証明書添付し運行計画の変更申請を行っているが、運行ルートの変更が短期間であることや迅速な対応が求められるときには、軽微な変更については、地域公共交通会議の同意の規制緩和をお願いしたい。 ○【支障事例】 本市では、市の中心部を循環する「まちなか循環バス」をバス事業者と共同運行しており、平成28年度の地域公共交通会議において、「毎年8月の1ヶ月間(夏休み期間)における小学生料金の無料制度」の同意を得たところである。しかし、29年度も実施するにあたり、運輸支局から当該制度の実施については、毎年度、地域公共交通会議に諮る必要がある旨の指導を受けたところである。 【制度改正の必要性】 過去、既に同意を得ている制度に関しては、その効果が一定程度見込める場合は地域公共交通会議を経なくとも実施可能とする等、会議の審議事項に係る基準を明確にさせていただきたい。 ○本市で運行しているコミュニティ交通は、対象地域の生活基盤が隣接市となっていることから、運行ルートにおける起終点のみが隣接市となっている。また、コミュニティ交通の利便性が向上するよう、常に地域住民が主体となり、ニーズ把握や意見の集約に努めている。そのため、運行当初からこれまで、毎年バス停留所の新設等の運行計画変更を行ってきたが、いずれも、利用者となる地域住民との意見集約や周知は十分果たしてきた。また、交通事業者等の関係機関とも事前に協議するなど円滑な運営に努めている。一方、運行計画変更を行わず際は、運行ルートの一部が隣接市となっているため、その都度、本市のみならず隣接市において地域公共交通会議を開催いただき、本市のコミュニティ交通の運行計画の変更について審議、合意のうえ申請手続きを行っており事務負担が多くなっている。一定、地域の関係機関で合意が得られているコミュニティ交通の運行計画変更にあたっては、バス停留所の新設等変更計画内容が本市内に限るなど、極めて隣接市への影響が少ないものについては、手続き手順を含め緩和いただきたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>乗合旅客の運送については、本来、道路運送法(以下「法」という。)第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて行うべきものであるところ、法第21条の規定は、突発的に発生する需要等に可及的速やかな対応を図ることを目的として一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合を行うことを例外的に認めることをその趣旨とするものである。このため、その許可の期限も原則として1年以下とすることとしているところ(「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」(平成26年国自旅第433号 自動車局長通知))。</p> <p>御指摘のような実証実験については、その確実な成果を得ることを目的として実験開始後の計画変更又はデータの収集不足等を理由に21条許可の再申請がなされた場合には、上記の通知に基づき再度許可を行うことを明確化し、周知を図ることとする。</p>	<p>地方公共団体が実施するコミュニティバスの実証実験は、地域ニーズなどを踏まえ、年間を通じたデータを活用しながら、効率的かつ持続的な地域公共交通を形成することを目標に、地域が主体となり本格運行に向けた運行計画を作成し、実証実験として1年以上かけ運行している。このため、利用啓発や生活スタイルを変えることなども踏まえ、十分な実証実験を経た後に本格運行を行うというスキームが実効的・効率的に行えることが必要であり、収支率の確保など持続的な運行を確保、判断するには、1年間の実証実験では非常に難しい。当初から1年以上の実証実験を行う計画である場合には、1年間という原則にはとらわれず、地域の実情に合わせて実証実験としての21条許可の期間を設定できるようにするなど、現場のニーズに即した対応をしていただきたい。</p> <p>そもそも、1年間の実証実験期間では、4条許可申請に必要な地域公共交通会議の開催準備や道路管理者、交通管理者等との調整を含めると3カ月程度は必要であり、地域住民に対して地域公共交通を切れ目なく提供することができず、1年間を通じたデータを活用しての効率的な運行計画を形成することができない。</p> <p>地方自治体や地域組織と共に運行するコミュニティバスの実証実験については、地域での合意、関係機関(既存運行事業者、道路管理者、交通管理者等)との調整や地方運輸局、運輸支局への確認を経て運行し、その旨を定期的に自治協議会や地域公共交通会議などで報告しており、期間が緩和されることで悪質な利用がされることは無いと考える。</p> <p>なお、仮に、変更により再度申請した場合にも、本格運行に必要なデータ収集等を理由に再々申請を出した場合には、地域の実情に応じて再々度許可を出すことについても明確にし、地方運輸局、運輸支局で確実に実施されるように周知徹底していただくとともに、その旨を実証実験の主体である地方公共団体に対しても周知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地域公共交通会議(以下「会議」という。)は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を地域の関係者間で協議するために設置されるものである(「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」1. 参照)。このため、路線変更等については、適切な地域公共交通の実現を図る上で、その態様や運賃・対価等について地域の関係者間で協議をする必要性・重要性は高いものであるから、会議において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、地域の関係者間において協議が調うことが必要である。</p> <p>この趣旨に照らすと、一度会議において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合については、更なる協議は必要ない。これについては、周知徹底する。</p> <p>また、会議において協議が調った事項に係る軽微な変更に伴う協議については、会議に幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任すること等により、簡素化が可能であり、運行回数や運行時刻の変更については、それを協議が不要な報告事項とする旨をあらかじめ会議において協議しておくことによっても、手続きの簡素化が可能である(「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」3. (1)④参照)。</p>	<p>各種手続きの標準処理期間が3カ月若しくは2カ月のところ、地域公共交通会議で協議が調えば、2カ月、1ヶ月に短縮できるが、これは、あくまでも地方運輸局、運輸支局での標準処理期間(審査期間)が短縮されるのみであり、地域公共交通会議を開催するための、スケジュール調整、資料送付や会議準備などの地方公共団体が行う準備期間を含めると、実質的な処理期間は、大きく短縮されないのが実情である。一度合意された事項を反復継続する場合や工事などの迂回による一時的なルート変更など軽微なものについては、地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和を行った上で基準の明確化をしていただきたいということが提案の趣旨である。</p> <p>「会議において協議が調った事項に係る軽微な変更」とは、具体的にどのような事項を指すのかお示しいただきたい。(道路工事に伴う迂回路の設定及び運行事業者の変更(子会社やグループ会社への事業者変更等運行に大きな影響を与えない事項)などについても、お示しいただく軽微な変更を含めていただきたい。)お示し頂いている「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」3. (1)④は、運行計画に係る記載部分であり、運行回数や運行時刻の変更だけでなく、迂回路の設定等についても同様に対応できることを明確にして頂きたい。</p> <p>また、そもそも道路運送法第4条の許可を受ける条件には、民間事業者と同様に地方公共団体が運行するコミュニティバスについても、地域公共交通会議で合意をとることまでは法令上は必要とされていないところ、許可権者たる運輸局からそのような指導がなされているところであり、「法令上地域公共交通会議で合意をとる事項」と「法令上は地域公共交通会議で合意をとる必要は無いが、地域公共交通会議で合意をとることが望ましい事項」を整理した上で、「地域公共交通会議で合意をとることが望ましい事項」については、地域公共交通会議の判断で、協議をかける、事後報告とする、報告も不要とするなど仕分けすることが可能であることを周知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めること。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
204	新潟市	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものとする。	総務省	川崎市	-
206	栃木市	子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとされている。 しかしながら、栃木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、栃木市内で本事業を実施できず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施せざるを得ない状況にある。 近年、育児疲れや精神的障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。 しかしながら、栃木市では、見知らぬ市外の不慣れな施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間で数件の利用に留まっている。 栃木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務者も確保している。 介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすることにより、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防などにも有効に活用することができるため、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化することを求める。	厚生労働省	いわき市、川崎市、焼津市、寝屋川市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的とし、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行う組織として、指定都市の区ごとに設置することができるものであることから、区を単位とした住民自治の基盤として、区における議会の役割を果たし、区の行政を補完する機関であるもの。このことから、区地域協議会の構成員については、区の区域内に住所を有する者に限っているものであり、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は、適当ではない。</p> <p>また、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見を反映させるには、これらの者を区地域協議会の構成員とせずとも、区地域協議会において、必要に応じてこれらの者からヒアリングを実施したり、これらの者がオブザーバーとして審議に参加して意見を述べたりする等により可能であるものとする。</p>	<p>区地域協議会の位置づけや権限を鑑みると、「区の区域内に住所を有する者」からの参加が多数であるべきと認識している。しかし、一方で、多様な意見の調整を行い、協働による地域づくりを行う場においては、区外からの通学・通勤者、公共的団体等の支部・支店からの代表者など、区に関わりのある者については区民として取り扱うべきと考えている。</p> <p>ご指摘のとおり、オブザーバーとして参加することは可能だが、議決権が無いこと、会長、副会長、部会長等の役員に就任できないことなどの規制がある。また、区地域協議会は住民や公共的団体等からの主体的な参加を期待しているが、オブザーバーでは主体的な参加にならないため、他の委員と同等の位置づけで活動していただきたいと考えている。</p> <p>なお、選挙で選ばれる住民の代表機関という立場ではないこと、条例の制定や予算の議決権などの権能を有していないことより、区地域協議会は区議会の役割を果たす機関ではないと認識している。</p> <p>本市において、区地域協議会は、区民や諸団体等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整を行い、区役所と連携して身近な地域づくりを行っており、区民と市との協働によるまちづくりを行う要の機関として、区の行政を補完する役割を担っている。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>【厚生労働省】 「子育て短期支援事業実施要綱」において、当該事業の実施場所を「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設」としているところであり、適切に保護することができるのであれば、市町村の判断により、介護施設等での実施を排除するものではない。また、同実施要綱において「児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等(市町村が適当と認めた者)に委託することができるものとする」としており、委託された者の居宅又は利用する児童の居宅に派遣して養育・保護を行うことが可能である。これらの取扱いの積極的な活用については全国児童福祉主管課長会議等においても願っているところであるが周知してまいりたい。</p>	<p>現行の児童福祉法施行規則や子育て短期支援事業実施要綱に例示されている実施施設等は、児童の処遇に特化した施設のみであり、介護施設等での子育て短期支援事業を実施できることが不明確である。</p> <p>また、御指摘の通り、近隣に実施施設等がない場合は、現行で里親等に委託可能であるが、当該事業が必要な家庭に子どもが複数人いる場合、1つの里親家庭では受け入れられないケースが生じたり、保護者と里親との信頼関係を構築することが難しい等の問題がある。</p> <p>さらに、児童養護施設や里親は、保護者の看護が十分でなく、一時的な保護が必要な家庭が利用するといったイメージがあり、保護者にとって抵抗感が強く、利用が進まない。</p> <p>本市には、介護施設等に地域交流室等を設け、子ども食堂や異世代交流事業等を推進するなど、地域に密着した施設がある。このような介護施設は、市内全域に散在しているため、市民にとって身近で安心感があるため、介護施設等の子育て短期支援事業の実施施設とすることが可能であることを、通知等で明確にしていきたい。</p> <p>本市は、他市の児童養護施設等を利用する場合に、優先順位が低いいため、子育て短期支援事業を利用できないケースが複数生じる喫緊の状況にあり、介護施設の活用が可能であることを明確化することによって、民間事業者の活用が進み、保護者の協力を得やすくなり、ひいては、事業の促進につながると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
207	八王子市  【重点14】	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	<p>【提案の背景】</p> <p>指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号。)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとされている。</p> <p>このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り兼務が認められている。</p> <p>事業所が「訪問介護事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここでいう第一号訪問事業は、予防訪問介護相当のサービスのみを指し、訪問型サービスAは含まれない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では慢性的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を進める上で支障となっている。</p> <p>訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務不可要件が支障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなり手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。</p> <p>本市における状況(平成29年4月1日現在)</p> <p>訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130</p>	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、静岡県、熊本市、長崎市	<p>○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの支障がある。</p> <p>今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定期間の更新月から切れ目なくサービスを受けられることが重要となる。</p> <p>責任者の兼務要件の緩和があれば、総合事業により多くの事業所が参入できると考える。</p> <p>○第1号イに規定する訪問事業(現行相当)では認められているものの、同号ロ(緩和基準サービス)においては認められていないためサービスの拡充につながっていない。</p> <p>緩和基準サービスの創設につながるよう根拠法令の緩和をお願いしたい。</p> <p>○本市は、介護予防・日常生活支援総合事業における効果的な介護予防の推進の観点から、訪問型サービスAを設定している。</p> <p>しかしながら、慢性的な介護人材不足が生じている中で、訪問介護と別に訪問型サービスAのサービス提供責任者を配置しなければならないことに対する事業所の負担感は極めて大きく、訪問型サービスAの実施を阻む最大の要因となっている。</p> <p>本市においては、小規模な事業所が比較的多く、小規模事業所にとって、訪問型サービスAの実施のために別にサービス提供責任者を配置することは実際に困難であるため、訪問型サービスAの実施事業所を増やすことができない現状があり、今後市として訪問型サービスAの事業量を安定的に確保してゆけるか苦慮している。</p> <p>また、このたび総合事業開始当初に訪問型サービスAを開始した指定訪問介護事業所の中から、サービス提供責任者の人材が確保できないことを理由に、訪問型サービスAを廃止する事業所が出た。このたびは訪問型サービスAの利用者がいない時点で廃止であったため、不利益を被った利用者はなかったが、サービス提供責任者を配置できないことによる廃止があれば、利用者は事業所を変更しなければならず、本人の意向に沿った効果的な支援を行うことができない状況を招く。</p> <p>訪問介護と訪問型サービスAの一体的な実施において、同一敷地内の兼務を認めているサービスと同様にサービス提供責任者の兼務が可能であれば、訪問型サービスAの実施事業所の増加が見込まれる。訪問型サービスAの対象となる利用者のサービスが確保される。訪問介護事業所が一体的に訪問型サービスAを実施していれば、利用者の状態変化に対しサービス内容が変更となった場合でも、同一事業者による継続的な支援ができ、利用者に対するサービス向上につながる。</p> <p>○本市も同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との兼務ができないため、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多くある。</p> <p>現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間を分けて配置することで対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス。以下「緩和型サービス」という。)」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。</p> <p>○具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること</li> <li>・ 要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること</li> </ul> <p>等が可能である。</p> <p>○なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。</p>	<p>市町村の判断で兼務可能とのことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「基準」という。)第5条第2項及び第4項の訪問介護側から見ると、常勤のサービス提供責任者が兼務可能と解釈することは困難であることから、兼務可能である旨を明確化する必要があると考える。</p> <p>そのため、この取り扱いについては、全国介護保険担当課長会議等での周知にとどまらず、兼務可能であることを年内を目途に通知または基準の改正をしていただきたい。</p>	<p>【長崎市】</p> <p>長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことを可能としている。</p> <p>緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス(訪問介護)の人員基準を考えたとき、利用者数に対する責任者の必要配置数は、利用者数を合算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考える。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業所と兼務した場合は、常勤扱いにならないと考えるため、居宅サービス(訪問介護)の人員基準について、見直しを検討していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、その根拠について明らかにすべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
208	高岡市  【重点4-②】	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。</li> <li>・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。</li> </ul> <p>&lt;支障事例(総論)&gt;</p> <p>幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまう児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。</p> <p>年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。</p> <p>&lt;支障事例(その他)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。</li> <li>○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。</li> <li>○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。</li> </ul>	内閣府、文部科学省	福島県、ひたちなか市、北九州市	<p>○満3歳になる前に私的契約で入園をさせていると、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難となるため、施設給付費の加算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。</p> <p>○第一次反抗期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。</p> <p>自我の自覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>これらの取扱いの積極的な活用については全国児童福祉主管課長会議等においてもお願いしているところであるが周知してまいりたい。</p>	<p>本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中で園の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもに比較して法的な保障なく、満3歳に達していない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所申請に対する応諾義務(子ども子育て支援法第33条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。</li> <li>・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項)</li> <li>・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項)</li> <li>・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるあっせんを受けられない(同法第42条)</li> </ul> <p>上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けても主張できない子どもに対しては、特に慎重な権利保護が必要であると本市は考えており、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第26条の1号認定児童に劣後しないような制度設計を検討いただきたい。</p> <p>また、利用の保証がされておらず支給認定外児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようと努めていることを前提としながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳到達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なっている。これらの園の独自事業によりつなぎとして行っているサービスを受ける年度当初満2歳児が、満3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、満3歳児からの教育をより効果の高いものとし豊かな人格形成に資することになる。</p> <p>また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うこととすれば「1年を通した各種行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応してきたものでもある。</p> <p>「現に入所している保育を必要としない2歳児を支給認定対象とすること」は、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよくご理解いただきたい。</p> <p>本提案は、年度途中に満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。</p> <p>また、地域子ども・子育て支援事業についてであるが、一時預かりであれば緊急・一時的な預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動としての位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。</p> <p>このようなことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
209	特別区長会  【重点26】	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第12の11及び建築基準法第44条第1項第3号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	現在、区では鉄道の連続立体交差事業を契機とした駅周辺街づくりにおいて、都市計画マスタープランに定める「駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上」のため、駅前広場の整備を進めている。広場の事業用地にかかる地権者には小売店を営業者も多く、生活再建の場として求める代替地は駅直近を希望する者が多くなか、駅周辺では市街地が既成しており、代替地の取得が困難で事業進捗に支障をきたしている。このような状況下で、駅前広場の用地の一部を活用して、商業テナントと住居が共存するビルを建設する案を検討している。区としては、駅周辺の活気ある良好な商業環境育成と地区の防災性向上に資するものであることから、立体道路の対象道路の緩和により駅前広場における共同ビルの建設を可能とし、街づくり計画の実現を図りたい。	国土交通省	川崎市	<p>○区内の駅・地域を経由する地下鉄の延伸など鉄道ネットワーク計画のうち、当区内には3つの新駅が予定されており周辺のまちづくりに精力的に取り組んでいる。新設予定駅は、延伸後、当面の終端駅となることから、当区内にとどまらず他県内からの利用も想定されている。よって、一定規模の交通広場や生活サービス施設を立地促進していく必要がある。一方、当該地は風致地区の都市計画が定められており土地の高度利用がしにくく、また、既成市街地でもあることから生活再建を直近の場所に求める権利者が多くいる。こうしたことから、立体道路制度における道路の適用要件を緩和し、駅前広場等でも活用できるようにすることで市街地再開発事業や建物の共同化事業の敷地面積を広げ、交通広場とあわせた駅周辺整備を進めやすくすることを要望する。</p> <p>○本市では、交通結節点である拠点駅において、駅を中心としたまちづくりにより、都市機能集積が図られている。一方で、高密度化した駅周辺の市街地において、限られた空間の中で効率的な交通結節機能の強化等を図るためには、土地の重層的な利用が必要と考えることから、提案の趣旨に賛同する。</p>
210	特別区長会	身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第12項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種類によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。	高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障を来す事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のため、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。	厚生労働省	北海道、ひたちなか市、埼玉県、新潟県、高山市、多治見市、大阪府、岡崎県、熊本市	<p>○疾病や事故などのため脳が損傷されたとき、身体障害は生じないが、記憶障害や注意障害、遂行機能障害などの高次脳機能障害のみが後遺症として生じる例がある。</p> <p>高次脳機能障害を合併する身体障害者に対し、理学療法士や作業療法士、言語訓練士等の専門職によるリハビリテーションを、法の障害福祉サービス自立訓練(機能訓練)として実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を合併しない高次脳機能障害者は利用できない。</p> <p>○法令の規定では、高次脳機能障がい者を対象とする生活訓練に理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションが含まれていないが、高次脳機能障がいの方は、手帳等級に該当しない軽度のマヒ又は身体障がいを伴わなくても半側空間無視などにより、機能訓練・作業療法を必要とする方が多い。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職種が、障がいの個性に応じて機能訓練とともに認知リハビリテーション等を実施できるよう機能訓練の対象者要件の緩和を求める。(基準省令による多機能型事業所における人員基準の緩和だけでは不十分。)</p> <p>○高次脳機能障害者には、記憶障害や注意障害、遂行機能障害の症状で、身体障害を伴わないが、機能の改善や代償機能の獲得のため、継続した訓練が必要な事例がある。</p> <p>しかし、自立訓練(機能訓練)の対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。</p> <p>○【制度の必要性】</p> <p>身体障害のない高次脳機能障害者も、身体機能及び生活能力の維持、向上等のために支援が必要であり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰等の効果が期待されるため、賛同する。</p> <p>○高次脳機能障害者については、身体障害者手帳取得には至らない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練(機能訓練))を受けられる機会が必要と考える。</p> <p>○同様の支障事例は、複数確認されており、対象者の身体障害の有無にかかわらず、包括的なリハビリテーションが受けられることで、より早期の就労・社会復帰が望める。</p> <p>○自立訓練(機能訓練)の一環として行うPTIによる市街地訓練やOTによる家事訓練などは、身体障害者手帳の範囲に該当しない程度の麻痺がある高次脳機能障害者の社会復帰に有効であるので、対象者要件の緩和が必要である。</p> <p>○自立訓練(機能訓練)が利用できない場合においても、自立訓練(生活訓練)等の利用により対象者に障害福祉サービス等を提供できているところであるが、より適切な支援をおこなうために必要な要件緩和と考える。</p> <p>○当事者の家族会から高次脳機能障がいに特化したサービスがなく、家族が疲弊している現状があると話しがあり、専門の支援者によるサービス体制を早急に創設する必要がある。</p> <p>○回復期リハビリテーション病院等を退院時には、身体障害者手帳を取得できていない場合があり、その場合には、身体障害者手帳の交付を受けるまでの間、自立訓練(機能訓練)を利用することができない。</p> <p>社会復帰に向け、退院時からの継続したリハビリテーションは有効であるため、医師の診断書による利用を可能とするなど対象者の要件を緩和するよう求める。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及び建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)においては、市街地における道路は、非常時の避難路、消防活動の場、沿道建築物の日照、採光、通風等の確保等、良好な市街地環境を確保する上で重要な機能を果たすものであり、その上空が開放空間であることを前提として土地利用が行われているものである。一方、本来は開放空間であるべき道路の上空について、一定の地域に限定して建築物の建築等を特例的に認める制度が立体道路制度であり、これは、適正かつ合理的な土地利用を促進する観点から認められているところである。現行の立体道路制度では、都市再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る必要がある地区として都市再生特別地区に指定されている地区においては、一般道路をもその適用対象としている。</p> <p>また、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)においては、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要があると認められる場合に、道路の区域を立体的に決定することができることとされている。</p> <p>本提案について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替店舗や住居を駅前広場と併せて整備する際になぜ道路上空を利用しなければならないか</li> <li>・特別区又は指定都市にありながら、既存の都市再生特別地区制度による道路上空利用ではなぜ実現できないか</li> <li>・駅前広場の整備による、同広場・周辺道路の安全・円滑な交通確保の効果等、</li> </ul> <p>立体道路制度を拡充する必要性及びその効果が現時点の提案内容では判断できない。</p> <p>東京都特別区や川崎市などは、都市再生特別地区に基づく立体道路制度の活用が検討可能であると考えられ、また、駅周辺まちづくりを進めるにあたっての事業推進上の具体的な支障等について示されない限り、立体道路制度を拡充する必要性及びその効果が判断できない。</p> <p>(風致地区に係る支障事例について)風致地区は、都市の風致を維持するために定める地区であって都市環境の維持が必要な地区であることから、風致地区に係る都市計画決定権者が、当該地域において土地の高度利用を行うことが好ましくないと判断して都市計画を定めているものであり、当該支障事例を理由として法制度を変える必要性・合理性が認められない。</p>	<p>道路(駅前広場)の上空利用の必要性については、①明大前駅周辺は市街地が既成しており、代替地の取得が困難であるため、駅前広場事業用地の取得に支障をきたしていること、②駅前広場南側街区では、市街地再開発事業の合意が得られないこと、③駅前広場西側街区のみで採算性のある共同ビルを建設しようとする、周辺地域と比較し異常に高いビルとなり、当該地区計画の建築物の高さの制限を著しく超過してしまうこと、等の理由により、西側街区と駅前広場の上空を利用して建築物の高さを規制値内に抑える必要がある。</p> <p>都市再生特別地区の決定にあたっては、都市再生緊急整備地域の指定が必須である。明大前駅では、駅前広場及び西側街区(面積約5ha)では再開発事業の合意形成が得られているものの、その他の街区では一部合意を得られていない地区もある。地域指定にあつては、駅前広場周辺地区を含んだ広範な区域設定が必要であり、現段階で明大前駅周辺を特区指定することは困難である。</p> <p>駅前広場を整備することにより、従前の駅周辺における交通に関する諸課題が解決され、新規バス路線の開通も見込まれるなど、交通結節機能の向上が見込まれる。また、歩行者と自動車とが分離されることにより、駅周辺商業施設を利用する歩行者の安全性や利便性が向上し、駅周辺のにぎわいの創出にも寄与されるものと思慮される。</p>	<p>-</p>	<p>【全国知事会】 立体道路制度の道路の適用要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえて、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>障害者総合支援法に基づく自立訓練は、身体障害者又は難病患者に対して身体機能の向上に係る訓練を提供する機能訓練と、知的障害者又は精神障害者に対して生活能力の向上に係る訓練を提供する生活訓練がある。</p> <p>機能訓練及び生活訓練の対象者については、制度が施行された平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたものであるが、障害者のニーズの多様化を踏まえどのような対応が可能であるか、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいりたい。</p>	<p>平成30年度報酬改定の議論の中で、本提案において求める措置の具体的な内容が、どのような方向性で検討されるか明確でないため、改めて以下のとおり、施行規則の改正による本提案の実現を求める。</p> <p>現行の施行規則を改正することのないまま障害福祉サービス報酬の改定によって対応する場合、自立訓練(生活訓練)の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自立訓練(生活訓練)は、その人員基準(※)において理学療法士又は作業療法士(以下「療法士等」という。)の配置が妨げられているものではないものの、必須とはされていないことから、自立訓練(機能訓練)事業所に対応することが適切である。</p> <p>既存の生活訓練事業所は、「平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による何らかの対応がなされた場合でも、直ちに高次脳機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が必置となっている機能訓練事業所は、身体障害のある高次脳機能障害者に対し医学的リハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切な対応である。</p> <p>(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)</p>	<p>【大阪府】 平成26年度診療報酬改定においては、「維持期リハビリテーションの介護保険への移行促進等の取組」がなされたが、その際、移行の対象とならないケースとして、「高次脳機能障がい、失語症、失認及び失行症などで、治療継続により状態の改善が維持できると医学的に判断される場合」が挙げられた。</p> <p>また、平成27年度介護報酬改定では、「活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進」という観点で、通所リハビリテーションにおいては、「生活行為向上リハビリテーション」とが新たに導入されたところである。</p> <p>高次脳機能障がいの方々の回復期病院退院時の状況は、医師の判断により医療によるリハビリが必要な方と維持期リハへの移行が妥当であると判断された方の両者が存在するが、原因疾患が脳血管疾患の方の場合、維持期リハの移行が妥当と判断された方の場合には、介護保険優先の原則により、一律、介護保険によるリハに繋がる場合が多い。</p> <p>高次脳機能障がいの方のほとんどは中途障がいであり、40代以降は受傷原因が脳血管疾患である割合が増えるが、働き盛り世代の最大のニーズは就労である。介護保険による維持期のリハが生活行為向上に焦点をあてたものとなつたとしても、就業年齢でない高齢者層をターゲットとした生活行為向上では働き盛り世代に対応しがたい。また、医療におけるリハビリの中で、生活行為に焦点をあてたリハビリを行うことも困難である。介護保険第2号被保険者とならない頭部外傷の方を含め、そららのニーズに対応し得るのは、障がい福祉サービスの自立訓練(生活訓練)であると考えられるため、医療・介護の同時報酬改定である30年度に向けて、就労ニーズに対応し得るリハビリのあり方についても整理し、自立訓練がその部分を柔軟に対応できるように検討願いたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
212	指定都市市長会  【重点21】	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出を行わなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。 このため、さいたま市では事業者の刑事事件等を発端に、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を踏まえ、平成29年1月には行政処分を行ったところである。 しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後によく調査や指導が可能になること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。	厚生労働省	埼玉県、千葉県、新潟市、名古屋市、大阪府、福岡市、熊本市	○無料低額宿泊所事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整っていれば受理せざるを得ない。また、事業開始後においても社会福祉法第70条に基づく検査を実施し、県の「無料低額宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン」の基準に適合しない場合、改善を求めているが、法令に基づく基準ではないことから、指導の実効性は十分とは言えない。本事業において、利用者の利益の保護を図るには、法令による基準の設定が必要である。 ○本市では、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づき、「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」を独自に定め、事業者に対して指導を行っているが、法律に基づく指導権限がないため、指導には限界がある。また、この指針では、社会福祉各法に法的位置付けのない施設に対する指導を行うことはできず、実態の把握は困難である。国において平成27年度に指針の見直しが行われたが、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備がなされず、実態の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に営利を図るなどした事業者に対する経営の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となっている。以上のことより、善良な事業者を排除することがないように配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な処遇を確保し、質の向上を図るため、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに強い指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、直ちに許認可制を取ることは困難と考えている。</p> <p>○ しかしながら、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を狭い部屋に住ませ、高額の利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者があることから、生活保護受給者の生活の質の確保を図るためには、悪質な事業者を規制していく必要があると考えている。</p> <p>○ このため、無料低額宿泊所の設備・運営基準に関して現在の「ガイドライン」に基づき指導を行う形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政が改善命令などを行うために必要な法令上の規定の整備を行うことなどを中心として生活保護受給者の居住者支援の在り方全般について、今後の生活保護制度の見直しの議論の中で具体的な検討を進めることとしている。なお、この議論については指定都市市長会も参画して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議及び社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論されているところである。</p>	<p>許認可制にすることをもって、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となることには直接結び付かないと考える。</p> <p>さいたま市では、平成26年度から3か年の間に社会福祉法の届出を行っていない無届施設に対し、利用者約1,000名を民間アパート等への転居支援により半減させた実績がある。</p> <p>仮に、居住している者が住まいを失ったとしても、その場合の受皿として、民間アパートや公営住宅のほか生活保護法の救護施設や老人福祉法の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により退去者の受入は可能である。</p> <p>また、8月2日の専門部会において、部会長から指摘もあったように、懸念があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。</p> <p>なお、厚生労働省は「現在行われている生活保護制度の見直しの議論において、法令に最低基準を明記し、基準を満たさない事業者に対して、行政が改善命令などを行うために必要な規定の整備を行うなど、生活保護受給者の居住支援の在り方全般について具体的な検討を進める。」との回答であるが、あくまで届出制を前提としている。</p> <p>この場合、現行制度と同様に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が違法性を認識しながら事業を開始することが可能であること、更には改善命令などを行ったとしても、改善されるまでの間は違法な事業者の経営が可能であり、入居者は劣悪な環境での生活を余儀なくされる。このように、届出制である限りは悪質な事業者の参入を許し、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりや入居者の福祉を著しく阻害することとなることから許認可制を取ることを20政令指定都市の総意として、重ねて強く求めるものである。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
215	指定都市市長会	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪市、伊丹市、浅口市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮町、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、延岡市	<p>○(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る考え方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに、「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をおおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する行政側にも大きな負担がかかっている。</p> <p>(市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。</p> <p>○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。</p> <p>また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。</p> <p>○＜制度が複雑かつ難解という点に関して＞ 施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚生労働省と異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。</p> <p>①年度当初は区の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、遡って減額精算した。②事業者から、「直接厚生労働省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に遡り、加算をつけ直した。</p> <p>※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。</p> <p>○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象人数分を支弁する等事務を簡素化して欲しいとの声寄せられている。</p> <p>○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。</p> <p>○ 制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。</p> <p>施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。</p> <p>施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものとする。</p> <p>○本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。</p> <p>○ 提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。</p> <p>1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) 「3歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>2 特定加算部分における「3月初日の利用子どもの単価に加算」要件の見直し (理由) 「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、精算は翌年度4月とならざるを得ない。</p> <p>自治体及び殆どの事業者にとって3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>3 処遇改善等加算の賃金改善要件に係る加算見込額計算方法の簡素化 (理由) 賃金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。</p> <p>毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の「利用子ども数」により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。</p> <p>4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃 (理由) 「主任保育士専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。</p> <p>要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>5 人事院勧告に基づく公定価格単価の適及改定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院勧告に伴う公定価格の適及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人件費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】 ○処遇改善等加算に係る事務 処遇改善等加算に係る事務の取扱いについては、平成27年8月28日及び平成28年6月17日に事務連絡を发出しており、周知を図っているところ。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な算定方法」をお示しするとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しし事務の簡素化を図っている。加えて、平成29年度においては、処遇改善等加算Ⅰ（職員一人当たりの経験年数に応じた処遇改善）のキャリアパス要件について、平成29年度より追加された処遇改善等加算Ⅱ（技能・経験に応じた処遇改善）を受ける場合には、当該要件に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日にQ&amp;A集を发出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別児童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び事務の簡素化を図っている。 「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算に係る事務については、保育士等の処遇改善が適切に行われる必要があることを踏まえ設定されているものであり、取扱いについて十分ご理解いただけるよう引き続き情報提供等を行ってまいります。</p> <p>○市システムによる請求事務の指導・助言 施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていないかつとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。</p> <p>○また、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日）において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握とICT化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う」こととしており、事務負担の軽減についても検討してまいります。</p>	<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。 「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたところがあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。 処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。 今後、事務負担の軽減について検討をしていくことだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。 【山陽小野田市】 回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。 【山形市】 事務連絡、Q&amp;A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから发出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&amp;A等を发出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が发出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の发出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。 取扱いについての理解を深めるためには、Q&amp;A集、事務連絡等の发出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように发出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
							<p>補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな軽減に繋がるものと考え。</p> <p>○処遇改善加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか推定・計上できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の賃金水準について正しく設定ができていないかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。</p> <p>○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○本県における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。</p> <p>○処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様特に、賃金改善要件に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。</p> <p>賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。</p> <p>○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。</p> <p>○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。</p> <p>○計算方法が複雑なうえ、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。</p> <p>○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。</p> <p>○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。</p> <p>事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。</p> <p>○制度が複雑・難解で行政、施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができる。</p> <p>○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。</p> <p>○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が増大している。</p> <p>提案市の具体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。</p> <p>○処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の高齢化による業務の継承等が確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の加算に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
216	指定都市市長会	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外受委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大府、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本	<p>○管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乗せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。</p> <p>具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。</p> <p>また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。</p> <p>しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。</p> <p>管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。</p> <p>○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。</p> <p>○他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。</p> <p>○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○本県においても処遇改善加算の審査事務を行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。</p> <p>○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考えます。</p> <p>○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考えます。</p> <p>○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事態は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。</p> <p>○当町においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあいまって煩雑となるケースがある。給付費の支給に関して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。</p> <p>○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならない、一定の事務負担が発生している。</p> <p>＜制度改正の必要性＞ 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。</p> <p>○本市においても処遇改善加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】  ○市システムによる請求事務の指導・助言  施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。</p>	<p>管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。  事務量が增大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。</p>	<p>【静岡県】  施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。  【山陽小野田市】  「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	<p>【全国市長会】  提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
217	指定都市市長会	子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化	子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。	地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のタイミングと国の申請のタイミングを分けたうえで、国の申請スケジュールを明確にしていれば、国の申請スケジュールと県のスケジュールを合わせることが可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしてほしい。	内閣府	盛岡市、福島県、ひたちなか市、逗子市、海老名市、新潟市、大垣市、静岡県、倉敷市、山陽小野田市、高松市、今治市、北九州市、宇美町、大村市	<p>○地域子ども・子育て支援事業について、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施しているが、国が実施要綱を発出するタイミングで、県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出を早期にし、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて、申請スケジュールを組むことができるため、事務手続きが簡素化される。</p> <p>○本市においても、国庫補助が8月に交付申請、12月に変更交付申請であったが、県補助は3月に交付申請通知が発出され、申請事務と実績報告の準備が同時進行となり、事務が非常に煩雑であった。交付要綱を早期発出いただくことにより、県も国と同様の申請スケジュールを組むことが可能になると思われる。</p> <p>○国と県との交付申請にそれぞれが生じているため、記載内容が同一の交付申請書や実績報告書などの書類を双方に提出している。また、国と県の申請スケジュールが異なるなど事務手続きが煩雑である。</p> <p>○本市においても、国への交付申請(変更交付申請を含む。)と府への交付申請のタイミングが異なることによる事務の煩雑化が生じている。</p> <p>○国・県が申請スケジュールだけでなく、交付・精算のスキームも含め統一し、市町村の事務負担を軽減すべきである。</p> <p>○提案団体と同様に、国と県の申請スケジュールのずれにより、事務手続きが煩雑となっている。ほぼ、同一の様式となる書類であるだけに、同時期に申請や実績報告等を行ってほしい。</p> <p>○本市においても、国と県の申請スケジュールのずれにより事務手続きが煩雑になっているため、国と県のスケジュールを合わせることで事務の簡素化が図られると考える。</p> <p>○28年度において、実績報告書の様式が変更され、県の様式と異なるものとなっており、そのマニュアルも大量にあることから、大変な業務負担となっている。申請等の様式を統一していただくのと併せて、申請スケジュールを明確にしてほしい。</p> <p>○本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>○市において、国及び県の交付金交付手続きが同時期にできるようになることで、事務の簡素化が図れる。</p> <p>○国の交付要綱に基づき、本市の要綱を改正し運用しているところであるが、事業所からは財政面が厳しく、補助金の早期交付を要望する声が多い。現行の要綱に基づき、概算払いを行い、要綱改正後に、追加支給などを行う必要があり、事務が煩雑化している。国の要綱が早期に発出されれば、それに基づき本市の要綱を改正し、対応することが可能となるため、早期の発出並びにスケジュールの明確化を希望する。</p>
218	黒石市、青森県	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	法務省、厚生労働省、農林水産省	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎県	<p>○本県では、年間を通じ多種多様な農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合が共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。</p> <p>○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。</p> <p>○域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考えられる。</p> <p>○本県の高原野菜産地における外国人技能実習生の受入にあたっては、実習を行える期間が7ヶ月程度に限定されることから、1号の活動の修了をもって帰国し、2号へ移行して実習を継続する者はごく僅かである。このため、1号修了後に一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、在留資格の変更要件を満たしていれば再入国を認め、2号への在留資格の変更も認めるべきであり、2号の在留期間の更新にあたっては同様に措置するべきである。また、関連する複数の職種に係る実習については、一つの監理団体の総合的な実習計画による適切な監理のもと、複数の実習実施機関で行えるようにすべきである。これらにより、これまで1年以下の期間でしか行えなかった実習が複数年にわたり行えるよう改善され、確実な技術の修得が可能となる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>平成29年度の子ども・子育て支援交付金の交付要綱については、平成29年2月に厚生労働省が実施した全国児童福祉主管課長会議で事前に案をお示しした上で、4月18日付で発出したところ。</p> <p>その上で交付申請時期を含めた申請スケジュールを都道府県に明示しており、平成29年度において改善しているところである。</p>	<p>早期の申請スケジュール明示を徹底していただくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続がより簡素化するように検討を進めていただきたい。</p>	<p>【逗子市】</p> <p>○安心子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内示を受領するまで、事業着手ができないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が行いづらい。については、国・県補助申請書の整合性を図る等、極力事務の省力化につき実施されたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【法務省・厚生労働省】</p> <p>本件御提案の要旨は、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られているところ、「個人である農業者」と「法人である農業協同組合等」が共同で技能実習を実施することができるように規制緩和を求めるとのことである。そもそも複数の法人による共同での技能実習を認めている趣旨は、当該複数の法人が親子関係・同一の親会社を持つ子会社関係にある、あるいは相互間に密接な関係を有している場合には、その企業体としての組織力・安定性を活かして、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られることを狙いとしているものであり、個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていないもの。</p> <p>なお、個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例はあるので、参考にしていただきたい。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>農業分野における外国人技能実習制度に関して、様々な拡充の御要望があることは承知しているが、農林水産省は、出入国管理及び難民認定法及び技能実習法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。</p>	<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていない」との回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。</p> <p>○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。</p>	<p>【千葉県】</p> <p>農業協同組合単位では、地域に限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。</p> <p>【香川県】</p> <p>JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
219	指定都市市長会	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞り込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としてもらいたい。	厚生労働省	ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、三奈市、長野県、静岡県、京都府、大津市、山陽小野田市、高松市、北九州市、大村市、長崎市、大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当県は、県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。</li> <li>○平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。</li> <li>○提案団体と同様、調査対象世帯の見込み数は調査地区内の全世帯数と大きく乖離しており、全数調査は合理性に欠ける。</li> <li>○当市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数ともに平成27年国勢調査における本市のひとり親世帯の1%以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問して世帯を確認し調査票を渡す」という現在の調査方法は、都市部では非効率であるため、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、調査票を郵送により送付・回答する方法が望ましいと考える。</li> <li>○調査地区内には、住民基本台帳上、一人親世帯等でない世帯が大多数を占めている。調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞り込みを可能としていただきたい。</li> <li>○対象地区における世帯が全て老人福祉施設だった例もあるので、効率的な調査事務を推進するためにも、データを活用できることが望ましい。</li> <li>○支障事例に記載された①②③のとおり、調査員の負担が大きく、全数調査における事前調査もほぼ大多数が該当でない世帯への説明もままならず、調査方法の見直しを検討いただきたい。</li> <li>○厚生労働省が開催した事前説明会において、他県より「あらかじめ住基等で対象世帯に目星を付け、訪問対象世帯を絞ることの可否」について質疑があり、それに対する回答が「基本的には手引きのとおり実施してもらいたい。効率的な調査のために付加的に活用することは否定しない」とのことから、本市では付加的な活用を実施した。厚生労働省が定める“基本的な実施方法”は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保等を鑑みると、実施は非効率、困難と思われる。ついては、“住基等データの付加的な活用”について、質疑応答という形式ではなく、“基本的な実施方法”として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないように配慮することを検討すべきと思われる。</li> <li>○不在票を入れたにもかかわらず連絡がなく、何度も訪問しなければならなかった。また、国勢調査時の世帯票・区域図と現状が一部異なり、分かりにくかった。</li> <li>○当市においても、国から指定された調査地区内の773世帯のうち、調査対象世帯は14世帯であり、乖離が大きく合理性に欠ける。また、提案団体同様に不在のため再訪問を行うケースや、学生向けの単身アパート等で連絡のつかないケースがあった。また、国勢調査は一般的に認知されているが、本調査の認知度が低く、調査時に不審を抱かれることが多い。</li> <li>○当市では、28年度の調査で700世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は14世帯のみであり、かつ訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、気分が悪い等のクレームも相当数あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。</li> <li>○本県では、福祉事務所から推薦により調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタイトであったため、外部の調査員等との調整が困難な状況であったことから、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として推薦された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強い形となった。</li> </ul>
220	指定都市市長会	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	厚生労働省	酒田市、ひたちなか市、各務ヶ原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期計画策定にあたっての事業所への調査が重複しているケースがあり、事業所担当者の負担が大きいため、取り消しをお願いしたい。</li> <li>○本市においては、市町村介護保険事業計画の策定にあたり地方公共団体内の事業所に対するアンケート調査は行っていないため、同様の支障事例はしようじていないが、国が行った事業所アンケートについて地方公共団体別の情報が提供されれば計画策定時の参考になるものと考えられる。</li> </ul>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯（父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯）を概ね5年に1度の割合で調査している。</p> <p>調査の対象となる母子世帯、父子世帯、養育者世帯については、ひとり親家庭支援施策と同様に、離婚や死別による世帯の他、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等も調査対象としており、これらの世帯については、ご提案の住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことは難しいと考えている。</p> <p>このため、従来より調査地区の全世帯を訪問していただき、調査対象世帯を把握する手法を行ってきたところであり、この手法を変更することは難しいと考えているが、</p> <p>① 住基データ等の補助的な利用（住基データ等、効率的に調査を進めるため、付加的に活用できるデータの使用）も可能とする取扱いとしたこと</p> <p>② 調査費用のコスト削減や効率的な実施については、前回の平成23年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直しなどを行ってきたところであり、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について今後も検討してまいります。</p>	<p>住民基本台帳データ等の補助的な利用により、成人のみで構成されている世帯など明らかに調査対象とならない世帯等を除くなど、一定程度調査対象を絞り込むことは可能と思われる。</p> <p>また、住基データ等の補助的な利用も可能とする取扱いについて、その具体的な利用方法等を次回調査時に例示していただくなど、自治体間で認識や取扱いについて差異が生じないようご配慮いただきたい。</p> <p>なお、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について検討していただいているところであるが、郵送調査などのより効率的な対応など必要な見直し等について早急に検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。</p> <p>今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等あて周知を図ることとする。</p>	<p>効率的な行政の実施及び事業所の負担軽減の観点から、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等宛て周知を徹底していただくようお願いする。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
221	松戸市	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく施設監査及び確認制度に基づく確認監査の強化	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるように明確化を求める	○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点を示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び当市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。 ○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。 ○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、川崎市、海老名市、知多市、京都市、箕面市、徳島県	<p>○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。</p> <p>○施設監査と確認監査の所管部局が異なり、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の負担軽減と、責任の明確化につながる。</p> <p>○監査と確認の重複の解消に繋がることは望ましいことであるため、意見に同調する。</p> <p>ただし、監査と確認の間で隙間ができ、どちらの対象にもならないような項目が出ないように行うべきである。</p> <p>○当市においても、同様の事例が発生しています。</p> <p>確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査する制度とするのが本筋です。全面的な制度の見直しを求められると考えます。</p> <p>○新制度施行により市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。</p> <p>また県と市が別に監査をすることとなると何ども監査を受けることになり事業所としては負担が大きい。</p> <p>監査項目について、県と調整し、よりの確で効率的な監査を実施すべきと考える。</p> <p>○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うことされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図れておらず実施に踏み切れていないのが実情である。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】</p> <p>子ども・子育て支援新制度においては、従来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付を支払うにあたって、子ども・子育て支援法に基づく確認を行う必要があり、確認における指導監督等については、市町村に、法律に必要な限度において報告や立入、帳簿の検査をすることができる旨の規定が設けられているところ。(子ども・子育て支援法第38条など)</p> <p>このように、「認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付」と「学校教育法や児童福祉法に基づく、施設・事業認可」の2つの法体系に基づき監査を実施することとしており、例えば保育所の場合、児童福祉法に基づく施設監査で主に配置基準、面積基準、施設及び設備基準を、子ども・子育て支援法に基づく確認監査で利用定員に関する事項や、運営、給付に関する事項を監査することとしている。</p> <p>ご指摘のとおり、都道府県が実施する施設監査と市町村が実施する確認監査の項目について重複する部分もあるが、基本的には、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査・指導を行うべきものであることから、統一的な方針として、どちらか一方に整理することは困難である(両者では実施頻度なども異なるところ)。</p> <p>なお、「特定教育・保育施設等指導指針」の2(2)留意事項において、「可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること」としており、監査項目も含め各都道府県内の実情に応じて効率化や負担軽減に努めることとしている。</p> <p>例えば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略することまで妨げるものではないため、それぞれの都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能である。</p> <p>なお、当然のことながら、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう、十分な注意が必要である。</p>	<p>現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向」に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
222	宇治市	保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の申請手続き	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定」していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。	事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定」していることが求められているため、協議参加に支障が生じている。 また、認定こども園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている法人であること」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。  ※「法人が確定」していることに準ずることの例として、保育所又は認定こども園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているもの等が挙げられる。	文部科学省、厚生労働省	福島県、福井市、磐田市、伊丹市、浅口市	○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。 ○事前協議が柔軟に行えず、年度内の施設整備が完了できないことが想定されるため、活用しづらい仕組みである。 ○必ずしも事前協議の段階で法人を確定できる場合ばかりではないので、すでに園を運営しているなど一定の適格性が担保されるならば仮事業者とすることは賛成
223	宇治市  【重点1-①】	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	ひたちなか市	○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考え。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【文部科学省・厚生労働省】保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、事前協議に係る整備計画の「策定基準」を緩和し、事業者が確定しない段階で事前協議を行うことを可能とした場合、</p> <p>① 交付対象として適切な事業者であるかの確認ができないこと</p> <p>② 事業の確実な実施が担保できず、適切な執行管理ができないことから、緩和することは困難である。</p> <p>なお、これらの交付金については、①事前に年間スケジュールを示すとともに、②複数回の内示を行うこととしており、市町村の整備計画にあわせてきめ細かな対応をとっているところである。</p>	<p>本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育施設を新設する場合には、事業者決定の公平性や決定過程の透明性を確保するために、公募による事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対する施設整備補助の予算が成立していることを条件として、当該公募を行うことが可能となります。</p> <p>当初予算を根拠として公募を行う場合は、交付金のスケジュールの関係上、予算の成立時期が交付金の内示前となるため、公募による事業者決定の後に事前協議を行い、交付金の内示をいただくことは可能ですが、補正予算を根拠として公募を行う場合は、当該補正予算の要求段階で交付金の内示を得て、財源を確保していることが条件となるため、公募を行う前に事前協議を行い、交付金の内示をいただく必要があり、国の手順と逆行することとなります。</p> <p>今後の事業者決定において、公募以外の方法を選択することは困難な状況であるため、国の手順が現状のままであれば、本市においては補正予算による緊急的な保育所等の新設ができないこととなります。今後も、緊急的な施設整備等のために補正予算による対応が必要となるケースは発生すると思われるので、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定していることに準ずる状態であれば、事前協議への参加を認めていただきたく、再度のご検討をお願いいたします。</p>	<p>【磐田市】</p> <p>○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」の検討をしていただきたい。</p> <p>【福島県】</p> <p>事業者未定であっても、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどしている実績があれば一定の適格性が担保されると考えるので、円滑な施設整備を行うのに有効であるため、制度改正を要望する。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】</p> <p>○ 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。</p> <p>○ なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。</p>	<p>保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。</p> <p>加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考：平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円)</p> <p>しかし、今回示した支障事例のように、年度途中に緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。</p> <p>なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
224	大分県  【重点39-①】	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教行法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回国民文化祭おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島宇佐地域・六郷満山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けるとともに、観光・地域振興部門との連携が図られないおそれがある。 【具体的な支障事例】 湯けむり景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について ・平成24年に大分県別府市の明礬・鉄輪地区が重要な文化的景観「別府の湯けむり景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化財所管課)。 ・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課) ・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した湯けむり景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的景観にもなじまない。」とする指導があった。 ・景観や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防ぐことができたと考えている。	内閣官房、文部科学省	鹿児島県	-
225	箕面市  【重点4-①】	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども・子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p><b>【内閣官房】</b> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があるため、「教育行政部局が担当する必要がある。」と整理している。</p> <p>これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。</p> <p>また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れが提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみで起因するものではないと考える。</p> <p>なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することになる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることになる。</p>	<p>文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がふさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるもの。</p> <p>当然、従来からの「保存と継承」や「専門性・客観性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えることで、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一体的・調和的に生み出されるものと考えている。</p> <p>政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。</p>	<p>-</p>	<p><b>【全国知事会】</b>文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにすべきである。</p> <p><b>【全国市長会】</b>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p><b>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】</b> 子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。</p> <p>本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。</p>	<p>○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。</p> <p>については、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考えている。</p>	<p><b>【磐田市】</b> ○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。</p>	<p><b>【全国市長会】</b> 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
226	横浜市  【重点11-③】	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行う必要があります。  ① 地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する  ② 学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。  ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金  ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等)  学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	総務省、文部科学省	千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大村市、大分県	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 ○現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、公会計移行時には保護者から同様のご意見をいただくことが想定できる。 地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会に対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公会計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込められる。
232	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市  【重点19-①】	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。平成27年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化され、たん吸引など医療的なケアも含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、慢性的に不足している。その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	厚生労働省	酒田市、川崎市、高山市、鹿児島市	○小規模事業所においては、研修に出せるだけの人員がなく、質の向上ができない状況になるため、規制緩和が必要と考えます。 ○「介護福祉士実務者研修」の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いことで、市内事業所からも時間や費用の面で介護福祉士資格取得の妨げになっているとの意見を聞いている。介護職員が慢性的に不足している中、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>学校給食費を公会計としている場合、学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条に定められる物品売払代金に当てはまるものと考えられることから、ご提案の事項については、現行制度においても実現可能であり、今後、通知等により周知してまいりたい。</p>	<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>
<p>○ 実務者研修については、平成19年に法改正を行い、当初600時間の受講時間を想定していたが、その後現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討を行い、450時間とした。さらに、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っている(介護職員初任者研修受講者は320時間に短縮)。こうした経緯を踏まえ、平成26年の法改正により平成28年度からの施行が決められたものであり、現時点で見直しを行うことは困難である。 ○ また、本研修は、実務経験では不足する理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。</p>	<p>介護福祉士試験については、実務者研修の受講が義務づけられた直後の平成28年度試験の受験者数が前年度に比べて半減しており、半減の要因を分析したうえで、適切に対応策をご検討いただきたい。 また、実務者研修については、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っているとのことであるが、必要に応じて再度現場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。 さらに、実務者研修は、その多くが地方厚生局の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されているが、これら介護福祉士実務者研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、実地研修の実施場所となる事業所(特別養護老人ホーム等)がないため、実際に実地研修を行うことができず、医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その受講を選択制とすることで実務者研修の見直しに努めていただきたい</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、介護福祉士の質の低下につながらないように検討の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
233	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする	介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていきたい事業に対して重点的に配分する等の裁量がない。 京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の推進に特に重きを置きたいと考えている。 地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要性の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区分間の配分額を調整できるようにしてほしい。	厚生労働省	川崎市	-
234	京都府、兵庫県、和歌山県	港湾法第2条第6項に規定する国の施設認定の弾力的な運用	既設港湾施設のうち、港湾法上、港湾施設とみなされていない施設に対する国の施設認定の弾力的な運用を求める。 具体的には、事務連絡の改正等により、臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も港湾施設として位置付けられるような措置を講じていただきたい。	港湾法では、港湾区域又は臨港地区内における施設を「港湾施設」と位置づけ、港湾区域又は臨港地区内に設置が困難な施設については、国が港湾法第2条第6項の規定による施設認定を行うことで「港湾施設」とみなされるものである。 国土交通省の見解として、認定制度の適用は、限定的又は臨港地区指定までの暫定的な措置であり、未認定施設の設置場所が都市計画区域である場合については、臨港地区の指定を行うべきとされている(平成22年6月10日付事務連絡「港湾法に基づく適正な事務処理について」)。 本府の宮津港において、昭和42年から45年にかけて設置した港湾施設(船揚場)の設置場所が臨港地区外で、国の認定も受けていないものがあつたため、当該施設を港湾法に基づき適正管理するため、本年2月に国に対し施設認定を申請したが、設置場所が都市計画区域内であることから、臨港地区の指定で対応すべきものとして認定が認められなかった。 しかし、当該未認定施設は、施設の設置から長期間が経過し、周辺も住宅が密集し、都市計画法上の第一種住居地域に指定されており、こうした地域の都市計画の変更は、区画整理や施設の大幅な改築等を必要とする積極的な理由が無ければ難しいのが実情である。 また、都市計画の変更は、公聴会の開催による住民の意見調整や都道府県都市計画審議会の開催等、時間や事務手続の負担が生じることとなるため、現実的には数年に一度の大幅な見直し時に併せて臨港地区の手続(都市計画の変更)を行わざるを得ない。 未認定施設は、港湾法上の施設でないことから、港湾法の規定に基づく港湾施設の区域内における禁止行為や罰則規定を適用できない等、施設の管理上好ましくないため、速やかに港湾施設としての位置付けを行うべきと考える。 平成22年の事務連絡は、港湾法に基づく国の施設認定の考え方を示したものと認識しており、港湾施設は臨港地区指定が原則ということは理解している。 本提案は、同事務連絡の別添「港湾施設の位置付けに当たって留意する事項等」の1の(2)において、施設認定によらざるを得ないものとして、周辺地域の実情により臨港地区として一団の区域として捉えることができない施設も含めていただくようお願いするものである。	国土交通省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 介護福祉士修学資金等貸付事業の中には、介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講資金などが含まれるが、本事業に係る補助金については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護福祉士修学資金等貸付事業分)として交付しており、資金ごとの内訳を設けて交付していない。このため、現行でも実施主体の裁量により配分可能となっている。</p>	<p>現行でも実施主体の裁量により配分可能である旨を平成29年度中に地方公共団体に対して通知等により周知していただきたい。</p>	-	-
<p>港湾施設としての位置付け方法は臨港地区指定が原則である(港湾法第2条第5項)。その一方で、港湾法第2条第6項において、港湾区域又は臨港地区内でないものについても、国土交通大臣が認定することにより、港湾法上の港湾施設として位置づけることが可能としているところ。</p> <p>この施設認定による場合は、前述の原則を逸脱しないよう、限定的な扱いと暫定的な扱いの2つとしているところ。限定的な扱いは、臨港道路のように一回の区域として捉えることができないものが該当し、暫定的な扱いは、臨港地区指定までに期間を要するものが該当する。</p> <p>そもそも、都市計画上、第一種住居地域というのは、住居の環境を保護するために定める地域であり、当該地域に存する施設は、その性質上およそ港湾施設には当たらない。これを本件についてみるに、もともと船揚場が存する区域について、第一種住居地域の指定がなされている時点で、当該船揚場は港湾施設とは言い難く、当該船揚場を港湾法第2条第6項に基づく認定の対象とすべきという本件提案は受け入れられない。</p>	<p>第一種住居地域内の施設が港湾施設でないことは、港湾法上、当然のことであり、新たに港湾施設を設置する際は、当該施設を含んだ地域を臨港地区に指定している。</p> <p>今回、課題となっている施設は、昭和40年代に設置されたものであり、その後、都市化が進み、住居専用地域となったものである。</p> <p>当該地域については、施設の直近まで住宅が立地しており、これを臨港地区に指定し、港湾法上の規制を行うことは、いたずらに住民に混乱を与えるだけでなく、地元自治体のまちづくり計画も阻害することになりかねないことから、臨港地区の指定は困難と考えている。</p> <p>しかし、当該施設が港湾施設として実際に利用されていることを鑑みると、港湾法上の港湾施設と位置づけることが必要である。</p> <p>今回の貴省の回答については、港湾管理者として十分に理解するものであるが、現実に利用されている港湾施設の適正な管理を行うためにも、過去に設置した施設に限定するという条件において、施設認定の特例を認める弾力的な運用をお願いするものである。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
235	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託に係る事務の簡素化	道路局所管補助事業等における現場技術業務委託について、実施(継続を含む。)にあたって事前に地方整備局等担当課との包括協議を行うこととされているため、当該包括協議を廃止するなど事務の簡素化を図ること。	道路局所管補助事業等における現場技術業務の実施にあたり、事前に地方整備局等との包括協議を行い、約2、3か月程度の期間を要している。また、京都府では、最長約6か月程度の期間を要しており、速やかに交付申請や委託発注の手続きを執行することができない。	国土交通省	-	-
236	京都府、鳥取県、徳島県	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備されたい。	食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。 ○フランス法の例 売り場面積400㎡以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化  食中毒や食品事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりもきめ細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。 (京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。)	厚生労働省	旭川市、三鷹市、宮崎県	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>道路局所管補助事業等における現場技術業務委託については、補助対象の事業費から支弁されるものであり、補助目的を達成する上で必要な範囲等であるかを確認するため、実施にあたって、事前に地方整備局等担当課と包括協議を行うこととしているものである。</p> <p>なお、包括協議については地方整備局等において柔軟な運用が可能となっており、全国の状況を確認したところ、特段の支障が生じているものではない</p>	<p>包括協議については、地方整備局等において柔軟な運用が可能となっているとの回答であるが、具体的にどのような運用となっているのかお示しいただきたい。</p> <p>補助対象の事業費から支弁されていることから、包括協議の必要性については、一定理解できるが、平成28年度には、国の承認までに約6か月程度の期間を要しており、速やかに委託業務発注の手続を執行することができなかったことについては、支障が生じているものであるため、より一層の事務の簡素化を求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>本提案は、「食品事業者が食品を寄付する場合に、食品衛生法上の責任について免責すること」を提案するものと伺っている。</p> <p>食品衛生法の目的は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることであり、食品事業者に対しては、寄贈によるものも含めて、食品の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受について、清潔で衛生的に行うことを求めている。</p> <p>また、健康被害の原因となる食品の流通を防止するため、寄贈も含めて、腐敗等している又は異物が混入しているといった食品等の販売等を行うことができないこととされている。</p> <p>食品衛生法上の責任について、寄贈を基準として一律に免責した場合、上述の食品衛生法の目的を達成することができなくなるため、提案の実現は困難である。</p> <p>【参照条文】</p> <p>第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>第五条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。</p> <p>第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。</p> <p>二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。</p> <p>三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。</p> <p>四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。</p>	<p>第1次回答について了解いたしました。なお、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、寄贈も含め、食品事業者の行為を規制し、責任を明確化する必要があるところですが、食品ロス削減の観点にも配慮しつつ、食品衛生法の適切な運用を引き続きお願いいたします。</p>		<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。</p> <p>ただし、食品の安全性を担保する仕組みを新たに構築の上、実現すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
237	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化	食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「和食」と地域食文化継承推進事業へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。本事業については、少額ソフト事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で疎明資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	農林水産省	川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎市、鹿児島県	<p>○提出書類が多く、本県でも参加希望団体が事業実施をためらうケースもある。特に計画段階で見積書の提出を求められる現状を、交付申請時まで遅らせてもらいたい。実績報告についても簡素化をお願いしたい。</p> <p>○本市の場合、支払件数が具体的な支障事例のように多くはないが、事務的負担が多く感じられる。補助対象経費が限られているため、対象範囲の拡大がなされれば、より申請がしやすくなる。</p> <p>○本市においては、平成29年度に当該事業に取り組むこととしており、実績報告時において、同様のケースが想定される。</p> <p>○本県においても、具体的な支障事例と似た状況があり、28年度実績報告においては、実績書証拠書類の提出にあたり、事務的負担が非常に大きかった。(県協議会が実施主体であり、全構成団体分の支出にかかる実績証拠書類であったため件数が多かったことも原因)29年度事業は、消耗品費においては、見積もり、競争原理に基づいてと記載があり、実際問題として、付箋紙1つ買うにあっても、見積もりをとらねばならず、事業実施主体の市町・団体の事務量の増加、煩雑化が懸念される。見積もりをとらなければならぬ金額の設定等、合理性のある制度の改正が必要。</p>
243	群馬県、福島県、新潟県	医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、再交付申請、末梢申請)に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。	<p>医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)は、住所地の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。申請書の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。申請書の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医務課(薬剤師は薬務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。</p> <p>※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士</p>	厚生労働省	旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、長野県、静岡県、愛知県、京都府、熊本市、北九州市、沖縄県	<p>○【制度の必要性】本市においても、厚生労働大臣名が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提案団体と同様の方法により対応している。本市における国免許の申請受付件数は年間約1700件(H28年度実績)であり、修正等の対応も多生じているため、業務軽減の観点から大臣名の記載廃止の必要性を感じている。</p> <p>○提案県の支障事例と同様に、受付窓口において各種免許申請者に対し、厚生労働大臣名を説明すること、書類審査の際に大臣名の記載内容を確認することなどに業務上の負担が生じている。また、各種免許申請書に厚生労働大臣名を記載する特段の理由が明示されていないこと、他の多くの申請書においては大臣名の記載が求められていないことから、当該取扱いを廃止し、業務の効率化を図る必要性が認められる。</p> <p>○本県においても、医療従事者免許の各種申請を行う際に、申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名については、記載されずに提出されるケースが多く、その都度、申請者に補正を求めている。</p> <p>○厚生労働大臣の任免があった場合、申請日と厚生労働大臣名との整合性の確認に伴う事務負担がさらに増大する。</p> <p>○申請書の受付機関である医療課及び保健所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、記入例を作成して対応している。しかし、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合が多く、訂正したことがわかる様に修正した上で、厚生労働省へ進達している。</p> <p>申請書の受付件数は年間約4,000件にのぼり、厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認していることから、大きな事務負担が生じている。</p> <p>○大量の申請時には確認を行うことが困難、かつ大臣が変更された場合に混乱をきたすと思われる。「厚生労働大臣 殿」であればそのようなこともないと考えられる。</p> <p>○具体的な支障事例と同様、申請者は大臣名を記入しなければならないため、受付窓口において大臣名を掲示し、空欄・誤記の際には申請者に確認の後、大臣名のゴム印を押印する等の対応を行っている。また、県へ進達する際には再度大臣名を含む記載内容を確認しており、事務負担が生じている。</p> <p>○本県においても、医療従事者免許の各種申請の受付を保健所窓口で行っており、窓口に厚生労働大臣名を掲示する等して記載漏れ防止を図っているところである。特に、3月末から4月上旬の新規申請時には申請件数も多く、保健所及び県所管課では記載内容の確認等作業で事務負担が生じている。</p> <p>○当該業務については権限移譲に基づき、市で申請のみを付けているため、県の取扱件数に比べて少ない件数ではあるが、申請者の多数が申請書に大臣の氏名を記入しておらず、その都度、大臣の氏名を示し記入するよう対応しているところである。</p> <p>○申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならないが、厚生労働大臣のみであれば記入漏れや確認事項の軽減に繋がると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>見積書の提出については、積算根拠を示していただく必要があるものの、見積書自体の提出は求めていないので、誤解を生じないよう情報共有を図ってまいりたい。但し、積算根拠が不明確な場合については、見積もりを依頼することがあるので、御協力をお願いする。</p> <p>補助対象経費については、事業実態を見ながら、さらに拡大したい。なお、会計検査院等から指摘を受けている一部経費については、引き続き、事業者負担となることを御理解いただきたい。</p> <p>証拠書類の提出については、事業完了後に補助金の交付額を確定するためには、確定検査において事業の収支に係る全ての書類を確認することが事業の適正な執行上不可欠であることから、該当書類の提出について、引き続き御協力をお願いしたい。なお、それら証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管することが義務づけられていることも御留意いただきたい。</p>	<p>現行では、補助申請及び実績報告時の作業量等が補助額に見合わないほど多くなっている。そのような状況を改善する点から、平成27年度以前の交付金制度に戻されたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。</p> <p>ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、省令改正により対応することを検討してまいりたい。</p>	<p>提案の実現に向けて、積極的かつ迅速な検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
244	香川県	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。	特定事業所集中減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下げられるとともに、対象サービスについても3サービスから17のサービスに拡大された。この制度改正により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差がなかった。また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいこと、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から質が高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	厚生労働省	川崎市、新潟市、高山市、大津市、大阪市、大阪府、島根県、徳島県、高松市	○本市においても、制度改正後の減算の判定件数は20倍程度増加しているにも関わらず、結果は制度改正前と大差がない状態となっており、事務処理にのみ多大な労力を要しているため、制度の見直しを求めます。 ○包括支援センターが開催する事例検討会に提出している事例については、減算判定の計算から外すことができることから、事例検討会に多くの事例が提出されるため、包括支援センター等の事務負担が増大している。 ○本県においても、減算判定の対象は約3、6倍に増え、事務処理量は大幅に増加した一方、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差はなかった。 区域内にごく少数の事業所しか存在しないサービス種別によっては、利用者の選択も限られるという県内の現状を踏まえると、介護保険法第2条第3項の趣旨を損なわない範囲で、制度の見直しを図るべきである。 ○本市においても、減算判定の対象事業所が大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえた正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要している。 また、医療系サービスにおいては、利用者の必要な医療の特質に応じたサービス提供を図ることが重要であり、集中減算を意識しすぎて、利用者の状態や医療連携等を無視した不適切なサービス事業所への変更につながる虞れもある。 このようなことから、利用者に適したサービスの提供を図る上で、集中割合や集中減算に不適切なサービスについて精査するなど、制度を見直す必要がある。
245	香川県 【重点40】	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	【経緯】 本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 また、平成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が策定した「香川県産業成長戦略」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学者等から実施している。 「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用」(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 【支障事例】 ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年進級時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学直前に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学直前の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	文部科学省	宮崎県	○本県においても、今年度より地方創生枠の推薦者を募集(8月以降)することとしているが、「予約採用」の方が申込み時期が早く、進学後に確実に貸与を受けられるため、「在学採用」のみが対象となる地方創生枠推薦者の確保が困難であることが想定される。 また、香川県と同様に、地方創生枠で推薦した学生が、大学入学後に「在学採用」の成績要件等を満たせずに、無利子奨学金の貸与を受けられない可能性がある。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○特定事業所集中減算の見直しについては、「介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)」において、平成30年度介護報酬改定の際にあわせて検討することが適当とされたところであり、現在議論いただいているところである。</p>	<p>特定事業所集中減算の見直しについては、利用者の希望による特定事業所の選択の状況をはじめ、医療との連携などの地域の実情や自治体、介護サービス事業所の事務負担の軽減などを十分に踏まえた上で検討されたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>平成29年度予算では無利子奨学金について、残存適格者(予約採用においては貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象とはなっていない者)が解消された。そのため、前年度の同内容の提案に基づき、関係機関と調整の上、地方創生に係る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用に向け、最終的な調整を行っている状況。</p>	<p>地方創生枠の予約採用の適用については、平成31年度の地方創生枠の推薦にかかる募集要項に反映できるよう、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。</p>	-	-